

教科書文庫
4
370
51-1922
2000031816

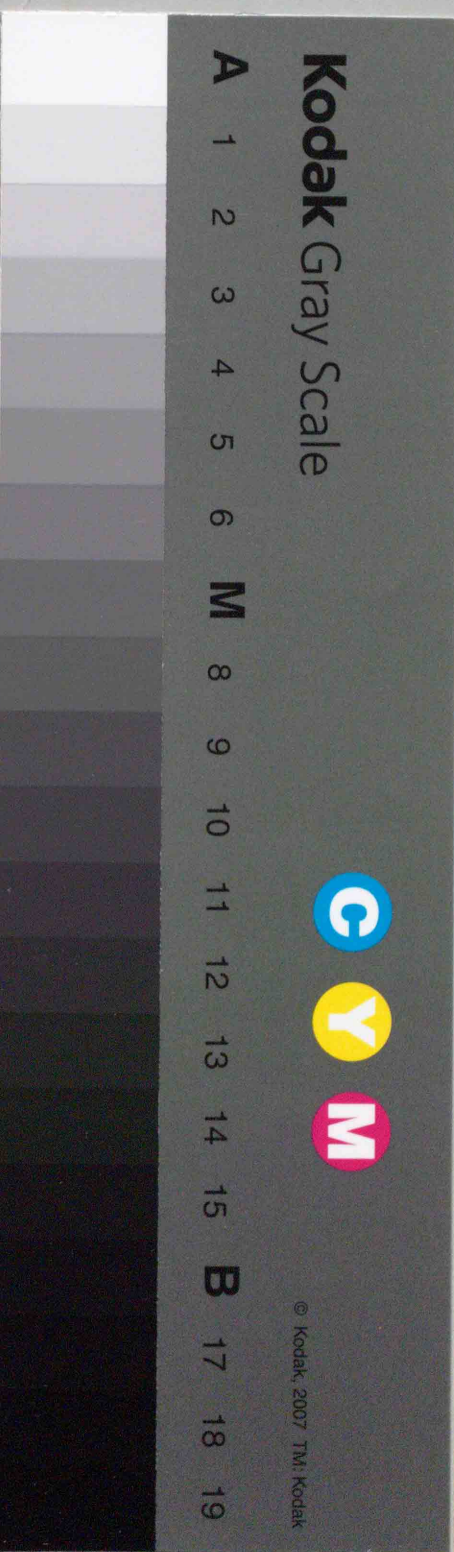
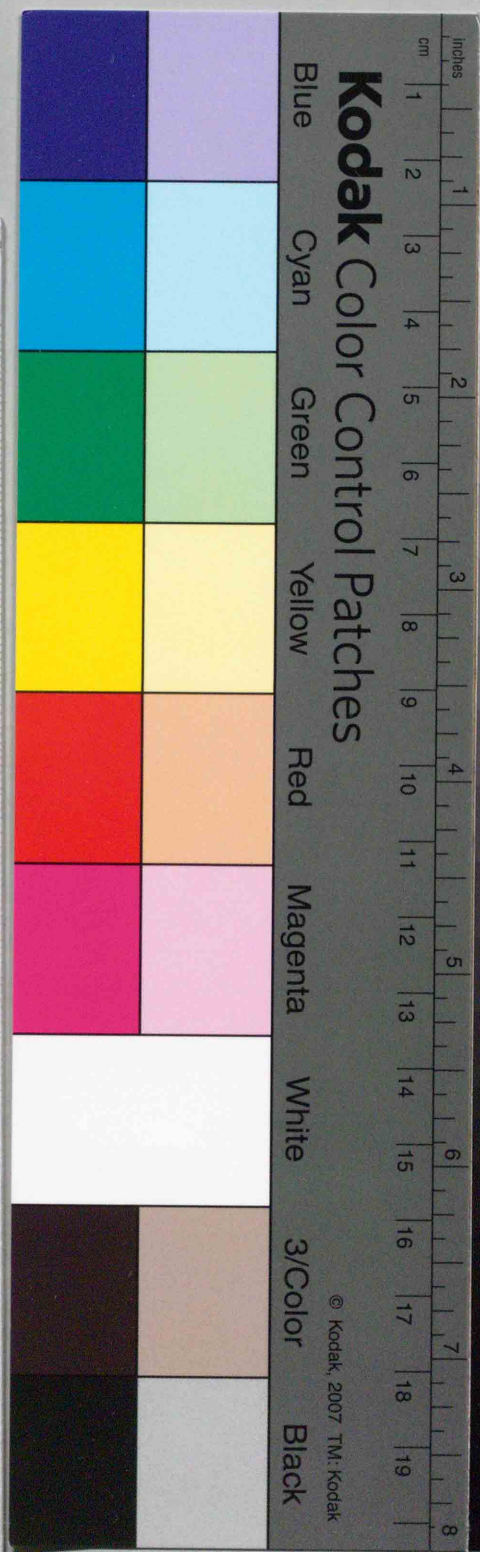
日三月二年一十正大
濟定檢省部文

撰新
書科教育教合統

學校管理法

田中寬一
日田權一
北澤種一
島田民治
共著

松邑三松堂



41214

教科書文庫

4
370
51-1922
20000 31816

711
19.22.



教科書文庫

4

370

51-1922

2000031816

資料室

375.9
T214

新撰
統合教育教科書

田中寬一
北澤種一
日田權一
島田民治
共著

學校管理法

松邑三松堂

広島大学図書

2000031816



廣島大學圖書印



凡例

一、教育科は師範学校の重要學科でありますから其の教授に粗漏の
あらう筈はありませぬ。それにも係らず、その成績が十分に擧りま
せんのは全く教科書の不備なるによるものご見なければなりま
せん。依て私共は互に研鑽を重ねて、去る大正三年十月に始めて統
合教育教科書を編纂しましたが、幸に師範學校用又は教員檢定試
驗用として各府縣に採用されまして、現に數版を重ねました。その
後、實地教授の結果必要に應じて一部分宛訂正して参りましたが、
まだ十分でありませぬ。よつて、今回最新の思潮と實地の研究に
基づいて一大訂正を加へることにいたしました。

二、本書の改訂に當つては、特に次の諸點に注意いたしました。

イ 各分科の統合聯絡を圖つたこと。

□最新の學說と實地教授の經驗とに基づいて師範教育の實際に適するやうにしたこと。

ハ從來教育の原理がごかく小學校の教育と没交渉になりがちな弊があるので、なるべくその所説を實際的にすることに努めたこと。

ニ文章を解し易くする爲に全部平明で流暢な口語にしたこと。

大正十年十月

著者識す

新撰 統合教育教科書 學校管理法

緒言

一、本書は^{統合}教育教科書の一部として、師範學校教育科の教授要目に準據し、學校管理法の講究すべき事項を記述したものである。

一、本書は全體としての統合聯絡に重きを置いたけれども、各分科はそれごとく完結したものととして編纂してあるから、たごひ單獨に之を使用しても何等の差支はない。

一、學校管理法の範圍は廣汎であるから、之を詳述することは小冊子の能くする所ではない。本書は師範學校に於ける實際の教授時數を計り、分量を加減し、而も其の要領を會得するに都合のよいやうにしてあるから、教科書として最も適當であること信ずる。

一、學校管理法は法令に遵據して講究するものであるから、法令の改

廢される毎に改訂しなければならぬ。本書は地方學事通則を始め凡て最新の法令に基づいて記述してあるから、安心して使用するここが出来る。

一、學校管理法は要するに法の活用を目的とするものである。故に之に關する知識と趣味をもつてゐなければ國家の要求する活教育を行ふことは出来ぬ。教授者は宜しく中央官廳及び地方官廳から發布された現行法規、並に府縣師範學校附屬小學校細則等と對照し、務めて實例を擧げて法の精神と教育界の實際とをよく學生に理解させ、且教育の權威もあり趣味もある事業であるといふことを曉らせ、奮つて之に當らうといふ自信と抱負とを誘發しなければならぬ。

一、章節の末尾若しくは段落の後に記した参照の事項中、令とあるのは小學校令、規則とあるのは小學校令施行規則の略語である。

新撰

統合教育教科書 學校管理法目次

第一章	學校管理法の意義	一
第二章	教育制度の概要	三
第一節	國家と教育	三
第二節	自治體と教育	六
第三節	教育行政機關	九
第四節	學校の種類及び系統	一六
第五節	小學校に關する法令	二二
第三章	小學校の本旨	二五
第四章	小學校の種類	三〇
第五章	小學校の設置	三二

第一節 市町村立尋常小學校の設置……………三二

第二節 市町村立高等小學校の設置……………三六

第三節 私立小學校の設置……………三七

第六章 小學校の教科……………三九

第一節 修業年限……………三九

第二節 教科目……………四〇

第三節 教科課程……………四三

第四節 教授細目・教案・教授録及び日課表……………四九

第五節 兒童成績考查……………五五

第六節 教科用圖書……………五九

第七節 教授期間・休業日及び儀式……………六一

第七章 小學校の編制……………六六

第一節 學級編制……………六六

第二節 教員配置……………七六

第三節 學級擔任……………七八

第四節 學級の經營……………八〇

第五節 補習科……………八三

第八章 小學校の設備……………八七

第一節 設備規程……………八七

第二節 校地……………八九

第三節 校舍……………九二

第四節 體操場……………九七

第五節 校具……………一〇二

第六節 學校園……………一〇八

第九章 就學……………一一〇

第一節	學齡及び就學義務	一一〇
第二節	就學義務の猶豫及び免除	一一六
第三節	就學に關する事務	一二七
第十章 小學校の職員		
第一節	職員の種類	一二二
第二節	資格及び待遇	一二四
第三節	職務及び服務	一二九
第四節	權限	一三五
第五節	俸給諸給與及び旅費	一三七
第六節	恩給	一四一
第七節	任用及び解職	一五三
第八節	懲戒處分業務停止	一五七
第九節	小學校教員心得	一五九

第十一章 小學校の事務		
第一節	校務の種類	一六七
第二節	表簿の種類	一七二
第三節	會合の種類	一七四
第十二章 小學校の費用負擔及び授業料		
第一節	費用の負擔	一七八
第二節	經費の豫算	一九〇
第三節	授業料	一九二
第四節	基本財産及び積立金	一九五
第十三章 小學校に類する各種學校		
第十四章 幼稚園		
第十五章 小學校の管理及び監督		
		二〇三

第十六章 學校衛生

第一節	學校衛生の必要	二〇五
第二節	採光	二〇六
第三節	通風	二〇七
第四節	煖房	二〇九
第五節	清潔法	二一〇
第六節	教授上の衛生	二一五
第七節	身體検査	二二一
第八節	學校醫	二二九
第九節	學校病	二三四
第十節	學校傳染病	二四三
第十一節	救急療法の概要	二五八

附 錄

地方學事通則	一
小學校令	三
小學校令施行規則	一七

目次 終



新撰 統合教育教科書

學校管理法

第一章 學校管理法の意義

學校管理法の
意義

學校管理法は教育科の實際的方面に屬するもので、主に教育法令に準據し、諸般の學理に照して、小學校を完全な國民教育所となし、其の教育の効果を佳良ならしめる方法を講究するものである。

所謂教育學は、理論に基づいて組織的に講究するのが本領であるから、何れの國でも、そのまゝにこれを小學校の實際に施すことは出来ない。なぜならば、國家は各、その特色を有

管理法講究の
範圍及び區分

し、その情態を異にしてゐるから、教育の制度や法令も畫一ではない、而して小學校の事業は一に此の制度や法令の指示する所に據つて施設運用すべきものであるからである。學校管理法の本領は即ち此の點にある。學校管理法の講究すべき範圍は頗る廣汎で、教育制度を始め、小學校の設置設備、編制、教科等から兒童就學、職員衛生、經濟表簿等に至るまで、實際的事項の一切を包含してゐる。師範學校の教育科で**教育制度**、**學校管理法**、**學校衛生**を教授するところ、定められたのは便宜上の區分で、其の間に畫然たる限界があるわけではなく、總て廣義の管理法の内に包括し得べきものである。故に本書は學校管理法の名の下に是等一切の事項を包括して、先づ教育制度を概説し、次に狹義の管理法を説述し、最後に學校衛生について畧説しよう。

思ふ。右の如く學校管理法は教育の實際的方面を講究するものであるから、苟も小學校教員たるものは、資格の種類、男女の區別を問はず、一樣に之を重要視しなければならぬ。單に學校長の心得べきことこのみ思ふが如きは、たいへんな心得ちがひである。

第二章 教育制度の概要

第一節 國家と教育

世界の大戦亂が局を結んだ結果として、國際聯盟が成立し、新に平和の保障を得るに至つたが、その威力はまだ戰爭を根絶し、世界を永久に安寧ならしめるに足らない。如何なる國家も、如何なる民族も、各、其の所を得て、平和の裡に交際通

國家と教育

商をなし、人類の幸福を完うしようこの思想は大戦の齎した一大福音であるが、之と同時に、強固な國家主義の下に國民の統一團結を圖らなければ、國家の存立繁榮を期することは出来ない。されば列國は皆此の主義に據つて孜孜として戦後の經綸畫策に努めて居る。是れ實に現下宇内の大勢である。謂つてよい。而して國家が國際競争に處して優越の地歩を占めようとするには、軍備の整頓、財政の豊富、學藝の發達等一として必要でないものはないけれども、最も根本的で、國家自衛の第一義とも謂ふべきは即ち教育である。從來の教育は多くは個人主義を取つて居たが、今後は公正な國家主義の下に穩健な國民教育を行はなければならぬやうに立ち至つた。若し國民の心身が羸弱で、其の行動が利己放肆に流れたならば、國家の實力が減退するばかりでな

く、個人の幸福も亦享有することが出来ないのは勿論である。故に國家は健全な國民を養成する爲に國家自ら其の要綱を規定して、國民の思想や感情を統一し、其の團結を強固にしようとする。是れ即ち普通教育の國家に重きを爲す所以であり、又教育者が自重自奮して國家の期待に副はねばならぬ所以である。

國家と教育との關係は前に述べた通りであるから、教育に關する政務は國家が自ら處理するのが本則である。即ち教育事務は所謂國政事務に屬するのである。しかし、一方で市町村自治體を認める以上は、幾分の權能を之に分たねばならず、又教育は地方の情況に適應さすべき必要もあるから、稍重要ならぬ事務は國家の權力を割いて之を市町村自治體に委任し、その重要な事務に限つて國家が自ら之を處理

市町村の教育事務

國の教育事務

することになつてゐる。前者を市町村の教育事務と云ひ、後者を國の教育事務といふ。國の教育事務に屬するものは小學校の目的・種類・修業年限・教科・編制・就學の義務・教員の資格・費用の負擔及び授業料に關することなどである。是等は國家が自ら之を規定し、且自ら之が處分をなすべきものである。

第二節 自治體と教育

自治體と教育

市町村は一定の土地と人民とから成り立つて居る獨立の地方團體で、之を自治體といふ。此の自治體は所謂法人で、法律上、一個人と等しく權利を有し、義務を負ひ、且自ら該團體の公共事務を處理するものである。けれども固より絶對の獨立團體ではなくて、當然國家の一部に屬し、法律を以て其

の活動の範圍を規定されてゐるものである。

府縣は市町村の上に位する自治體であるけれども、其の組織が不完全で、且市町村を基礎として立つものであるから、市町村は實に自治制度の根本中樞をなすものである。而して國家は畢竟此等の自治體の集合體であるから、自治體が健全な發達を爲すことは國家の繁榮する一大要件である。と謂つてよい。

普通教育は國家の存立の上に必要なことは勿論であるけれども、亦自治體の發達にも至大な關係がある。故に市町村は出來得るだけの力を兒童の教育に致さなければならぬ。是れ自治體の存在を強固にするに同時に、我が國家を自衛する所以である。而して教育者は實に此の自治體の中で實際の活動をなすものであるから、自ら自治體の中心を以て

市町村の教育事務

任ずるだけの見識と實力とを有し、常に該團體の穩健な發達を念としなければならぬ。

自治體が國家から委任されて當然處理すべき所謂市町村の教育事務は、主として校地の選定、校舎の建築修繕、書籍器具の購入、俸給、旅費の支辨等である。市町村は各、其の力に應じて、之が經營をなさねばならぬ。

此の市町村の教育事務を處理するものは市町村の行政機關たる市町村長である。而して國の教育事務も亦法令の定むる所に従ひ、國家の委任に依つて、市町村長が之を處理するのである。故に市町村長は自治體の機關として市町村の教育事務を處理すると共に、國家の行政機關として國の教育事務の一部を執行するものである。

第三節 教育行政機關

教育行政機關

我が國の教育行政機關は官廳に文部大臣、府縣知事、道廳長官、郡長、島司、支廳長があり、自治體に市町村長及び市町村學校組合長、町村學校組合長がある。但し朝鮮、臺灣、樺太及び關東州の如き特別の行政を施す地方は之に與らぬ。以下各機關に就いて説明しよう。

文部大臣

一、**文部大臣** 文部大臣は教育、學藝及び宗教に關する事務を管理する官廳で、教育行政の最高機關である。

補助機關

文部大臣の補助機關には次官、局長、參事官、祕書官、書記官、事務官、督學官、學校衛生官、圖書事務官、圖書監修官、技師、屬及び技手がある。各上官の命を承けて事務を分掌する。

文部大臣が事務を處理する文部省は、大臣官房、專門學務

督學官
視學委員

文部省督學官
及視學委員
學事視察規程

局・普通學務局・實業學務局・圖書局及び宗教局の六部に分れて居る。而して普通教育に關する事務は普通學務局の分擔に屬する。

教育學事の視察は督學官が主として之に當り、又別に直轄學校の職員中から視學委員を任命して、特に指命された學事を視察させることになつてゐる。而して是等視察官の視察に關する要項は左の規定に詳かである。

○文部省督學官及文部省視學委員學事視察規程(大正三年四月三十日文部省訓令號外)

第一條

文部省督學官學事視察ヲ命セラレタルトキハ左記ノ事項ニ就キ視察スヘシ

- 一 教育行政ノ狀況
- 二 學校教育ノ狀況
- 三 學校衛生ノ狀況

四 學校經濟ノ狀況

五 學事關係職員執務ノ狀況

六 通俗教育其ノ他教育學藝ニ關スル諸施設ノ狀況

七 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項

第二條 文部省督學官視察中緊急處理ヲ要スト認メタル事項アルトキハ直ニ文部大臣ニ具申スヘシ

第三條 文部省督學官ハ視察中左記ノ事項ニ就キ關係者ニ注意ヲ與フヘシ

- 一 法令ニ牴觸シタル事項
- 二 省議ノ決定ニ反シタル事項
- 三 教授ノ方法ニ關スル事項
- 四 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項

必要アル場合ニ於テハ教授ノ方法ニ關シ指導スルコトヲ得

第四條 文部省督學官視察上必要ト認メタルトキハ日課ヲ變更シテ教授ヲナサシメ又ハ生徒兒童ノ學力ヲ試驗スルコトヲ得

第五條 文部省督學官視察ヲ終リタルトキハ直ニ口頭ヲ以テ大要ヲ文部大臣ニ復命シ更ニ一箇月以内ニ復命書ヲ提出スヘシ

第六條 文部省視學委員ハ文部大臣ノ命ヲ受ケ特ニ指命セラレタル學事ヲ視察ス

視學委員視察ヲ終リタルトキハ一箇月以内ニ復命書ヲ提出スヘシ
第二條及第四條ノ規定ハ視學委員ノ視察ニ關シ之ヲ準用ス

府縣知事

二、府縣知事(道廳長官) 府縣知事(道廳長官)は其の府縣内一般の行政を掌る官廳で、教育に關しては文部大臣の指揮監督を受けて其の管内に於ける教育行政事務を掌る。府縣知事の補助機關の中で教育に關係のあるものは、内務部長、理事官(視學官)屬及び視學である。内務部長は知事の命を受けて管内の教育に關する事務を掌理し、理事官(視學官)は内務部に屬し、上官の命を受けて學事の視察、其他教育に關する事務を掌り、屬は學事に關する庶務に

郡長

從事し、視學は學事の視察及び教育に關する庶務を掌る。又府縣の師範學校長は該管内の小學校教育に關する學事を視察すべき任務を有する。

三、郡長(島司支廳長) 郡長(島司支廳長)は地方長官の指揮監督を受けて其の管内に於ける教育行政事務を掌る。補助機關としては、郡長には郡書記、郡視學があり、島司には島廳書記、島廳視學がある。又支廳長には屬がある。

郡視學及び府縣視學の學事視察要項は次の通りである。

- (一) 教育に關する勅語の趣旨の實際に行はれる狀況。
- (二) 町村に於ける教育行政の狀況。
- (三) 學校教育の狀況。
- (四) 學校衛生の狀況。
- (五) 學事關係職員執務の狀況。

市町村長

(六) 學事集會の狀況。

四、市町村長市町村學校組合管理者町村學校組合管理者

市町村長市町村學校組合管理者町村學校組合管理者は自治體の機關であつて官廳ではないけれども、知事郡長の指揮を受けて市町村又は市町村學校組合又は町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、且市町村の教育事務を行ふ。

學務委員

補助機關としては助役及び市町村吏員があり、又名譽職たる學務委員がある。而して市町村に於ける學務委員の數は十人以下(東京市は十五人を最多限とする。)とし、其の組織は市に在つては市參事會員市會議員及び市公民、町村に在つては町村會議員及び町村公民から選舉した者と、市町村立小學校の男教員中から市町村長が任命した

者こから成り立つ。而して左記の事項に就いて市町村長市町村學校組合管理者町村學校組合管理者區長並に其の代理者を補助し、又は其の諮問に應じて意見を述べることその職務とする。(令六二則一八二二八三參照)

- (一) 就學督促に關すること。
- (二) 家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修める者の認可に關すること。
- (三) 就學義務の免除又は就學の猶豫に關すること。
- (四) 設備に關すること。
- (五) 經費豫算の調製に關すること。
- (六) 授業料に關すること。
- (七) 學校基本財産に關すること。
- (八) 教科目の加除選定に關すること。

- (九) 修業年限に關すること。
- (一〇) 補習科の設置廢止に關すること。

第四節 學校の種類及び系統

學校の種類及び系統

我が國の學校の種類は、其の教育の目的に依つて、普通教育、實業教育、専門教育、師範教育及び特別教育の五部に分けることが出来る。今各部に屬する學校を左に列記しよう。

一、普通教育 國民としての一般的陶冶を施すことを目的とする。

(一) 幼稚園 満三歳から尋常小學校に入學するまでの幼兒を保育する所である。

(二) 小學校 尋常小學校及び高等小學校の二種に分たれる。

小學校

幼稚園

普通教育

る。

尋常小學校は六箇年を以て修業年限とする。我が國民は必ず此の教育を受けなければならぬ。所謂義務教育である。英・佛・獨等の諸國では國民の貧富の階級に依つて、就學の初めから學校の種類を異にして居るが、我が國では國民の全部が先づ尋常小學校に入つて一様な基礎的教育を受くべきものと定めてある。是れ實に我が教育制度の一大特色である。此の一大特色が國民精神の統一融合の上に、好影響を齎すことは言ふまでもないことである。

高等小學校は尋常小學校を卒業した兒童に對して、稍深く、そして完結した普通教育を施す所である。その修業年限は二個年又は三個年である。

中學校

(三) 中學校 尋常小學校を卒業した男子に必要な高等普通教育を施す所で、その修業年限は五箇年である。

高等女學校

(四) 高等女學校 尋常小學校を卒業した女子に必要な高等普通教育を施す所で、その修業年限は五箇年又は四箇年(土地の情況に依つては、三箇年とする)とも出来る。

である。高等女學校では、その上に尙高等科や專攷科を置くことが出来る。修業年限は各二箇年又は三箇年である。又二箇年以内の補習科を置くことも出来る。

實科高等女學校

(五) 實科高等女學校 高等女學校の一種で、家政に重きを置いて教育する所である。其の修業年限は左の三種に分たれる。

- (イ) 尋常小學校卒業生を收容するもの…………… 四個年
- (ロ) 高等小學校第一學年修了生を收容するもの…………… 三個年

(ハ) 修業年限二箇年の高等小學校卒業生を收容するもの…………… 一一個年

盲聾啞學校

(六) 盲聾啞學校 盲學校は盲人に、聾啞學校は聾啞者に普通教育を施し、其の生活に須要なる特殊の知識技能を授くることを目的とし、道府縣に於て設置の義務を負ふものである。

實業教育

二、實業教育 實業教育の學校は農業・工業・商業等に從事するものに須要な教育を施すことを目的とする。

專門教育

三、專門教育 高等の學術技藝を教授し、若しくは學術の蘊奥を攻究することを目的とする。

高等學校

(一) 高等學校 高等學校は修業年限が七箇年で、高等科三個年、尋常科四個年とする。但し高等科のみを置くことも出来る。男子の高等普通教育を完成するを目的とする。

帝國大學

(二)帝國大學 帝國大學には諸種の學部がある。各學部の在學年限は三個年以上で、醫學部だけは四個年以上である。

大学院は大學の卒業生が更に進んで學藝の蘊奥を攻究する所で、在學年限を二個年とする。但し三個年間は希望に依り、一年毎に在學延期を許されることがある。

各種専門學校

(三)各種専門學校 専門學校は各種の専門に屬する學術技藝を教授する所で、その修業年限は三個年以上である。高等農林學校、高等商業學校、高等工業學校、高等商船學校、醫學專門學校、鑛山專門學校、蠶糸專門學校、外國語學校、美術學校、音樂學校等は皆之に屬する。

師範教育

(四)師範教育 師範教育の學校は、普通教育に従事する教員を養成することを目的とする。

師範學校

(一)師範學校(男) 師範學校は小學校教員を養成する所で、本科(第一部)と豫備科(第二部)に分ける。その入學資格は、豫備科では修業年限二個年の高等小學校卒業生(女生徒に限入學させることが出来る)、本科第一部では修業年限三個年の高等小學校卒業生(女生徒に限つて修業年限二箇年の高等小學校卒業生を入學させることが出来る)、第二部では中學校又は高等女學校卒業生である。又修業年限は、豫備科は一個年、本科第一部は四個年、第二部は男子は一個年(一個年以内延長す)、女子は二個年又は一個年である。

高等師範學校

(二)高等師範學校(男) 高等師範學校は、師範學校中學校及び高等女學校の教員を養成する所で、その修業年限は男女とも四個年である。

特別教育

五、特別教育 文部大臣の管理以外に屬し、特別の目的に依

つて設置された學校も少なくない。その主要なものは左の通りである。

- (一) 宮内省所管の學習院・女子學習院。
- (二) 内務省所管の神宮皇學館。
- (三) 陸軍省所管の大學校・士官學校・幼年學校・經理學校等。
- (四) 海軍省所管の大學校・兵學校・機關學校・經理學校等。
- (五) 農商務省所管の水産講習所。
- (六) 遞信省所管の商船學校等。

近年私立學校の發達は大いに觀るべきものがあつて、或は普通教育に、或は専門教育に、其の數が甚だ多い。而も是等は總て私立學校令及び其の他の法令に準據すべきものとなつて居る。

以上説明した普通教育實業教育専門教育師範教育に屬す

る學校の系統は次頁の表によつて之を知るがよい。

第五節 小學校に關する法令

小學校に關する法令
小學校令

小學校教育に關する根本法は**小學校令**である。我が國の小學制度は明治五年の學制に創まり、數回の變更を経て、同二十三年の小學校令(勅令第二百十五號)となり、大いに改善整備されたが、同三十三年八月更に改善されて現行の小學校令(勅令第三百四十四號)となり、爾來國運の進歩と共に、數次部分的改正を加へられて今日に至つたのである。

小學校令施行規則

小學校令に次いで重要な法令は、**小學校令施行規則**である。小學校令施行規則は小學校令實施上の方法・手續等を詳細に規定したもので、明治三十三年八月文部省令第十四號を以て小學校令と共に發布され、爾來小學校令と同じく數度

第三章 小學校の本旨

小學校の本旨

小學校の本旨即ち小學校教育の目的は、小學校令第一條に次の如く規定されてある。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及ヒ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

此の條文は明治二十三年の小學校令で始めて定められ、爾來聊かの變更をも見ないで今日に及んだのである。今、此の條文に依つて教育の本旨を考察すれば、

- 一、兒童身體の發達に留意すること。
- 二、道德教育の基礎を授けること。
- 三、國民教育の基礎を授けること。

四、普通の知識技能を授けること。

の四大目的を包含することが明かである。是れ實に小學教育の目的、精神を完全に表明したものと謂つてよい。而して兒童身體の發達に留意することは基礎的要項であつて、道德教育と國民教育とは、合して一項と見ることが出来る。

一、兒童身體の發達に留意すること。 人生活動の根源は身體の強健にある。身體が若し弱かつたら、常に勞作に堪へないばかりでなく、精神の發達にも悪影響を及ぼし、個人としては不幸の人となり、國家としては國力の萎靡不振を來すこととなるのである。蓋し邦人は戰場に立つては頗る勇敢であるが、さりさて強健な身體を有してゐることはいへない。かの毎年行はれる壯丁の體格検査の結果に徴し、又呼吸器病患者の増加に顧みると、實に寒心に堪へ

兒童身體の發達に留意すること

ないではないか。今後一層國民の體育に注意し、強壯な人を養成することは、實に急務中の最大急務である。而して此の目的を達するには、兒童期に於て周到な注意をなすことが最も肝要である。是れ小學教育を行ふに當つて、常に兒童の身體の發達に留意すべきことを定められた所以である。

道德教育の基礎を授けること

二、道德教育の基礎を授けること。人として世に立つには、其の徳性を涵養し、人道を實踐しなければならぬ。人が若し利己をのみ事として、他に對する本務を疎にしたならば、社會は争鬪の巷となり、萬物の靈たる人類の特色はなくなつてしまふであらう。故に小學校教育に於ては、他日道德的生活を營むに足るべき素地を兒童に形成させて、善良な人物の萌芽を培養しなければならぬ。是れ道德教

國民教育の基礎を授けること

育の必要な所以である。

三、國民教育の基礎を授けること。國の内外を問はず、人々各、其の分を守つて他を犯さず、平和圓滿な道德的生活を遂げるならば、特に國民教育を標榜する必要はないであらう。然るに列國對峙の今日に在つては、我が國體をよく兒童に辨へさせ、わが良風美俗に薰染させて、堅實な國民的志操を涵養しなければ、國家の隆昌も、個人の福利も共に望むことは出來ない。是れ健全な日本人となるべき基礎として、國民教育を授けねばならぬ所以である。但し外國人との交際を益、親密にすべきこと、排外思想の最も忌むべきことなどを教へるのも亦甚だ大切である。

普通の知識技能を授けること

四、普通の知識、技能を授けること。兒童は他日成長の後、各實際生活に入つて、相當の業務を執らなければならぬ。小

學校で日常生活に必須な普通の知識・技能を授けるのは、畢竟其の素養をさせるためである。而して此の知識・技能は各種の職業に對する直接の準備ではなくて、一般的基礎的のものであるべきは無論のこゝである。

小學校の種類

第四章 小學校の種類

我が國の小學校には尋常小學校・高等小學校・尋常高等小學校・市町村立小學校・私立小學校・單級小學校・多級小學校の七通りある。是等の名稱は教科の程度・費用負擔の所在・編制の様式等の異なるところから起るのである。今次に之を説明しやう。

一、教科に依る種類

(一) 尋常小學校 我が國民に義務教育を施す所である。我

教科による種類
尋常小學校

が國民は何人を問はず必ず之に入學して一般的基礎教育を受けなければならぬ。

(二) 高等小學校 尋常小學校の教科を了へた者に、高尚で

完結した普通教育を授ける所である。此の教育を受けると否かは國民の任意であるが、進んで中等教育を受け得ない者の教育所としては最も便利である。

(三) 尋常高等小學校 尋常小學校の教科と、高等小學校の

教科とを一校に併置したものである。

尋常高等小學校

二、費用負擔に依る種類

(一) 市町村立小學校 市町村立小學校とは、其の教科の尋常たるに高等たるに、尋常高等の併置たるを問はず、市町村、町村學校組合若しくは其の學區又は市町村學校組合の負擔を以て設置する小學校をいふ。

費用負擔に依る種類
市町村立小學校

私立小學校

(二)私立小學校 私立小學校とは、私人の費用を以て設置する小學校をいふ。

右の外、國費で設置する高等師範學校附屬小學校の如き官立小學校もあり、又府縣費で設置する府縣師範學校附屬小學校の如き府縣立小學校もある。

三、編制に依る種類

(一)單級小學校 年齢能力等の差異に拘はらず、全校兒童を一學級に編制した小學校をいふ。

(二)多級小學校 全校兒童を二學級以上に編制した小學校をいふ。

編制による種類
單級小學校

多級小學校

市町村立小學校の位置

第五章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

國家は國民全體に對し、其の子弟に必ず尋常小學校の教育を受けさせることを強制してゐる。然らば理論上、國家は學齡兒童を收容するに足るべき小學校を設置して之を待たなければならぬ。しかし小學校の設置は各地方の情況に適應させるのが善いといふ事情もあるから、國家は便宜委任事務として之を市町村に託し、市町村が的確に尋常小學校設置の義務を負ふべきことを命令してゐる。小學校令第六條に「市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ」とあるのは、即ち此の事である。

相當の資力を具へてゐる市町村では、此の本則に依つて單獨に設置することが出来るけれども、貧弱な自治體では之に依れないのがあり、又資力には乏しくなくても、他の事情

特別法

に依つて獨立經營の出来ないものもある。是等の場合には特別法を定めて之に依らせることゝしてある。

特別法に依るべき場合は左の三通りある。

- (一) 一町村の資力が不十分で、所要の尋常小學校を設置するに堪へない場合。
- (二) 一町村に於ける就學兒童數が過少なため、一尋常小學校を構成するに足りない場合。
- (三) 一町村の地形に依り、適度の通學路程内では就學兒童が過少なため、一尋常小學校を構成するに足りない場合。

學校組合
兒童教育事務
の委託

(一)の場合では、地方學事通則に依つて他の町村と學校組合を設け、共同の資力を以て尋常小學校を設置させ、(二)(三)の場合では、他の町村と學校組合を設けるか、又は就學兒童の全

部若しくは一部の教育を他町村・町村學校組合又は其の學區に委託させる。而して之が委託を受けた町村・町村學校組合又は其の學區は必ず之を應諾しなければならぬ。

(地方學事通則五、八參照)

町村の資力が一層薄弱で、學校組合並に教育事務委託に關する費用をも負擔するに堪へない場合、又は市の資力が不十分で自ら尋常小學校設置の費用を負擔し得ない場合には、府縣は町村又は市に對して相當の補助を與へねばならぬ。(令五三、五四參照)

兒童教育義務
の免除

尙例外として、兒童教育義務の免除といふことがある。それは土地の狀況に依り、前記特別法の如何なるものにも依ることが出来ないとき、萬己むを得ざるものとして、該町村に對し、尋常小學校の設置又は兒童教育事務委託に關する義

尋常小學校の
校數並に位置

務を免除することをいふ。(令一二、參照)
市立尋常小學校の校數並に位置は、直接の監督官廳たる府
縣知事が市の意見を聞いて之を決定し、町村立尋常小學校
の校數並に位置は、直接の監督官廳たる郡長が町村の意見
を聞いて之を決定する。但し後者の場合には府縣知事の認
可を受けなければならぬ。(令九、參照)

第二節 市町村立高等小學校の設置

市町村立高等
小學校の設置

小學校は尋常、高等の別なく、同じく初等普通教育に屬する
けれども、其の設置上、國家に對する關係を見ると、一は必然
のもの、一は自由のものである。詳言すれば、尋常小學校は義
務教育を施す所として市町村の必設すべきものであるが、
高等小學校は義務教育の學校でないから、之を設置することに

否は全く市町村の任意に屬する。即ち市町村は市町村又は
學區の負擔に依り、或は學校組合を設けて高等小學校を
設置することが出来る規定である。而して、之を設置し又は
廢止するには凡て府縣知事の認可を受けなければならぬ。

(令一四、二五、參照)

抑、尋常小學校を卒業したばかりで、中等學校に進み得ない
多數の兒童のために高等小學校を設け、是等の兒童に稍、精
深、完結した教育を受けさせることは、我が國運發展の上か
ら最も必要である。往年義務年限を六個年に延長されたこ
共に、高等小學校が稍、閑却されたのは遺憾の事である。吾人
は寧ろ成るべく三年程度の高等小學校を設置して、堅實適
切な教育上の効果を擧げるやうにしたいと切望して已ま
ぬものである。

私立小學校の設置

第三節 私立小學校の設置

小學校は市町村で之を設置すべきものであるけれども、私人が若し自費で設けようとする場合には、國家は之に認許を與へる。蓋し教育に興味を有する者又は篤志家が相當の費用を投じて私立の小學校を設置し、懇切な教育を行へば、其の効果は却つて公立の小學校を凌駕することがないでもない。又場合に依つては、私立の小學校があるために、市町村教育費の不足を補ふといふ便宜もあるであらう。而も法令の規定に従つて、公立の小學校と同様の教育を行ふのであるから、國民教育の統一を傷ける虞は決してない。右の理由に依つて、國家は小學校の設置を私人に許し、敢て檢束を加へない。即ち何人でも、府縣知事の認許を受ければ

私立の小學校を設置することが出来る。そして之を廢止しようとするときは、同じく府縣知事の認許を受けなければならぬ。(令一六、參照)

第六章 小學校の教科

第一節 修業年限

修業年限

尋常小學校のは修業年限六個年、高等小學校の修業年限は二個年又は三個年で、補習科の修業年限は尋常高等共に二個年以下である。高等小學校の修業年限は二個年を本體とするから、之を三個年にしようとする場合には、市町村立小學校に在つては市町村若しくは市町村學校組合、町村學校組合に於て、私立小學校に在つては設立者に於て府縣知事の認許を受けねばならぬ。

教育義務年限

尋常小學校は國民必修の教科を授ける所であるから、子弟をして之を卒業させることは國民の國家に對する一大義務である。故に此の六個年を稱して**教育義務年限**といふ。この義務年限は従前四個年であつたが、明治四十年始めて六個年に延長された。是れ實に一段の進歩で、理論上、國民の實力・品位が向上されたものと觀ることが出来る。之を歐米諸國の事例に徴するに、多くは八個年を以て義務年限とし、其の上に尙數個年の補習教育を強制して、何れも國民の基礎教育を完成することに熱中してゐる。我が國も亦固より六個年に満足するものではない。現に八個年説は教育者の一致して唱道する所で、之が實行は唯時期の問題である。謂つてよい。吾人は、一日も早く其の實現を望んで已まないものである。(令一八、參照)

教科目

第二節 教科目

小學校教育の内容を定めるには、先づ以て教科目を選定せねばならぬ。而して國民教育の性質上、國家は自ら之が選定權を占有し、斷じて國民の自由選擇を許さない。明治五年に始めて學制の頒布されたときは、教科目の數が實に二十八の多きに上つたが、爾來教育令の改正と共に追々其の數を減じ、且聯絡と統一とを得るやうになり、現制に及んで大に整備の域に進んだのである。

現行の教科目を擧げれば次の通りである。

一、尋常小學校

必設科目……

修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女)

加設科目……………手工
 當分缺き得る科目……………唱歌
 二、高等小學校

必設科目……………
 (修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・
 唱歌・體操・裁縫(女)
 手工・農業・商業・家事(女)の二科目又
 は數科目。

加設科目……………圖畫・外國語其他必要な科目。
 當分缺き得る科目……………唱歌・手工・農業・商業・家事(女)
 尋常小學校では、手工は加設科目で必設科目ではないけれ
 ども、兒童を勤勞作業に慣れさせて工夫構成の習慣を養ふ
 ことは、今後の我が國民教育上緊要のこゝであるから、事情
 の許す限り之を加設するがよい。

教科課程

小學校の教科目を加除しようとするときには、市町村立小
 學校に在つては管理者、私立小學校に在つては設立者に於
 て府縣知事の認可を受けねばならぬ。(令一九二〇、二三參照)

第三節 教科課程

教科目を各學年に配當して其の程度及び毎週教授時數を
 定めたるものを**教科課程**といふ。各教科目に於て、如何なる事
 項を如何なる程度に教授すべきかは之に依つて知ること
 が出来ぬ。國民教育の性質上、國家は其の統一を計るために、
 小學校令施行規則中に左の如く規定してある。

一、尋常小學校教科課程表

第四號 表(大正八年文部省令第六號改正)

學年	毎週教授時數
第一學年	毎週教授時數
第二學年	毎週教授時數
第三學年	毎週教授時數
第四學年	毎週教授時數
第五學年	毎週教授時數
第六學年	毎週教授時數

修身	國語	算術	歴史	地理	理科	圖畫	唱歌	體操	裁縫
二 道德ノ要旨	一〇 假名、日常須知ノ文字及近 易ナル普通文 ヲ讀ミ方、綴リ方	五 百以下ノ數ノ 方、二十以下 ノ數ノ範圍内 ニ於ケル加減 乗除				(單形、簡單ナル形體)	四 平易ナル單音 ノ唱歌	四 體操 ノ遊戯	
二 道德ノ要旨	二 假名、日常須知ノ文字及近 易ナル普通文 ヲ讀ミ方、綴リ方	五 千以下ノ數ノ 方、百以下ノ 數ノ範圍内ニ 於ケル加減乗 除				(單形、簡單ナル形體)	四 平易ナル單音 ノ唱歌	四 體操 ノ遊戯	
二 道德ノ要旨	二 日常須知ノ文字及近 易ナル普通文 ヲ讀ミ方、綴リ方	六 通常ノ加減乗 除				一 單形、簡單ナル形體	一 平易ナル單音 ノ唱歌	三 體操 ノ遊戯	
二 道德ノ要旨	二 日常須知ノ文字及近 易ナル普通文 ヲ讀ミ方、綴リ方	六 通常ノ加減乗 除及小數ノ呼 ビ方、簡易ナル 算術ノ加減			二 植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、化學上ノ 物理學	一 簡單ナル形體	一 平易ナル單音 ノ唱歌	三 體操 ノ遊戯	二 運針法、縫 方、衣類ノ縫 方、織ヒ方
二 道德ノ要旨	九 日常須知ノ文字及近 易ナル普通文 ヲ讀ミ方、綴リ方	四 整数、小數、 諸等數ノ加減 (珠算)	二 日本歴史ノ大 要	二 日本地理ノ大 要	二 植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、化學上ノ 物理學	二 簡單ナル形體	二 平易ナル單音 ノ唱歌	三 體操 ノ遊戯	三 縫ヒ方、衣類ノ 縫ヒ方、織ヒ方
二 道德ノ要旨	九 日常須知ノ文字及近 易ナル普通文 ヲ讀ミ方、綴リ方	四 分數、歩合算、 加減乗除 (珠算)	二 前學年ノ續キ	二 前學年ノ續キ	二 植物、動物、 礦物及自然ノ 現象、化學上ノ 物理學	二 簡單ナル形體	二 平易ナル單音 ノ唱歌	三 體操 ノ遊戯	三 縫ヒ方、衣類ノ 縫ヒ方、織ヒ方

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學
年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

二、高等小學校教科課程表(其一)

第五號表(修業年限二年ノモノ)(大正八年文部省
令第六號改正)

學年	授時數	第一學年	第二學年
計		簡易ナル細工	簡易ナル細工
手工		簡易ナル細工	簡易ナル細工
計		男 女	男 女
計		男 女	男 女
計		男 女	男 女
修身	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
國語	八 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴リ方	八 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴リ方	八 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ 方、書キ方、綴リ方
算術	四 分數、歩合算、比例 (珠算、加減乗除)	四 比例(日用簿記) (珠算、加減乗除)	四 比例(日用簿記) (珠算、加減乗除)
日本歴史	二 日本歴史ノ大要	二 前學年ノ續キ	二 前學年ノ續キ

計	第一學年		第二學年		第三學年	
	男 二四	女 二八	男 二四	女 二八	男 二四	女 二八
地理	二 外國地理ノ大要		二 地理ノ補習			
理科	二 植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要		二 自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造作用、人身生理衛生ノ大要		二 理科ノ補習	
唱歌	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)		一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)		一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	
體操	三 體操 教練 遊戲		三 體操 教練 遊戲		三 體操 教練 遊戲	
裁縫	四 通常ノ衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方		四 通常ノ衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方		四 通常ノ衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以內、女兒四時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得

前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時、女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス

實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得

三、高等小學校教科課程表(其三)

第六號表(修業年限三年ノモノ)(大正八年文部省令第六號改正)

科目	第一學年		第二學年		第三學年	
	授時數	每週教	授時數	每週教	授時數	每週教
修身	二	二	二	二	二	二
國語	八	八	八	八	八	八
算術	四	四	四	四	四	四
日本歴史	二	二	二	二	二	二
地理	二	二	二	二	二	二
理科	二	二	二	二	二	二
唱歌	一	一	一	一	一	一
體操	三	三	三	三	三	三

計	裁縫	通常ノ衣服ノ縫ヒ 四方、裁チ方、繕ヒ	通常ノ衣服ノ縫ヒ 四方、裁チ方、繕ヒ	通常ノ衣服ノ縫ヒ 四方、裁チ方、繕ヒ
	男二四 女二八	男二四 女二八	男二四 女二八	男二四 女二八

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以内、女兒四時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ増加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時、女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス

實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得

右の課程表中尋常小學校で手工を加設する場合、又は第一二學年に圖畫を課す場合には、他の教科目例へば國語、算術等の教授時數を減じて之に充てればよいし、唱歌を缺く場合には、其の時間を適宜他の教科目に配當すればよい。小學校の教授時間は固より前表の規定に據らなければならぬけれども、土地の情況に依つて斟酌を加へる餘地が置いてある。即ち管理者又は設立者に於て府縣知事の認可を受ければ、尋常小學校では三十時以下十八時以上、高等小學校では三十二時以下二十四時以上の範圍内に於て每週教授時數を増減することが出来るのである。

二部教授を爲す場合には、管理者又は設立者に於て教科目の每週教授時數を定め、府縣知事の認可を受けねばならぬ。そして其の時數は各部十八時以上を本則とする。但し尋常小學校に於ける年少の部に在つては、之を十二時まで減ずることが出来る。(規則一八、一九、參照)

第四節 教授細目、教案、教授録及び日課表

教授細目

一、教授細目

教授細目の編製上注意すべき要件

教科課程は各教科目に於ける教授の大綱を定めたものに過ぎない。故に實際の教授に當つては、此の課程の範圍内に於て教科の選擇、排列を爲し、直ちに之に依つて教授し得る指針を豫定しなければならぬ。之を**教授細目**といふ。教授細目は土地の情況、兒童の境遇等に適切でなければならぬから、學校毎に獨立して制定すべきものである。是れ施行規則第二十二條に「學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」と規定して、之が制定權を小學校長に委任した所以である。

- (一) 教材は土地の情況、兒童の能力、學級の模様等に鑑み、専ら實際に適切なものを選択せねばならぬ。
- (二) かやうにして得た教材は、其の時季を察し、又之に要す

る時數を考へて取捨を加へ、然る後各學期各週に配當しなればならぬ。

- (三) 教材の排列は、一教科目中に於て聯絡を有するは勿論、他教科との聯絡も亦宜しきを得て、細目全體の上に整然たる統一を保つやうにせねばならぬ。

- (四) 反覆練習は教授上最も緊要の事であるから、之に要する時間を適當に設けて置かねばならぬ。

- (五) 教授細目は教授の豫定案である。従つて實際の教授に當つては、種々不都合な點が発見される筈であるから、常に之が訂正と改良とを怠つてはならぬ。

二、教案

各教材を時間に配當して、其の教授の目的、順序、方法等を豫定した草案を**教授案**又略して**教案**といふ。小學校の兒

教案

童を教授するのは、青年若しくは壯年を教授することは大いに其の趣がちがふから、教材に就いて正確な知識を有するのみでは十分でない。従つて是非とも適當な教授法に依らねばならぬ。故に教授に先だつて其の方法を熟慮研究し、適切な教案を作成することは教師たるもの、第一の務である。教案には研究案と日常案との別がある。研究案は細密に調製してその十全を期せねばならぬが、日常案は之に反し、簡單明瞭を旨として日常の使用に便利なやうにしなければならぬ。而して教師は學校長の檢閲を受けるために教案を作るのではなく、兒童に適切有效な教授を爲すために作るのであるといふことを、常に念頭に置いてゐなければならぬ。

教授録

三、教授録

實際に教授した事項及び關係事項を記入するものを教授録と云ふ。教授録には日録と週録とあるが、成るべく日録に依るがよい。教授細目と教案とは教授の豫定案であるが、教授録は實行した事項の記録であるから、細目の改正及び教授法の改善には有力な參考資料である。故に教授録にはたゞ教授事項のみでなく、偶發事項並に教材及び教授法の適不適等、教授上の參考となるべき事柄をも成るべく記して置くがよい。

四、日課表

日課表とは規定の毎週教授時數に應じて、各教科目の教授を毎週の日時に配當したものをいふ。學校に於ける日の教授作用は之に依つて進行するものである。されば教科の性質、難易の程度等を考へて、兒童の心身に好影響

日課表

を與へ、且學校全體の管理に都合の好いように調製しなければならぬ。今調製上注意すべき要件を挙げれば、大要左の通りである。

日課表調製上
注意すべき要件

- (一) 兒童の心的活動の盛なのは午前であつて、午後は比較的筋肉活動に便利である。故に情操教科に屬する修身科の如きは午前、而も第一時に課し、思考教科に對する算術の如きも第二時又は第一時に課し、技能教科に屬する圖畫、手工書方の如きは午後、に課するがよい。
- (二) 心力を勞することの多い教科と少い教科とを交互に課するやうにして、勉めて疲勞の轉換をしなければならぬ。
- (三) 教授時數の少い教科目は、成るべく適當の間隔を保たせるがよい。

- (四) 教科目の種類に依つては一時間に二科目を課し、十分宛教授するがよい。初學年に於ては殊にさうである。
- (五) 日課表は一學級を本位とする外、隣教室、特別教室との關係及び全校の利害をも併せ考へて之を編製しなければならぬ。

兒童成績考查

第五節 兒童成績考查

兒童教育の成績を考查する目的は、(一)教師が教授の成果を觀て將來教育上の參考に供するため、(二)兒童自身の力及び進歩の度を兒童に知らせて益奮勵させるため、(三)各學年の課程の修業、又は全教科の卒業を認定するためである。斯く目的が異なるにつれて、成績考查の方法も多少の差違はあるが、必ずしも三様別々に行ふには及ばない、一の主要

目的のためにした成績考査は、他の目的のためにも利用してよい。要するに考査の方法は成るべく合理的で、且簡易で、勉めて勞力の經濟を計り、而も其の目的を失はないやうに注意しなければならぬ。

身體の考査

成績考査は小學校令第一條なる「小學校ノ本旨」に定められた所に従つて、**身體操行及び學業**の三項に就いて行はねばならぬ。而して**身體の考査**は法定の身體検査の外に、時々検査を行ふは勿論、常に各兒童の身體の發育する情況を知るにある。**操行の考査**は平時兒童の品性や行爲を觀察して訓練要目及び各教科中の徳性涵養の程度に合致するかどうかを考へ、且各兒童の個性を知るにある。**學業の考査**は時時課題を與へて教育の効果を檢し、且學習に依つて得た知能を兒童に整理させたり應用させたりして、兒童各自の知

操行の考査

學業の考査

能の發達した程度を知るにある。

學業の考査は比較的容易にもあり、且確實であるけれども、身體及び操行の考査は其の標準や方法を定めることが困難で、其の結果もまた不明瞭たるを免れない。さりさて身體の發育が餘りに不十分なものや、操行の甚しく劣悪なものを、單に學業の成績のみによりて修業させたり卒業させたりするのも當を得たことはいへない。要するに身體及び操行の考査は、大いに研究の餘地のある緊切な問題である。

學業の考査は成績考査の中で主要の部分を占めて居る。蓋し學業は今日の我が學校組織では學校教育の要部に位するから、學業成績は恰も兒童成績の全部であるかの如き觀を呈するものも、亦已むを得ない。さて學業成績の考査は従前は期日を定めて嚴密な**試験**を行つて居たが、徒に兒童の競

試験

平素の成績

爭心を刺戟し、其の心身を害する弊があるので、明治三十三年八月小學校令の改正と共に試験を全廢し、單に平素の成績を考查する事となつた。現小學校令施行規則第二十三條に「小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若クハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク、兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ」とあるのは、即ち是れである。平素の成績を考查する方法は、技能教科にあつては平常の成績物の良否を察することを例とし、知識教科にあつては平常の教科の際に於ける應答の正否及び時々與へる課題の答案を検することを例とする。而して各教科目に就いて學期間の成績を定め、或は先づ毎月の成績を定めた後、各學期の成績に依つて學年の成績を定める。學業成績を表はすには等級を煩瑣にせず、優等と普通と劣等を區別する程

度に止め、甲乙丙等の評語或は十點法による點數を用ひるがよい。又兒童保護者には評語を以て示すがよい。

成績考查の結果、修業年限の終りに、尋常小學校若しくは高等小學校の教科の修了を認定した者には、其の證として、卒業證書を授與する。而して其の認定及び授與の權は學校長にある。又學年末に各學年の課程の修了を認定した者には、修業證書を授與し、複式編制即ち數學年の兒童を一學級に編制した場合に一學年間學習した者には、學習證書を授與することが出来る。(規則二四、參照)

第六節 教科用圖書

教科用圖書

小學教育は、畢竟教師其の人が兒童に及ぼす人格的感化に外ならないが、其の教授作用の方便として教科用圖書の必

教科用圖書採
定に關する種
別

要であることは言ふまでもない。今や我が國は教科用圖書
國定の制度を採用し、凡て文部省の著作物を用ひることを
本則としてある。但し同科目の著作が數種あるときには、府
縣知事がその選擇採定をなすことになつてゐる。

教科用圖書採定に關する種別は、左の通りである。

- 一、必ず文部省の著作について採定すべきもの。
 - 修身・國語・算術・日本歴史・
 - 地理・理科・家事・圖畫

二、教科用圖書を用ひる場合に、文部省の著作及び文部大

臣の檢定した圖書中から採定してよいもの。

唱歌(尋常小學校第五學年以上のもの)・體操・裁縫

手工・農業・商業

三、兒童用教科書を採定してはならぬもの。

體操・裁縫・手工・唱歌(尋常小學校第四學年以下のもの)

右の外、學校長に於て兒童に使用させないでもよいものは、
國語・書き方・算術・理科・圖書・小學地理・附圖などである。

教科用圖書の使用期に就いては、施行規則第五十六條に規
定してある。(令二四、規則五三、五四、五五、五六、參照)

第七節 教授期間・休業日及び儀式

教授期間

一、教授期間

小學校の年度即ち學年は一般會計年度と等しく、四月一
日に始まり翌年三月三十一日に終るのを常例とする。但
し土地の情況に依つては、九月一日に始まり、翌年八月三
十一日に終る學年を置くことが出来る。(規則二五、參照)
學年は之を學期に分ける。學期の區分は土地の情況を斟

學期の區分

酌する必要があるから、府縣知事の職權に委任してある。但し多年の習慣上、各地方とも概ね左の如く一學年を三學期に區分して居る。(規則二五、參照)

	學年始四月一日の場合	學年始九月一日の場合
第一學期	自四月一日 至八月三十一日	自九月一日 至十二月三十一日
第二學期	自九月一日 至十二月三十一日	自一月一日 至三月三十一日
第三學期	自一月一日 至三月三十一日	自四月一日 至八月三十一日

毎日の課業終始の時刻は、土地の情況氣候の關係及び兒童の長幼等に依つて異同が無いわけにはゆかぬ。故に學校長の制定に一任してある。但し大體左の標準に依るが適當である。(規則二六、參照)

自四月一日 午前八時始業 午後二時終業
自九月三十日 午前九時始業 午後三時終業

休業日

二、休業日

小學校の休業日は、左の如く規定されてゐる。

(一) 祝日・大祭日 (二) 日曜日 (三) 夏季休業日

(四) 冬季休業日 (五) 學年末休業日

(六) 其の他府縣知事の定めた休業日

右の内(一)(二)は所謂公暇日で、全國同一であるけれども、(三)から(六)までは府縣知事が之を定める。通常夏季休業は八月一個月間、冬季休業日は十二月二十五日から一月七日に至る二週間、學年末休業は三月末の數日間である。其の他の休業日は、學校創立記念日・氏神祭日・農繁季節休業日等をいふ。又休業日及び其の日數は必ずしも全校一様にせず、學年に依つて異にすることが出来る。これを要す

自十月一日 午前九時始業 午後三時終業
自三月三十一日

るに、休業日は如何様に定めても、一學年間の休業日數は日曜日を除く外九十日を超えることは出来ない規定であるから、一年間に於ける實際の教授日數に二百四十五日、即ち約四十週と見積ればよい。(令二七規則二七参照)

儀式

三、儀式

紀元節、天長節祝日及び一月一日の三大節は我が國家の最も重い祝日で、國民たるものが皆忠愛の至情を以て聖壽の無疆を祈り、國家の隆昌を祝し奉るべき大切な日柄である。故に國民教育を施す小學校では、其の性質上、必ず學校兒童を召集して、嚴肅な儀式を行ひ、皇室と國家とに對する獻身奉公の情操を養つて、終生渝らぬ根底を樹立しなければならぬ。

三大節の儀式に於て舉行すべき事柄は、左の如く規定さ

三大節の儀式に舉行すべき事柄

れてある。(規則二八、参照)

- (一) 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス。
 - (二) 職員及兒童ハ 天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ。
 - (三) 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス。
 - (四) 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス。
 - (五) 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス。
- 御影を拜戴しない學校及び特に府縣知事の認可を受けて複寫した御影、若しくは府縣知事に於て適當と認めない學校では、(一)の式を缺き、又唱歌を課せ
- ない學校では、(一)(五)の式を缺いてもよい。
- 三大節祝賀式の外、小學校で舉行すべき儀式は、卒業證書

授與式・學校創立記念式・勅語奉讀式・陸海軍記念式・入學式等である。是等の儀式は夫々順序を定めて之を舉行し、其の精神の徹底するやうにしなければならぬ。

第七章 小學校の編制

第一節 學級編制

學級編制

學級の意義

一、學級の意義

小學校は、多數の兒童を集めて合同教授を施す所である。而して其の合同教授は所謂學級で行はれる。故に學級は教育上重要な位置を占めて居る。従前稱して居た級又は年級の語は、主に學年を追うて進む等級の意義に過ぎなかつた。然るに明治二十三年の小學校令以來、學級は明かに團體を意味することゝなつた。

學級編制法の種別

二、學級編制法の種別

即ち學級とは、一人の本科正教員が一教室で同時に教授すべき兒童の團體をいふ。而して此の兒童の團體は同一學年のみから成ることもあり、又數個學年の混合組織であることもある。

學級編制法に二大別がある。一は全校兒童を一學級に編制するもので、之を單級小學校といひ、一は二學級以上に編制するもので、これを多級小學校といふ。而して多級小學校の編制には、單式編制・複式編制・二部教授編制の三種がある。單式編制とは同一學年の兒童のみを以て一學級に編制するものをいひ、複式編制とは二個學年以上の兒童を併せて一學級に編制するものをいひ、二部學級編制とは、全校又は一部の兒童を毎日前後二部に分けて教授

一學校の學級數

する編制法をいふ。

三、一學校の學級數

學級は獨立の團體ではなくて、學校の一部分である。學校には學校長があつて學級全體を統一し、同一方針の下に教育作用の進行を圖る。故に一學校の學級數が多いときは兒童數も從つて多く、到底完全な教育を行ふことは出来ない。吾人の理想とする所をいへば、一學校の學級數は十二個を極限としたのである。しかし夫には勢ひ學校數を増さねばならぬところなるが、現に年々學齡兒童を收容するに困難を感じつゝある我が經濟事情から見れば、それもなか／＼むづかしい。施行規則に於て「小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス」と規定されたのは、蓋し已むを得ないところと思はれる。

一學級の兒童數

十八學級は一小學校の學級數の制限であるけれども、特別の事情があれば、管理者又は設立者に於て府縣知事の認可を受け、制限以上に學級數を設けることが出来る。

(規則二九、三九、參照)

四、一學級の兒童數

一學級の兒童數が多過ぎると、如何に優良な教師でも、親切有效の教育を施すことは出来ない。故に兒童數の少いといふことは教育上最も必要の條件である。先づ尋常小學校では四十人、高等小學校では三十人を最高限度としたいものである。併し經濟上の關係から見ると、到底之を實行することは出来ない。是れ施行規則に「尋常小學校七十人以下高等小學校六十人以下トシ尙特別ノ事情アルトキ八十人ヲ増スコトヲ得」と規定された所以であらう。

但し尋常小學校八十人、高等小學校七十人といふが如きは餘りに多過ぎるから、貧弱な町村は已むを得ないとしても、相當資力ある地方では、出来るだけ一學校の児童數の減少に努めることが最も肝要である。(規則三〇、參照)

單級小學校

五、單級小學校

單級小學校は、全校即ち第一學年乃至第六學年(尋常小學校の場合)の児童を一學級に編制したものであるから、教師の努力の多大なるに係らず、児童各自に及ぼす影響は勢ひ少きを免れぬ。殊に知育に於てさうである。故に財力の乏しい僻陬地の外は、漸次單級制を改めて多級制とするやうになつた。

複式編制の學級

六、複式編制の學校

單級小學校は、複式編制の極端なものであるが、多級小學

校でも、複式編制の學級を有するものは頗る多い。此の場合には成るべく近接した學年を合併するがよい。即ち二個學年の複式ならば第一學年、第二學年を合併し、三個學年の複式ならば第四學年、第五學年、第六學年を合併するやうにしたいものである。

同一學年學級の編制

七、同一學年學級の編制

規模の稍、大きな學校では、同一學年の児童を數學級に編制しなければならぬ。此の場合には、同學年の児童の成績が餘りに優劣がなければ之を平等に分配して、學級を編制してもよいけれども、児童の程度が甚しくちがふ場合には、優劣に依つて學級を分けた方が便利である。蓋し此の法に依れば、児童各自に適切な教育を施すことが出来るからである。

制 二部教授の編

八、二部教授の編制

二部教授とは、全校若しくは一部分の児童を前後二部に分けて教授する編制で、従前半日小學校といつたものである。此の編制をなし得る場合は左の通りである。

(一) 一學級毎に本科正教員一人を置くことの出來ないとき。

經濟上の關係から費用の支出に困難を感じ、教員配置の本則通り、一學級毎に本科正教員一人を置くことの出來ない場合、又は經濟状態には支障がなくても、正教員の不足して居る場合等を指す。

(二) 同時に全児童を容れるだけの校舎のないとき。
地方經濟が不如意で、學級數に應ずる教室の設備を爲すことが出來ない場合、又は新築・改築等の竣工す

るまで一時教室の不足する場合等を指す。

(三) 兒童の就學上又は教授上特別の必要があるとき。
兒童の就學上とは、全日教授では通學に困難な事情のある場合を指し、教授上とは學力の優劣が甚しく、寧ろ二部に分けた方が、教授の効果を擧げるのに都合のよい場合等を指す。

二部教授は固より已むを得ない窮策で、其の教授の効果が一般に全日學校に及ばないことは理論上、實際上争ふべからざる所であるが、民力がまだ豊かでないのに、學齡兒童は年を逐うて増加する今日、此の編制法を無下に難ずることも出來ない。殊に尋常一二學年の如き幼年の兒童は此の制を用ひても著しい不結果を來すものではない。單級小學校などで、その一部分に對して二部教授法を

適用したならば、其の成績は却つて良好であらう。
 二部教授の前後兩部を固定すること、其の成績に偏倚を來すからは非とも時々交替しなければならぬ。交替の方法に就いては一日交替、一週交替半月交替等種々ある。又毎日前後兩部の合同教授を行ふ時間を設けるものと然らざるものとある。(規則一九、三四、三五、參照)

男女學級の區分

九、男女學級の區分

男女は學級を異にして別々に教育すべきか否か、即ち分離主義を可とするか、**共學主義**に依るべきかについては未だ一定の結論に達しない。分離主義を主張する人は、男女は其の性質を異にし、處世上の職務も亦同様でないから、各別に教育しなければ適切有效でないといひ、共學主義を唱へる人は、社會が男女相俟つて互に相補益すること

同じく、學校に於ても之を混同して長短相補ひ相親しむやうにして置けば、他日圓滿な社會を形成することが出來ようといふ。共學主義の盛に行はれて居るのは米國で、初等教育は勿論、高等教育に至るまで一貫して居る。歐羅巴では共學主義が必ずしも行はれないではないが、獨逸、佛の諸國は原則として分離主義を採用して居る。我が國の制度も亦分離主義で、同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女學級ヲ分ツヘシ」と規定されてある。蓋し我が民情風俗の上から考へて當然のことであらう。(規則三一、參照)

學級の合同

十、學級の合同

小學校の教授は學級毎に行はれるのを本則とするけれども、修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業、圖畫、外國語等の如

きは、訓練及び教授の上から數學級の全部又は一部の児童を合せて教授する方が便利な場合がないでもない。依つて是等の教科目は適宜合同教授を爲し得ることゝなつて居る。但し裁縫手工農業商業は、児童數があまり多いと教授上に損失があるから、七十人を超える場合には合同教授を許さない規定である。(規則三三、参照)

教員の配置

第二節 教員の配置

小學校に於ける教員の配置については、各學級に本科正教員一人を置くべきものとなつてゐる。然るに正教員の不足と地方經濟の都合に依つて、所要の正教員を聘し難い事情がある。かゝる事情で此の本則に依ることが出来ない場合には、二學級毎に本科正教員一人、准教員一人を配置し、又

は三學級毎に正教員二人を配置してもよいことになつて居る。准教員は補助教授をなすもので、児童教授の全責任を負ふものではない。故に准教員は必ず正教員の指揮の下に限定された教授をなすに止まり、決して一學級を擔當すべきものではない。

二部教授編制の場合には、前後二學級毎に本科正教員一人を置くことを常例とする。けれども單に教室が不足なために二部教授をなす場合には、前後の學級に各一人の正教員を配置するのは固より當然のことである。

小學校長は獨立の職ではなくて訓導たる本科正教員の兼務すべきものである。故に學校長は當然教員配置の員數中に加はり、事實上、一學級を擔任して、親しく児童に教授すべき性質のものである。然るに學校長の處理すべき事務は可

成り多く、且學級數が多くなるに従つて益、其の繁を加へるから、六學級以上の小學校では、學校長の教授を補助させるために、別に正教員又は准教員一人を置くことが出来るやうになつて居る。

専科正教員は一般教員配置の外、適宜に之を置くことが出来る。(規則三五、三六、三七、參照)

學級擔任

第三節 學級擔任

教員の配置の次に講究すべき問題は、學級擔任の方法である。凡そ擔任の方法には一人の教員が或教科を分擔し、數學級に互つて受持つ所の**教科擔任法**と、一人の教員が一學級全部の教科を受持つ所の**學級擔任法**とある。中等教育以上では教授の程度が高尙なから、教科擔任法に依らねばならぬけれども、小學校では兒童に國民的の一般修練を與へることを目的とするから、教授訓練の統一上、學級擔任法に依らねければならぬ。しかし教師の能不能と、教授時數の關係から、多少教科擔任法を加味することは已むを得ない。殊に技能科、實業科の教授のために専科教員を置く場合には、全く教科擔任法に依らねばならぬ。(規則三七、參照)

學級擔任法には學年の進むに従つて**持上**つて行くものと、或學級のみを**固定的**に擔任するものとある。若し教員が各、其の人を得て、その人物や技倆が同等の場合には、全然持上り法を採用することが出来るけれども、多數の學校では中に不十分な教員もあり、教員中高學年に適するものと、幼學年に適するものとの差があり、又女教員は特に裁縫を受持つ必要などがあるから、完全な持上り法を行ふのは甚だ困難で

ある。故に一部分の持上り法例へは一學年から二、三學年まで、又は四、五學年から六學年まで、二、三年間の擔任を反覆する法を採つてもよい。教員が常に或學級に固着し、毎年ちがつた兒童を受持つことは成るべく避けたいものである。學級擔任を定めるには教員の男女別を考へなければならぬ。男女によつて學級を異にした場合には、男兒の學級には男教員、女兒の學級には女教員を配置するがよい。而して女教員は殊に幼年學級に適するやうである。

學級の經營

第四節 學級の經營

學校教育は、其の單位たる學級に於て行はれるから、學級の經營は學校經營の基礎をなすものである。故に學級が適切に經營されなければ、學校の經營は得て望むことは出來ない。

い。蓋し學校の經營は畢竟、學級經營を統括する事業たるに外ならないからである。されば學級擔任者の任務は實に重大である。謂はなければならぬ。今學級の經營に關して注意すべき事項を左に擧げよう。

一、學級は絶對的の獨立體ではなくて、學校の一部分である。故に其の經營は當該學校の教育方針に一致すること共に、他學級との調和を保たなければならぬ。單に自己擔任學級の利害のみに没頭して他學級との關係を顧慮せず、學校の主義精神を度外に置くが如きは、學級の何物たるを辨へないものである。

二、學級は例へば一家のやうなもので、教師は家長として立ち、兒童は子弟として立つものである。故に教師の人格は學級の中心點で、兒童の性格は教師の性格の派出

したものと見ることが出来る。従つて教師の人格の級風に影響することは、猶影の形に随ふやうなものである。畏るべく慎しむべきことではないか。

三、學級の擔任者は常に兒童の保護者と協力して、兒童の教養に遺憾のないことを期せねばならぬ。

四、兒童を學級的訓練に慣れさせ、學級精神の振興を圖る。と共に、兒童の心意の發達に應じて自治の精神を涵養することを怠つてはならぬ。

五、學級教育の弊は動もすれば、兒童全體を同じ型に教育しようとする點にある。既に兒童を一團として教育する以上は、兒童全體の知徳を進め、級風を善美に赴かせるやうに努めなければならぬ。これは勿論であるが、一面に於て、大に兒童の個性に注意し、各個人に對して、教

育の目的を徹底させることが肝要である。

六、兒童を教育するに當つては、常に兒童を本位とし、何事も兒童のために盡さなければならぬ。故に教師は終始家庭的感情を以て兒童に對し、熱誠努力、兒童の利益を圖ることを學級經營の根本義と考へるがよい。

七、學級經營をなすには確實な計畫を立て、慎思熟慮して事に當らねばならぬ。又常に經營の效果如何を反省し、改善の工夫を凝らさなければならぬ。

八、學級擔任の教師は學級經營者たる自覺と自信をもたなければならぬ。故に國民教育者としての修養を積むことが最も大切である。

補習科

第五節 補習科

小學校の教育は之に費す年數が少なくないけれども、要するに國民として立つべき基礎を作るに過ぎない。されば卒業後成年に達するまでの數年間、全く學習を缺いたならば、折角小學校で養成された知能や徳性は漸く銷磨し、從つて健全な國民となることが出来ない恐がある。少年期に比して危険の多い青年期を、却つて無學習無監督の状態に棄てて置くのは偶、其の前途を誤る所以である。されば此の大切な時期に於て青年を小學校に引付け、之に適當な補習教育を授けて既修の事項を練習補充し、堅實な國民性を陶冶することは最も重要なこと、謂はなければならぬ。抑、補習教育は初め獨逸で行はれ、今や英國の如き、米國の如き、特に國家改造の一大要件として銳意之に倣ひ、其の勵行に腐心して居る。實に羨望の至りである。補習教育の必要あるものは

設置

疑ひもなく全國青年の大多數であるから、外は諸強國の事例に照らし、内は教育者の所説に鑑みて、一日も早く補習教育の向上充實を圖りたいものである。

現在補習科の設置は、全然地方團體の任意となつて居る。故に地方團體に於ては銳意之が施設を圖り、國家の獎勵を相待つて有効な青年教育を施さねばならぬ。

目的

現制度では補習科に尋常小學校補習科と高等小學校補習科とあつて、尋常小學校若しくは高等小學校の卒業生に既修の教科を補習させることになつてゐる。而して成るべく兒童修學の便宜を計り、且土地の情況に適切ならしめる爲、其の規定が頗る自由である。今其の要領を左に記さう。

修業年限

補習科の修業年限は尋常高等共に二個年以下とし、教科目、教授日、教授時間及び毎週教授時數等には何等制限もない。

學級の編制

即ち管理者又は設立者が府縣知事の認可を受けて適宜に定めて差支なく、教科用圖書は學校長が之を定め、府縣知事の認可を受ければよいのである。
高等小學校補習科に於て教授時間を正教科以外に置いた場合には、男女によつて學級を異にしなければならぬ。是は兒童の年齢が稍長じて居るから、風紀と學習との點より見て其の必要があるのである。又補習科の教場は本校舎内に置くのを當然とするけれども、便宜、校舎外の家屋を之に充てることも出来る。

擔任教員

補習科の教授は正教科を教授する教員又は代用教員が擔任するところ、定めてある。但し教授時間を正教科の時間内に定めたときには、特に專任の教員を置かなければならぬ。

(令二三、規則四二五二、參照)

設備規定

第八章 小學校の設備

第一節 設備規程

小學校の設備に關して、小學校令及び同施行規則には左の如く規定してある。

小學校令第二十九條 小學校ニ於テハ校舎、校地、校具、及體操場ヲ備フヘシ

同第三十條 校舎、校地、校具、及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外、小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス。但教育、兵事、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

同第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

小學校令施行規則第六十四條 校地、校舎、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上並ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フ
ヘシ

校舎ハ教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要
ス

同第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

設備に關する規定は、從前設備準則と稱する細密なものがあつたが、一面には教育の普及と時勢の進展とのため、一面には畫一の弊を避け、地方の民度に從つて適宜に施設させるため、之を改正してたゞ大體の要綱を示すに止められた。是れ前記の規程の甚だ簡単な所以である。さりながら、餘りに設備を輕視するやうな弊に陥つてはならぬ。世間往々設備は末で、人は本である。苟も教員に其の人を得さへすれば設備の如きは毫も顧慮するに足らぬと説くものもある。其

の言ふことは如何にも壯快で、且本末論から見れば固より肯綮に當つて居るけれども、凡そ物的設備は教育上大切な方便で、其の有無良否は教育の效果に至大の關係があるといふことを忘れてはならぬ。唯物には限度がある、比較的不要の物品や單に裝飾に屬する器具等を財力に任せて購入するやうなことは最も戒しむべきである。

第二節 校地

校地

校地選定の要件

國民教育の事業は永久のものであるから、小學校の校地を定めるときには、兒童全般の利益を主眼とせねばならぬ。かの地方的若しくは黨派的感情、又は個人的利害のために不適當の地を選ぶが如きことは絶対に避けたいものである。校地選定の要件は凡そ左の通りである。

面積

一、面積 校地の面積は學校の種類及び兒童數の多少に依つて相違があるけれども、成るべく將來を見越して稍廣く取つて置くがよろしい。而して少くとも兒童一人について二坪乃至二坪半の割合を標準とするがよい。

位置

二、位置 校地の位置を定めるに就いては通學上、道德上、教授上及び衛生上の四要件がある。

通學上

(一)通學上 校地は全體の兒童が通學するに最も便利な場所でなければならぬ。故に學校設置區域の一方面に偏することを避け、成るべく中央部を選ぶがよい。而して兒童通學の最遠距離は尋常科では約二十五町、高等科では約一里を限度とする。

道德上

(二)道德上 校地は成るべく閑靜で卑俗ならぬ場所、

教授上

なければならぬ。幸にも道德上に好影響を與へるやうな歴史的地點があれば、眞先に之を利用するがよい。風紀を害する建築物の附近などは斷じて之を避けねばならぬ。

衛生上

(三)教授上 兒童の注意を亂すやうな場所は之を避けねばならぬ。故に工場製造場市場停車場等の附近はよくない。
(四)衛生上 高燥廣濶で空氣の流通や日當りがよく、排水も亦宜しきに適ひ、且多量の良水を得易い土地を選び、煤烟の飛散する地や、有毒瓦斯、有機物等の發散する地を避けねばならぬ。植物質、粘土質等の地を避け、岩石、砂土、石灰等を包含する地を擇ぶがよい。

校舎

第三節 校舎

校地が定まつたならば、次に校舎を建築しなければならぬ。校舎を建築するに當つては教授訓練管理及び衛生の四點を考へ、經濟の許す限り便利と堅牢とを旨としなければならぬ。

構造

校舎の構造は和洋折衷式に依り、平屋若しくは二階建とするのが普通である。但し大都市に於ては地積の關係上、三階建以上とするものが漸次其の數を増し、近來は鐵筋コンクリート式の堂々たるものも出來て居る。形狀は一字形、二字形、三字形又は工字形、凹字形等がよい。方向は地形及び風向きに依つて加減しなければならぬが、原則としては南向き若しくは東南向きがよい。西南向きも亦わるくはない。

形状

方向

校舎の各部

普通教室

設置すべき校舎の部分は凡そ左の通りである。

一、普通教室

普通教室の構造は長方形とするがよい。而して其の面積は兒童數の多少に依つて、幅三間以上四間以下、長さ四間以上五間以下で、兒童一人に付三尺平方(一坪四人詰)の割合より下らないことを標準とせねばならぬ。又天井の高さは牀面を距ること九尺以上、牀の高さは地面を距ること二尺以上とし、牀下の四方には風抜を設けるがよい。

採光窓の總面積は牀面積の六分一以上でなければならぬ。而して其の下縁は牀上凡そ二尺五寸、上縁は牀上八尺五寸以上とし、成るべく天井に接近させるがよい。但し其の上部を廻轉窓としても可い。

凡そ教室の光線は兒童席の左方から採るのを原則とし、

前方より採つてはならぬ。又光線の直射は眼を害するか
ら、必ず窓掛を懸けなければならぬ。

教室内の壁色は灰色、淡綠色、淡黄色等の中性色を可とし、
窓掛の色は中性色又は白色を可とする。

教室には煖房の装置をなし、又は煖房器を備へるがよい。
教室には二個の出入口を設け、引戸とするが普通である。

特別教室 小學校に於て必要な特別教室は、唱歌教室、裁
縫教室、作法教室、手工教室、理科教室、圖畫教室等である。是
等の教室を悉く設けることは、到底一般の小學校に望め
ないけれども、唱歌教室、裁縫教室、疊敷として作法教室に
兼用してもよいを設けることは、極めて必要である。手工、
圖畫理科の特別教室は、一個の共用室で忍ばれないこと
もない。

教員室

三、教員室

教員室は、玄關に近く設けるがよい。圖書器械標
本室、應接室等の特設することが出来なければ、教員室を
兼用してもよい。

御影並に勅語
謄本奉置所

四、御影並に勅語謄本奉置所

御影並に勅語謄本を奉置す
るために特別の設備をなすことは望ましいが、多數の學
校では到底望み難い。通例講堂若しくは教員室の一部を
適當に區劃して嚴重に奉置することになつてゐる。

講堂

五、講堂

講堂は修身講話をなし、諸種の儀式を擧げ、又は合
同教授を行ふために最も必要である。經濟上の都合に依
つては、屋内體操場と兼用にしても差支ない。此の場合に
は階下に設けた方がよい。

兒童控所

六、兒童控所

兒童控所は、寒地に於て殊に必要である。而し
て屋内體操場と兼用にしても差支ない。

教員住宅

七、教員住宅 教員住宅は成るべく校地内に校舎と別棟にして建設するがよい。但し校地に餘裕のない場合には、其の附近に設けても差支ない。經濟上の關係から、多數教員の住宅を作ることは固より困難であらうが、少くとも校長の住宅は設けないものである。

廊下階段昇降口・便所

八、廊下階段昇降口・便所 廊下は片廊下を常例とし、其の幅は六尺以上とするがよい。二階建以上の校舎には通例二個以上の階段を設ける。階段は幅四尺五寸以上、蹴上げ五寸乃至六寸、踏面八寸乃至一尺とし、成るべく曲折構造とし、中間に踊場を設け、且手欄を附けなければならぬ。昇降口は成るべく男女を區別し、常風の方向を避けねばならぬ。便所は校舎と別棟にし、常風の方向を避け、校舎及

び井戸より四間以上離れてゐなければならぬ。臭氣を防ぐために、其の周圍に常緑樹殊に檜を植ゑ、糞壺尿溝注壁等は石の如き不滲透物を以て造り、天井を張らず、臭氣抜を設けるがよい。而して其の數は男兒百人について大便所二個所以上、小便所四個所以上、女兒百人について五個所以上の割合とするがよい。男兒用の小便所には適當の幅に仕切りを設けなければならぬ。是は風儀上必要のことであるのに、多くの學校で往往等閑に附して居るのは遺憾の事である。

體操場

第四節 體操場

體操場は寧ろ運動場といつた方が包括的で、實際に適合すると思はれるが、法令の上にはやはり從來此の語が用ひら

れて居る。體操場は其の一部は校地に屬し、一部は校舍に屬するから、特に一節を設けて其の概要を記さう。

體操場は兒童の體育及び訓練に重大な關係を有し、國民教育上極めて大切なものであるから、成るべく其の設備を完全にして、兒童の心身に好影響を與へるやうにしなければならぬ。是れ實に教育の第一要件である。かの英國の教育は運動場に於て行はれると稱へられること、其の他歐米諸國で特に運動場の設備に熱心なことは、共に運動場の教育的價値の極めて高價なことを證し得て餘あるものである。我が國に於ても體操場の經營について一層の注意を拂ひ、其の完備を期せねばならぬ。

體操場は屋外體操場と屋内體操場の二つを設備せねばならぬ。左に各別に之を説かう。

屋外體操場

一、屋外體操場

屋外體操場の形狀は、方形若しくは之に類するものとし、其の面積は尋常小學校では兒童一人について約一坪以上、高等小學校では兒童一人について約一坪半以上の割合としなければならぬ。抑、放課時間中、兒童に自由遊戯や自由運動をさせる時間は、正式の體操を行ふ時間よりも遙かに多い。而して規律的體操が體育上に有効なことは勿論であるけれども、兒童が何等の拘束をも感じないで、その天真を發露して自由に嬉戲運動することは體操に讓らぬ効果がある。その上兒童の個性の赤裸々に顯はれるのは恐らく此の時が第一で、従つて個人指導の好資料を此處に發見することが出来る。故に屋外體操場は、成るべく廣い地積を占めることが特に肝要である。

次に屋外體操場は塵埃が少なく、常に新鮮な空氣を呼吸し得るやうに設備しなければならぬ。之がために大都會の學校では、近來煉瓦造アスファルト造木煉瓦造などが行はれて居る。これらは體裁が甚だ佳く、且塵埃の飛散を防ぐには適するけれども、多額の經費を要するから、一般の學校に望むことは出来ない。

次に屋外體操場の位置は成るべく、校舎の南方又は東南方に定め、全體に多少の勾配を附して排水の便をはからねばならぬ。又周邊には樹木を植ゑて防風又は日蔭の用とするがよい。次に屋外體操場を趣味あらしめ、放課時間を有効に経過させるためには、種々の固定した體操用具及び遊具、即ち鞦韆、遊動圓木、滑臺、肋木、並行棒、鐵棒、柵、回旋塔、砂場等を設備しなければならぬ。而して是等の用具、遊

屋内體操場

具は體操場の四邊に按排よく設置し、他の妨害とならず、且危険の虞のないやうに留意しなければならぬ。

二、屋内體操場

屋外體操場の設けさへあれば、別に屋内體操場の必要はないやうであるが、東北地方の冬季及び西南地方の夏季は、何れも屋外で運動を強ふべきものでない。又其の他の地方でも、降雨の時、兒童を屋外に出すことは出来ない。是れ屋外體操場の外に、屋内體操場の必要なのである。專用のものを設けることが出来なければ、講堂兼用又は兒童控所兼用としても差支ない。

屋内體操場は成るべく其の形を長方形にし、その面積を廣くし、牀は板敷とし、光線の射入を十分ならしめ、通風の装置を完全にしなければならぬ。又場内には之に相應した數種の用具を備へて置くがよい。

校具

第五節 校具

小學校の經營を爲すには、其の規模の大小に應じて相當の校具を備へなければならぬ。蓋し教育の效果は校具の設備に負ふ所が多いからである。されど徒に比較的必要の少い物品を購入し、又は備品の多いのを競ふが如きは、末に趨つて本を忘れたものと謂ふべきである。今校具を**教授用具**、**教室用具**及び**雜用具**の三種に分けて、通例備ふべきものを左に列記しよう。

教授用具

一、教授用具

教授用具は教授上直接に必要な教辨物であるから、成るべく十分の設備をなすべく、且教師自ら進んで之が工夫製作をなすべきである。

圖書類

(一) 圖書類 圖書として備ふべきものは各科の教科用圖書(兒童用及び教師用)教育法令(中央官廳及び地方官廳

發布)地圖類、掛圖類、繪畫類、寫真類、繪葉書類、各種參考書類、辭書類等である。尙少年書類、傳記類、紀行類、教訓書類、實業書類、法制經濟書類等を備へて、兒童及び校下の青年に繙續させることが出來たら頗る有益であらう。

器械類

(二) 器械類 算術、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、手工、農業等の教科に於て、教授上必要な器械類を備ふべきである。

標本類

(三) 標本類 庶物標本、地理、歴史標本、博物標本、其の他算術、圖畫、裁縫、手工、商業等の教科に於ける標本、雛形模型の類を備ふべきである。

教室用具

二、教室用具

教室用具は平常教室に備へつけておくべき器具である。

兒童用机腰掛

から、總て堅牢で使用に便利なものを選ばねばならぬ。

(一) 兒童用机腰掛 兒童用机腰掛は兒童の身體に重大な關係を有するものであるから、これを新調する際には最も好いものを選ぶべきは勿論だが、平常とても特に注意を拂つて、其の不都合なものは必ず改造しなければならぬ。他の用具が多少不備なのはまだしも忍ばれるが、兒童用机腰掛の缺點は直ちに兒童の身體に影響するから、片時も之を忽にしてはならぬ。而して其の選定の主義は教授上の便利を第二とし、衛生上の要件を第一としなければならぬ。

兒童用机腰掛の寸法の標準は左表に據るがよい。該表は一旦小學校令施行規則中に規定され、後に削除されたものであるが、大體上之に依るがよい。而して机腰掛

兒童用机腰掛寸法表

項目	兒童用机腰掛寸法表				
	一號	二號	三號	四號	五號
身長	一〇〇以上 三三〇未滿	一〇〇以上 三三〇未滿	一二〇以上 三三〇未滿	一四〇以上 三三〇未滿	一四〇以上 三三〇未滿
机ノ高	一五、五〇	一七、〇〇	一八、五〇	二〇、〇〇	二一、五〇
机ノ幅	一一、〇〇	"	"	"	"
机ノ長 (二人掛)	三〇、〇〇乃至 三六、〇〇	"	三六、〇〇	"	"
腰掛ノ高	八、六〇	九、四〇	一〇、二〇	一一、〇〇	一一、八〇
腰掛ノ幅	八、二〇	九、〇〇	九、八〇	一〇、六〇	一一、四〇
腰掛ノ長 (二人掛)	二六、〇〇乃至 三二、〇〇	"	三二、〇〇	"	"
倚用兒男 横木ノ高	五、〇〇	五、四〇	五、八〇	六、二〇	六、六〇

は兒童の身長に適應すべきものであるから、同一學年の中でも其の高さを二三種に分ち、各兒童の體格を檢査して之を配置しなければならぬ。

靠 用兒女	第一横木ノ高	四、〇〇	四、四〇	四、八〇	五、二〇	五、六〇
	第二横木ノ高	一〇、〇〇	一〇、八〇	一一、六〇	一二、四〇	一三、二〇

本表中身長欄ハ「センチメートル」其括弧内滿數及机ノ高以下ハ曲尺ノ寸ヲ以テ一位トス

黑板

(二) 黑板 黑板には大黑板、小黑板、回轉黑板等がある。是等は何れも檜、朴、杉等の材を用ひて作るがよい。

大黑板

大黑板は長さ六尺幅三尺五寸とし、一教室に二枚又は三枚を懸けるがよい。黑板の色は通例黒色であるが、淡綠色も悪くはない。布張りにした後に黒漆で塗り、砥石でその艶を消したものは最も良いが、價があまりに高いので一般には行はれない。五倍子の煮汁に綠礬を混じた溶液で塗つて、後に生澁を塗つたものが現今廣く用ひられて居る。近年新案特許を得た黑板及び黑板拭が續々販賣されて、なかく、よいものもあるやうである。

小黑板及び回轉黑板

る。

小黑板及び回轉黑板は兩面用とするがよい。其の用材、塗り方は大黑板に同様である。是等は主として複式編制の學級に用ひられる。尙書き方専用の小黑板として木製又は紙製のものがある。

教卓

(三) 教卓 教卓は長さ二尺五寸、幅一尺五寸、高さ約三尺とし、上部に抽匣、下部に棚を設けて、用具を仕舞つて置くやうにするがよい。

教壇

(四) 教壇 教壇は高さ六七寸、幅三四尺とし、長さは黑板の長さに準ずるがよい。初學年の教室には、教壇の上に更に踏臺を置いて兒童に使はせるが便利である。右の外、紙屑箱、水入、教鞭等の小器具がある。これ等は必要に応じて備へ付けるがよい。

雜用具

三、雜用具

雜用具として小學校に備へ付くべきものは、國旗門標時計、報時器、暖計、提燈、日課表板、教員用机並に椅子、戸棚、消火器、煖房器、唾壺、救急用具並に藥品、宿直用具、掃除用具、小使室用具等である。

學校園

第六節 學校園

學校園は直觀的實驗的の教授をなす上に便宜を與へるのみならず、自然物を觀察し、研究し、兼ねて勤勞を喜ぶ習慣を兒童に得させ、且美感を養はせる上に最も必要な設備である。故に法令を以て之が設備を強制してゐる。邦國も少くない。我が國では法規で律することなく、單に獎勵するに止めてあるが、到る處其の必要を認めて、之が施設に力を用ひる

やうになつたのは誠に悦ぶべきことである。しかし動もすれば學校の裝飾物、教員の玩弄品となる弊がないでもない。深く戒めなければならぬ。今學校園に關する大體の方案を左に記さう。

(一) 町村立の小學校で廣い校地を有する場合には、二三百坪の地域を劃して之を設けることは、さして困難でなからう。されど都市の學校では校地が大抵狹少なために、運動場の一部及び其の他の空地を利用して巧に經營しなければならぬ。注意と工夫とが宜しきを得たならば、豫想外の成績が得られるであらう。

(二) 學校園は特に理科教授に資することを主要な目的とする。故に先づ以て該科の教授細目に依つて、各種の植物を栽培することを本體とすべきである。

(三) 右の外、成るべく特設すべき種類を挙げれば、花園、菜園、果樹園、樹林園、風致園等である。その他、家畜、家禽、蜜蜂等を飼養したり、養魚池を穿つたりすることなども亦頗る有益である。

(四) 學校園の手入れ、整理は學級に分擔させ、兒童をして輪番之に當らせるがよい。

(五) 教員中に專任擔當者を置いて、兒童を指導し、且全體の手入れや整理等をさせるがよい。

(六) 夏季休業中の手入れは、豫め分擔をきめて之をさせ、荒廢に歸せしめぬやうに注意すべきである。

第九章 就 學

第一節 學齡及び就學義務

學齡

一、學齡

國民教育は人民の自由にすべきであるといふ説は、國家が之に干渉して人民に強制すべきであるといふ説は、何れも理由がある。然るに現代の文明諸國は概ね強制主義を取り、人民に就學の義務を負はせて居る。我が國でも亦此の制を定め、國民たるものは兵役、納税の義務と同様に必ず兒童の就學義務を果さねばならぬことゝ定めである。

學齡の意義

學齡とは兒童が尋常小學校の教育を受け得べき時期から、之を終了すべき時期に至るまでの期間をいふ。學齡は何歳から始むべきであるか。之を教育上からいへば、兒童心身の發達が教育を受けるに堪へる時を以て適當とし、之を衛生上からいへば、身體の發達が鍛練を受けるに堪

へる時を以て適當とするのであるが、一面には國民の性情や習慣なども察せねばならぬから、一定の標準を立てることは困難である。されど文明諸國では、多く滿六歳を以て學齡の始とするここに一致して居る。

我が制度では、學齡を滿六歳から滿十四歳までの八個年と定め、義務年限の年數とちがつてゐる。蓋し學齡を義務年限と同じく六個年とするは、或事情に依つて就學を遅延したもの、學齡中に義務教育を果すことが出来ないで、結局個人及び國家の不利益となるであらう。是れ學齡を八個年とし、總ての兒童をして完全に義務教育を終へさせる道を開いた所以である。而して滿十四歳に達しても尙義務教育を終へないものは、既に學齡期を過ぎることになるから、就學義務のなくなるは勿論である。

就學義務

二、就學義務

就學の始期

兒童は滿六歳即ち學齡に達しなければ就學することが出来ないけれども、學齡に達すると同時に就學するものと考へてはならぬ。就學には始期と終期とがある。始期に至つて始めて就學し、終期に至つて學校を退くのである。就學の始期とは學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始をいふ。故に四月一日に生れて七年を経たものは三月三十一日に滿六歳となり、年齢の計算は日より日に至る。其の翌日即ち四月一日(學年の始)が就學の始期となつて入學することが出来るけれども、四月二日に生れたものは一日の相違のために翌年の學年始即ち四月一日に入學することとなるのである。但し二重學年として、別に九月一日に始まつて翌年の八月三十一日に終る學年を

二重學年

就學の終期

設ける場合に於ては、翌年の四月を待たないで、九月一日から入學することが出来るのである。就學の終期は尋常小學校の教科を修了した時をいひ、其の年齢は彼此同一でない、但し満十四歳以上に達することはないのである。

兒童保護者の義務

就學の始期に達する兒童を有する父兄即ち兒童保護者（學齡兒童に對して親權を行ふ者、又親權を行ふ者がないときは其の後見人は該兒童を市町村立尋常小學校に入學させる義務がある、是れ即ち就學義務である。但し市町村立尋常小學校に限らず、之と同視される官立若しくは府縣立學校で此の義務を果しても差支なく、又市町村長の認可を受けさへすれば、家庭若しくは其の他私立小學校の如きで此の義務を果しても差支ない。要は尋常小學校の教科を履修させるのが主眼であつて、其の履修する場所や方法等を強迫するのではない。但し家庭若しくは其の他で學習するものに就いては、市町村長は必要に依つては監督權を以て試験を行ふことが出来る。そして若しその結果不適當と認められた場合には、その認可を取消すことが出来るのである。

兒童雇傭者の義務

前に説明したやうに、學齡兒童を就學させることは兒童の保護者たるものゝ責任で、兒童から觀れば就學は兒童自身の權利である。此の故に學齡兒童を雇傭する者は、雇傭に依つて兒童の就學を妨げることは斷じて出来ない。顧ふに學齡兒童で人に雇傭されるほどのものは多くは可憐の境遇にあるものである。されば雇傭者は、深くこれに同情し、相當の方法に依つて、進んで國民教育を履修さ

せなければならぬ。(令三二三五、三六、規則八六、八七、參照。)

第二節 就學義務の猶豫及び免除

就學義務の猶豫及び免除

就學義務は貴賤・貧富の別なく、全國民の負ふものであることは勿論であるけれども、事情已むを得ないものに限り、例外としてこれを猶豫し又は免除する規定がある。

一、猶豫 學齡兒童が病弱であるか、發育が不完全であるか、又は兒童保護者が貧窮であるときは、市町村長は監督官廳の認可を受けて、此の處分をなすことが出来る。

二、免除 學齡兒童が瘋癲白痴であるか、不具廢疾であるか、又は兒童保護者が貧窮であるときは、市町村長は監督官廳の認可を受けて、此の處分をなすことが出来る。又尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜら

免除

れた区域内に於ける兒童保護者は、當然就學義務を免除されるのである。(令三三三、三四、規則八四、八五、參照。)

第三節 就學に關する事務

就學に關する事務

就學に關する事務は教育行政の基礎的事務で、最も緊要なものである。故に各當事者は法規の定めた所に従つて之を遂行處辨し、些かの誤謬や遲滯もないやうにしなければならぬ。よつて市町村長、市町村立尋常小學校長、郡長及び府縣知事並に兒童保護者の取扱ふべき事務の要點を次に列記しよう。

一、市町村長の事務

- (一) 學齡簿を編製し、且之が加除訂正をなすこと。
- (二) 兒童保護者に對して、該兒童を入學させる期日を豫報

市町村長の事務

すること。

(三) 市町村市町村學校組合・町村學校組合又は學區の使用に屬する尋常小學校が二校以上あるとき、兒童の入學すべき學校を指定すること。

(四) 入學せしむべき兒童の氏名及び入學期日を關係學校長に通知すること。

(五) 家庭其の他に於て受ける義務教育を監督すること。

(六) 兒童保護者に對して、兒童の就學又は出席を督促すること。

(七) 前項の督促が二回以上に及んでも尙實行しないときは、其の旨を監督官廳に報告すること。

(規則八〇、八一、八二、八三、八六、九三、參照)

市町村立尋常小學校長の事務

二、市町村立尋常小學校長の事務(尋常科を設置する官立府縣立學校長を含む)

(一) 學年の始に入學した兒童の學籍簿を編製し、且之が加除訂正をなすこと。

(二) 在學兒童の出席簿を作り、其の出缺を明かにすること。

(三) 不就學兒童の氏名を市町村長に報告すること。

(四) 正當の事由がないのに、引續き七日間缺席した兒童があつたら、保護者に對して出席を督促すること。

(五) 前項の缺席が仍引續いて七日以上に及んだら、其の旨を市町村長に報告すること。

(六) 卒業した兒童の氏名を、遲滞なく市町村長に報告すること。

(七) 當然入學すべき學校區域以外から來てゐる兒童の卒業退學・廢學を市町村長に届け出ること。

(規則八九—九二、九五、九六、參照)

郡長及び府縣
知事の事務

三、郡長及び府縣知事の事務

市町村長の報告を受けたときは、保護者に對して兒童の就學又は出席を督促すること。(規則九四、參照)

兒童保護者の
事務

四、兒童保護者の事務

(一) 市町村市町村學校組合町村學校組合又は學區の使用に屬する尋常小學校が二校以上ある場合に、其の兒童を入學させようとする學校に希望があつたら、之を選定して市町村長に申し出ること。

(二) 就學義務の猶豫又は免除の必要があるときは、之を市町村長に申し出ること。

(三) 當然入學せしむべき學校以外の市町村立尋常小學校に兒童を入學させ、又は官立府縣立學校で尋常小學校の教科を修めさせやうとすること、若しくは高等學校

及び中學校の豫科に入學させようとするときは、當該學校の管理者又は學校長の承認書を添へて、市町村長に届け出ること。

(四) 家庭又は其の他で尋常小學校の教科を修めさせやうとすることきは、市町村長に願ひ出て、其の認可を受けること。

(五) 當然入學すべき學校以外で、尋常小學校の教科を修めてゐる兒童の卒業、退學、廢學を市町村長に届け出ること。(令三六、規則八二、八四、八八、九六、參照)

第十章 小學校の職員

職員の種類

第一節 職員の種類

小學校の職員は、小學校長、教員及び代用教員の三種とする。

小學校長

一、**小學校長** 小學校長は學校全體の事務を整理し、職員を統督し、兒童教育の責任を負ふべきもので、當該學校の本科正教員中から兼務する定めである。

教員

二、**教員** 教員は小學校教員免許狀を有するもので、これに本科正教員専科正教員及び准教員の三通りがある。

本科正教員

一、**本科正教員** 本科正教員は兒童の教育を擔任し、小學校の教科全體を單獨で教授するものである。而して本科正教員には尋常科・高等科を通じて教授し得るものと、尋常科のみを教授し得るものがある。後者を特に**尋常小學校本科正教員**といふ。

専科正教員

二、**専科正教員** 専科正教員は唱歌・體操・裁縫並に手工・農業・商業・家事・圖畫・外國語の一科目若しくは數科目に限つて教授するものである。小學校の教授は本科正教員

准教員

が之を擔當するのを本則とするけれども、右諸科目の教授を有効にするためには、特に専科正教員を置く必要がある。

三、**准教員** 准教員は本科正教員を補助するもので、尋常科・高等科を通じたものは單に之を准教員といひ、尋常科のみのものは之を**尋常小學校准教員**といふ。

代用教員

三、**代用教員** 代用教員は小學校教員免許狀をもたない無資格者で、小學校准教員に代用されるものである。即ち教員缺乏の際、已むを得ず用ひるもので、一時的の補充教員である。しかし代用教員の兒童に對する教育上の影響が必ずしも正教員に劣るものと斷ずることは出来ない。職に代用教員にあるものは自ら輕んずることなく、忠實熱心に兒童の教育に従事すべきである。(令三九、四二、四三、參照。)

資格及び待遇

第二節 資格及び待遇

一、資格

小學校教員となるのには法定上の資格即ち小學校教員免許狀を所有しなければならぬ。而して該免許狀は府縣知事に於て(一)師範學校若しくは文部大臣の指定した學校を卒業した者、及び(二)小學校教員の檢定に合格した者に對し、其の任務に耐ふべきことを認めたる證據として授與するもので、全國を通じて終身効力を有するものである。(令四〇、四一、參照)

又府縣知事が適任と認めたる者には、文部大臣の認可を受けず、知事限りにて相當の免許狀を授與することが出来る。

檢定
小學校教員檢
定委員會

檢定を施行する爲には、各府縣に小學校教員檢定委員會が設けられる。該委員會は會長、常任委員、臨時委員を以て組織する。會長は府縣内務部長を以て之に充て、常任委員及び臨時委員は府縣知事が之を任命する。(規則九八―一二〇、參照)

檢定は學力、性行及び身體に就いて之を行ひ、無試験檢定、試験檢定の二種に分ける。(規則一〇五、參照)

無試験檢定

無試験檢定

無試験檢定は、

- (一) 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若しくは高等學校、高等科免許狀を有する者。
- (二) 高等學校、高等科又は大學豫科を卒へた者。
- (三) 文部省直轄附校に於て某科目に關し、特に教員の職

- に適する教育を受けて之を卒業した者。
- (四) 中學校又は高等女學校を卒業した者。
 - (五) 公立私立學校認定に關する規則に依つて認定された學校の卒業生、專門學校入學者檢定規程第三條の試驗檢定に合格した者、及び同規程第八條第一號に依つて專門學校入學に關し指定された者。
 - (六) 其の他府縣知事が特に適任と認められた者の各號の一に該當する者に就き、施行規則第八條乃至第一百十二條の規定に對照して之を行ふ。但し(四)(五)に該當する者に對して本科正教員の檢定を行ふ場合は、卒業後二年以上小學校教育に従事した者、又は高等女學校を卒業し修業年限一個年以上の補習科で小學校教員に適する教育を受け、之を卒業した者に限る。

(規則一〇七、參照)

試驗檢定

試驗檢定

試驗檢定は名の示す如く學力を試験して之を檢定するものである。而して(一)本科正教員の試験科目及び程度は師範學校の學科程度に準じ、(二)本科准教員、專科正教員、尋常本科正教員及び同准教員の試験科目及び程度は施行規則の規定に依る。(規則一〇九―一二二、參照)

檢定の出願は何人でも出来る。但し(一)禁錮以上の刑に處せられた者、(二)破産若しくは家資分散の宣告を受け、復権せぬ者、又は身代限の處分を受け、債務の辨償を終らぬ者、(三)免許狀褫奪の處分を受け、三個月を経過せぬ者は檢定を受けることが出来ない。(規則一〇四、參照)

待遇

二、待遇

小學校長及び正教員は國家の官吏として待遇される。小學校教員は其の俸給が市町村から支出され、且特別の服務規律のある點から見れば官吏でないやうにも思はれる。されど、小學校の教育は疑ひもなく國家の事務で、其の教員は任官の手續に依つて任命されるものだから、之を官吏と認めることは正當である。但し純然たる官吏ではなく、待遇官吏と稱すべきものである。一般には判任文官として待遇されるけれども、小學校長の中には奏任文官と同一に待遇されるものもある。左に教員の名稱待遇に關する法規を掲げよう。

○市町村立小學校長及教員ノ名稱待遇（明治二十四年十月十八號同四十四年第二百七十三號大正六年第九號改正）

第一條 市町村立小學校長及教員ノ名稱左ノ如シ

市町村立小學校長及び教員の名稱待遇

一 小學校長

二 訓導 小學校ノ正教員タル者ノ名稱トス

三 准訓導 小學校ノ准教員タル者ノ名稱トス

第二條 市町村立小學校長及正教員ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク但小學校長ニシテ現ニ本務月俸五十圓以上ヲ受ケ二十年以上小學校正教員ノ職ニ在リ功勞著シキ者ハ道廳府縣各三人ヲ限リ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得

特別ノ事情アル道府縣ニ在リテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ特ニ前項ノ員數ヲ十人ニ増スコトヲ得

第三節 職務及び服務

職務

學校長

甲、職務 小學校職員の職務は、其の種類に依つて一様でない。左に之を示さう。

第一、學校長 學校長は校務を整理し、所屬職員を統督する職務を有するもので、實に學校の首腦である。されば

校務の整理

其の選任を慎重にし、勉めて適材を得るやうに注意しなければならぬ。以下**校務の整理**と**職員**の統督に分けて、**校長**の職務の要項を記述しよう。

一、**校務の整理** 校長の整理すべき校務は内外に涉

つて頗る多い。今その重要なものを左に挙げよう。

- (一) 法令で規定されてゐるもの。
- (イ) 学籍簿を編製すること。(規則八九)
- (ロ) 出席簿を作製すること。
- (ハ) 入學しない兒童の氏名を市町村長に報告すること。(規則九二)
- (ニ) 缺席兒童の出席を督促し、且其の旨を市町村長に報告すること。(規則九二)
- (ホ) 卒業者の氏名を市町村長に報告すること。(規則

九五

(ヘ) 尋常小學校の教科を卒へないで退學し若しくは廢學した者の氏名を市町村長に報告すること。(規則九六)

(ト) 兒童の出席を停止すること。(令三八)

(チ) 教授細目を制定すること。(規則二二)

(リ) 卒業證書・修業證書・學習證書を授與すること。(規則二四)

(ヌ) 夏季休業及び冬季休業の前後に於て、教授時數を減少すること。(規則二〇)

(ル) 手工を加へ、圖畫を課し、又は唱歌を缺く時の毎週教授時數を配當すること。(規則一七)

(ヲ) 補習科の教科用圖書を採定すること。(規則四四)

(ワ) 國語書き方算術圖畫の教科用圖書を兒童に使用させるかごうかを決定すること。(規則五三)

(二) 當然處理すべきもの

(イ) 職員執務に關する規程、兒童教育に關する規程等の如き重要な規程を定めること。

(ロ) 各教員の擔任學級及び擔任教科を定めること。

(ハ) 職員の事務分擔を定めること。

(ニ) 日課表、學年曆等を調製すること。

(ホ) 儀式を執行すること。

(ヘ) 職員會や研究會等を整理すること。

(ト) 校地、校舍、校具、其の他表簿類の整理保管をなすこと。

職員の統督

二、職員の統督

學校長が職員を統督するといふのは、

上級の軍人が下級の軍人に對するやうに絶対命令權を行使するのではない。唯所屬職員を統轄し、之をして協力一致して適當に事務を處理させ、且法規に背犯させないように、指揮注意を爲すに過ぎない。而して若し職員が法令に違犯し、其の職を辱しめるやうなことがあつても、自ら之を處分する權能はなく、監督官廳に具申して其の裁斷を待つことになつて居る。故に學校長が部下職員に對して有する權利は寧ろ薄弱である。しかし、學校長が學校を統轄するのは、自己の人格と材幹に依るべきもので、法律の力を頼む必要はない。教育事業の高尙純潔な所以は實に此に在るのである。

正教員

第二、正教員

正教員は學校長の指揮を受けて兒童の教

育を擔任し、且之に屬する事務を掌るもので、其の掌理すべき事務は左の通りである。

一、擔任學級の兒童を教育する責任を有し、且該學級に關する一切の事務を整理すること。

二、學校長の定めた分擔事務を處理すること。

三、當直勤務を爲すこと。

准教員

第三、准教員

准教員は本科正教員の職務を助けるものである。従つて全く正教員の指導の下に立ち、決して獨立して兒童の教育に任ずべきものではない。

服務

乙、服務

小學校教員は准官吏であるから、一般の官吏服務規律を遵奉すべきものであるが、特に服務規律として左の如く制定されてゐる。要するに住所及び營業の制限を定め、且勤務上重要な心得を指示されたものである。

一、學校長及ヒ教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

二、市町村立小學校長及ヒ教員ハ當該學校所在ノ市町村ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニアラス
學校長及ヒ教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ、又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス

三、學校長及ヒ教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員取締役監査役トナリ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニアラス
學校長及ヒ教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス(規則一三三、一三七、一三八、參照)

權限

第四節 權 限

小學校教員が國の教育事務を執行するに就いては、其の職

務に關聯して國家が與へた權利がある。之を權限といふ。今、左に其の主要なるものを擧げよう。

學校長の權限

一、學校長の權限

(一) 兒童の出席停止 傳染病に罹り、若しくは其の虞ある兒童、又は性行が不良で、他の兒童の教育に妨があることを認め、た兒童に對しては、出席停止即ち停學處分をなすことが出来る。(令三八)

(二) 兒童の懲戒 教育上必要であること認め、た場合には、兒童に懲戒を加へることが出来る。但し體罰を行ふことは出来ない。(令四七)

(三) 教授時數の配當 教科目加除の場合に、教授時數の配當を定めるのは學校長の權限である。(規則一七、一八、參照)

(四) 教授時間の減縮 夏季休業日及び冬季休業日の前後

各二十日以内に於て、毎日の教授時數を減縮することも亦學校長の權限に屬する。(規則二〇、參照)

教員の權限

二、教員の權限

教員の權限としては、學校長の權限中に擧げた兒童の懲戒權がその重なるものである。

右に掲げた外、小學校長及び教員の權限としては、俸給其他諸給與を受ける權及び國の教育事務を行ふに就いては知事若しくは郡長の外、何者の監督をも受けない權などである。

第五節 俸給諸給與及び旅費

俸給

一、俸給 俸給には本俸と加俸との二通りある。即ち左の通りである。

本俸

(一) **一本俸** 市町村立小學校教員の俸給は月俸を以て支給される。而して其の等級及び金額は左表に準據し、各府縣に於て適當に定むべきものとなつて居る。但し本科正教員にして一級上俸(百八十圓)を受け、特に功勞のある者は漸次二百四十圓まで(同じく専科正教員の場合)は百六十圓まで(増俸)することが出来る。又教員の俸給は總て其の意に反して之を減ずることは出来ない。但し當分の内等級相當額を減ずることが出来る。

(規則一四八—一五〇、一五二、參照)

職名	本科正教員		専科正教員	
	上	下	上	下
一級	百八十圓	百六十圓	百二十圓	百十圓
二級	百四十五圓	百三十圓	八十圓	七十圓
三級	百二十圓	百十圓	七十圓	六十圓
四級	百圓	九十圓	六十圓	五十圓
五級	八十五圓	八十圓	五十圓	四十圓
六級	七十五圓	七十圓	四十圓	三十圓
七級	六十五圓	六十圓	三十圓	二十圓
八級	五十五圓	五十圓	二十圓	十圓
九級	四十五圓	四十圓	十圓	五圓

准教員	准教員	
	上	下
准教員	六十圓	五十五圓
准教員	五十圓	四十五圓
准教員	四十圓	三十五圓
准教員	三十圓	二十圓

加俸

(二) **加俸** 政府は小學校教員を優遇する爲に、市町村から支出する本俸の外に國費を以て加俸を支出する法を定めた。**市町村立小學校教育費國庫補助法**(明治三十三年法律第六十三號)及び**市町村立小學校教員加俸令**(明治三十三年勅令第三百三十三號)は即ち是れである。

年功加俸

加俸は之を**年功加俸**及び**特別加俸**の二つに分ける。
 (1) **年功加俸** 年功加俸とは小學校教員中、五年以上同一府縣に於ける市町村立小學校に勤續し、地方長官が成績佳良であるを認められた者に支給するもので、本科正教員には年額二十四圓乃至六十圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至二十四圓を、爾後

特別加俸

勤續五年を加へる毎に本科正教員には年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至十八圓を加給することが出来る。

(口) 特別加俸 特別加俸とは、本科正教員にして市町村立單級尋常小學校に勤務する者に年額六十圓以下、多級學校の一學年乃至四學年、五學年又は六學年編制の學級を擔任する者に年額四十八圓以下、僻陬地に勤務する正教員に年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員に年額十八圓以下を特別に支給することをいふ。而して同一府縣内に於て僻陬地の市町村立尋常小學校に五年以上勤續する者には、右特別加俸の外、本科正教員には年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には年額十八圓以下を加給するもの

諸給與及び旅費

ご定めてある。

二、諸給與及び旅費 小學校教員の教授時數が一週三十二時を超える場合には之に手當を給し、宿直者には賄料を給し、職務のために傷痍を受け、若しくは疾病に罹つた者には療治料を給し、土地の情況に依つては住宅料を給し、又特に勤勞のある者には慰勞金を給することが出来る。小學校教員が公務を以て旅行するときには旅費を支給する。其の額は、正教員に在つては判任文官の例に準じ、准教員に在つては地方の情況を量つて之を定める。(規則一五八一六三、參照)

旅費

恩給

第六節 恩給

從來小學校教員に對しては市町村立小學校教員退隱料

及遺族扶助料法と稱する法律に依り、官吏と同様に恩給の制を定められ、本人及遺族は年金若くは一時金を給與せられたのであるが、大正十二年四月十三日法律第四十八號を以て新に**恩給法**を發布せられ、多年各種の公務員に對する恩給法の區々であつたのを整理統一して單行の法規とし、且恩給率及扶助料の増加を行ふこととなつた。従て舊法は一切廢止せられることとなつたのである。左に新恩給法に依り其の要點を記述しよう。

普通恩給

一、普通恩給 教育職員(小學校教員を含む)在職十五年以上にして退職したときは、普通恩給を支給される。而して其の年額は在職十五年以上十六年未滿のものに對しては退職當時の俸給年額百五十分の五十とし、十五年以上一年を増す毎に、其の一年に對し退職當時の俸給年額の百

加給

五十分の一を加へた金額とする。(恩給法六二)
 尙其の在職年中に小學校實業補習學校幼稚園又は盲啞學校其の他の小學校に類する各種學校の教育職員としての勤續年十五年以上のものを含むときは、其の勤續在職年中十五年を控除した殘餘の勤續在職年一年に付退職當時の俸給年額の百五十分の一の割合を以て之に加給せられる。(恩給法六二)
 又在職年十五年未滿にして公務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹り不具廢疾と爲りて退職したときは、在職十五年の者に給すべき普通恩給を給せられる。(恩給法六二)
 又準教育職員にして、在職中公務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹りたるものには、普通恩給を給せられる。其の年額は退職當時の俸給年額の百五十分の五十に相當する

一時恩給

金額とする。恩給法六二

二、一時恩給 教育職員在職年一年以上十五年未滿にして退職したるときは、之に一時恩給を給せられる。其の金額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額とする。恩給法六九

扶助料

三、扶助料 教育職員が

- (一) 在職中死亡し、其の死亡を退職と看做すときは、之に普通恩給を給すべきとき。
- (二) 普通恩給を給せらるゝ者死亡したるときは、其の遺族に扶助料を給せられる。其の年額は普通恩給年額の十分の五に相當する金額とする。而して普通公務に因る傷痍疾病の爲め死亡したるときは、其の普通恩給年額の十分の八に相當する金額とする。恩給法七五

一時扶助料

(四) 一時扶助料

教育職員在職年一年以上十五年未滿にして、在職中死亡したる場合には、其の遺族に一時扶助料を給せられる。其の金額は死亡當時の俸給月額に相當する金額に在職中の年數を乗じたる金額とする。

(恩給法八二、參照)

恩給法中小學校教員に關係を有する條項に就き其の主要なるものを左に摘録して參考せしめ、尙恩給法施行細則に就ては、大正十二年八月十六日勅令第三百六十七號を以て恩給法施行令が發布せられた。

恩給法抄録

- 第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス
- 第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、増加恩給及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

三 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外、公立小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四條ニ掲クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ
第二十二條 教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 公立ノ學校若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二 府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設立シタル學校ニシテ

勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ
準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

四 準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤績年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第四十五條 公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條 公務員公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス
公務員公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具廢疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於

テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ特ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ不具廢疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖モ恩給審査會ニ於テ不具廢疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ決議後之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十七條 前條ノ規定ハ準文官陸軍ノ見習士官海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十四條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

- 一 再就職後一年以上ニシテ退職シタルトキ
- 二 再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ト爲リ退職

シタルトキ

- 三 再就職後公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具廢疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

第五十九條 教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校實業補習學校幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ此ノ限ニ在ラス

第六十條

第三項 前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤績在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年十五年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四項 在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第六十二條 教育職員在職十五年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通

恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年以上十六年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園又ハ盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤績在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第一項ノ場合ニ於テ其ノ在職中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤績在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號ノ規定ニ依リ在職年十五年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トス

第六十九條 教育職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父母、夫妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶

助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二 普通恩給ヲ給セラル、者死亡シタルトキ

第七十五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ金額

二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラル、普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

第八十二條 文官教育職員若ハ待遇職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ在職中死亡シ又ハ警察監獄職員在職一年以上十年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス
前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡ノ當時ノ俸給月額ニ相當スル

金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七節 任用及び解職

任用
市町村立小學校長及び教員の任用及び解職は總て府縣知事の職權である。而して任用に就いては、成るべく該地方に適當な人物を得るため、市は市長又は市町村學校組合管理者、町村は郡長の申請に依つて府縣知事が之を任命し、解職に就いては、申請を待たないで、府縣知事が直ちに之を行ふ。

(令四四、參照)

解職
小學校教員は、一旦任用された以上は府縣知事に於て濫に解職することは出来ない。若し規定の正條に因らないで解職しようとする場合には、一々文部大臣の指揮を受けなければならぬ。

休職

解職には休職、退職、失職の三つの場合がある。

一、休職 市町村立小學校正教員が左の各號の一に該當するときは、府縣知事は之に休職を命ずることが出来る。休職者は職務に従事しない外、總て在職者と同様である。(規則一二二、一二五、參照)

(一) 傷痕を受け、若しくは疾病に罹つたため、職務を行ふに妨あるとき。

(二) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因つて、過員を生じたとき。

(三) 教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學したとき。

(四) 名譽職たる町村長及び助役に當選したとき。

(五) 私立小學校の教員、又は外國で本邦人を教育するた

めに設置した學校の教員となつたとき。

(六) 刑事事件に關して告訴又は告發されたとき。

(七) 一年現役兵として服役した後、陸軍補充令第三十七條に依り勤務演習に召集されたとき。

當然休職

當然休職 市町村立小學校教員にして、陸海軍の現役に

服してゐる者、又は戰時事變に際して召集された者は、當然休職になる。但し徵兵令第十四條の規程に依り一年現役兵として服役する者、又は陸軍六週間現役に服する者は此の限りではない。(規則一二三、參照)

退職

二、退職 市町村立小學校正教員が左の各號の一に該當した場合には、府縣知事は之に退職を命ずることが出来る。

(規則一二六、參照)

(一) 不具廢疾又は身體若しくは精神の衰弱に因つて職

當然退職

失職

- 務を執るに堪へぬとき。
 - (二) 傷痍を受け、若しくは疾病に罹つて、其の職に堪へな
いたため、又は自己の便宜のために退職を出願したこ
き。
 - (三) 休職者が復職したために其の代員を要しないとき。
- 當然退職** 市町村立小學校の正教員が左の各號の一に
該當するときは、當然退職となる。(規則一二八、參照)
- (一) 當該學校が廢せられたとき。
 - (二) 休職の期間が満ちたとき。
- 三、失職** 市町村立小學校正教員が免許狀褫奪の處分を受
けるか、又は其の免許狀が効力を失ふかしたときは當然
其の職を失ふものである。(規則一二九、參照)

懲戒處分

第八節 懲戒處分業務停止

一、懲戒處分

市町村立小學校長及び教員が職務上の義務に違背し、若
しくは職務を怠つたとき、又は職務の内外を問はず體面
を汚辱する所爲のあつたときは、府縣知事は之に懲戒處
分を行ふ。懲戒處分には**譴責減俸**及び**免職**の三通りある。
(令四八、參照)

譴責とは文書を以て公然戒飭することをいひ、**減俸**とは
一個月以上、一個年以下の範圍に於て、俸給月額三分一以
下を減給することをいひ、**免職**とは教員の職を罷免する
ことをいふ。免職の處分を受けた者は、二個年を経過しな
ければ再び教員の職に就くことは出來ない。教員として

業務停止

の體面を汚辱する行爲があつて、其の情狀の重いものは免許狀を褫奪される。(規則一四二、一四三、令四九、參照)

二、業務停止

私立小學校長及び教員は、市町村立小學校教員と同じく國民教育に關與するものであるけれども、國家は之を官吏として待遇しない。従つて市町村立小學校教員の懲戒されると同様の所爲があつた場合には、府縣知事は一個月以上二個年以下、其の業務を停止する。(令四八、規則一四五、參照)

處分の解除

免職若しくは業務停止の處分を受けた教員にして改悛の實の顯著なものは、其の期間内でも、府縣知事に於て特に文部大臣の認可を受け、其の處分を解くことが出来る。又府縣知事が行つた免職若しくは業務停止又は免許狀

訴願

褫奪の處分に對して不服のある者は、文部大臣に訴願するここが出来る。(規則一四七、令五〇、參照)

小學校教員心得

第九節 小學校教員心得

小學校教員は、常に國民の模範を以て任ずる覺悟がなければならぬ。従つて精神の修養に留意し、人格の向上を圖るべきは勿論である。免許狀があつて、教員の資格さへ備へてゐればそれで澤山だとするが如きは、以ての外の不心得と謂ふべきである。左に掲げた小學校教員心得は、明治十四年六月文部省達第十九號を以て發布されたもので、懇切に教育者の服膺すべき事項を指示し、實に吾人の規箴とするに足る。教育者たるものは、須く熟讀翫味して之が實行を期せねばならぬ。

○小學校教員心得

小學教員の良否は普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は國家の隆替に係る。其任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學教員其人を得て普通教育の目的を達し、人々をして身を修め業に就かしむるにあらすんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學教員たる者宜く深く此意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學教員の職にあるもの、夙夜匪勉服膺して忽忘すること勿れ。

明治十四年六月

文部卿 福岡孝弟

道德教育

一人を導きて良善ならしむるは、多識ならしむるに比すれば更に緊要なりとす。故に教員たる者は、殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈し、及び自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せ

智心教育

しめ、且常に己が身を以て之が模範となり、生徒をして徳性に薰染し、善行に感化せしめんことを務むべし。
一 智心教育の目的は、専ら人々をして智識を廣め、材能を長じ、以て其本分を盡すに適當ならしむるにあり。豈徒に聲名を博取し、奇功を貪求せしめんがためならんや。故に教員たる者は、宜しく此旨を體認し、以て生徒智心上の教育に従事すべし。

身體教育

一 身體教育は獨り體操のみに依着すべからず。宜しく常に校舎を清潔にし、光線温度の適宜及び大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癖習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

人格の體潔

一 鄙吝の心志、陋劣の思想を懷くべからざるは、人々皆然りと雖も、特に教員たる者は、自己の心上に於て、最も謹

衛生・體育の
必要

で之を除去せざるべからず、蓋し幼童の智徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、偷安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらずればなり。

一 學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具有すべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たるものは、宜しく特に起居飲食等の常度を守り、散鬱及び運動等の良規に循ひて其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

學力の修養

一 教員たる者は、唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりせず、博く教則外の學科に涉

心志の練磨

らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

一 教員たる者は、常に整然たる秩序に由り、學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざるの心志を以て、能く他人の心志を練磨し得るものは、未だ曾て之あらざるなり。

教育法の活用

一 師範學校等に於て嘗て學習せし所の教育法は、概ね其の様子たるに過ぎざるものなり。故に教員たる者は、徒に之を蹈襲するを以て足れりせず、宜しく常に自ら其得失利害を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

心理生理の講究

一人の心神及び身體の組織作用に至つては、教員たるもの最深く意を留め、講究と經驗とに由りて、其原理實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令孜孜汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝこと能はざるなり。

學校管理の秘訣

一 學校管理の事は、之を教授の事業に比すれば、更に困難なりとす。故に教員たるものは、常に人情、世態を審にし、通義、公道を辨じ、且事を處する方法、務を理するの順序等を暗練せざるべからず。

校則の厲行

一 校則は校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼ねて生徒の徳誼を勧誘するの要具たり。故に教員たる者は、能く此旨趣を體認し、以て之を執行せざるべからず。

教師の三徳

一 熟練懇切龜勉の三者は、亦教育上に缺くべからざるの美事たり。故に教員たる者、能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實効を奏するを得べきのみならず、又生徒をして、不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

學校統理上必要なる諸徳

一 學校を統率するは、殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等の諸徳に由るべし。蓋し剛毅にあらざれば、難に勝る能はず、忍耐にあらざれば、久を持する能はず、威重にあらざれば、人を服する能はず、懇誠にあらざれば、衆を懐くる能はず、勉勵にあらざれば、事を成す能はず。

寛厚中正

一 生徒若し黨派を生じ、爭論を發する等の事あらば、之を處置する極めて穩當詳密にして、偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す。故に教員たるものは、常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持し、就中政治及び宗教上に涉り執

善良なる性行

拗矯激の言論をなす等のことあるべからず。一人として善良の性行を有すべきは言を俟たずとも、教員たる者に至りては、最も善良の性行を有せざるべからず。否らざるべきは、獨り幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却つて其の天賦を戕賊するに至るべし。蓋し幼兒の心中たる、至虚至沖にして、外物のために感染せらるゝこと極めて鋭敏なればなり。

品行・學識・經驗

一 教員たる者の、品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは、亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。(教育學第四編第四章參照)

第十一章 小學校の事務

第一節 校務の種別

校務の種別

小學校は幼稚な兒童を對象として教育を行ふ所であるから、何事も簡單なやうであるけれども、實はさうでない。處理すべき事務の複雑多岐なことは世人の想像以上である。學校長は此等の校務を統一して全體の責任を負ふものであるが、しかし一人で直接に其の總てを處理することは困難である。是れ校務分擔の必要な所以である。

校務は通常**學級事務**、**教科事務**及び**統括事務**の三種に區別する。今其の要領を左に記述しよう。

一 學級事務

各學級の兒童の教育は學級擔任の正教員が之に當るべきものであるから、學級に關係のある一切の

學級事務

事務も、亦總て擔任教員の手で處理しなければならぬ。學級事務の大意は左の通りである。

- (一) 擔任學級の教授細目の立案、及び教案、教授録等に関すること。
- (二) 擔任學級兒童の成績考査に関すること。
- (三) 擔任學級兒童の身體検査に関すること。
- (四) 擔任學級兒童の出缺席調査に関すること。
- (五) 擔任學級の學籍簿を調製すること。
- (六) 擔任學級兒童保護者との聯絡に関すること。
- (七) 擔任學級兒童の看護に関すること。
- (八) 擔任學級兒童の學用品に関すること。
- (九) 擔任學級教室の整理に関すること。
- (一〇) 學級日誌、其の他の帳簿の記入、保管をなすこと。

教科事務

二、教科事務

(二) 其の他擔任學級經營上諸般の事務。

教科全體を文科、理科、技能科等に大別して、其の一部毎に、又は各教科目毎に、擔任教員を置き、低學年から高學年を通じて、其の教科の研究調査をさせるのは所謂**教科擔任**である。教科擔任は一人で之に當ることもあり、又數人の共同して之に當ることもある。數人で之に當る場合には係長を置くがよい。教科事務は大要左の通りである。

- (一) 擔任教科の教授細目の立案修正に関すること。
- (二) 擔任教科の教授法に關して、常に研究をなすこと。
- (三) 擔任教科に於ける各學年の教授の聯絡統一を圖ること。
- (四) 擔任教科に關する圖書器械標本等の設備、整頓をな

統括事務

すこと。

(五) 擔任教科の兒童學用品に關すること。

(六) 研究録其の他擔任教科に關する帳簿の記入保管をなすこと。

(七) 其の他擔任教科に關する諸般の事務。

三統括事務

統括事務とは、學校全體に關する事務のことである。此等の事務は、其の種類が多いから、適宜之を分類しなければならぬ。今普通の分類に従ひ、之を教務庶務會計の三に分けて事務の概要を左に記さう。但し大規模の學校では、尙之を細別する必要があるであらう。

(一) 教務係

(イ) 教授細目・訓練要目・教案・教授録に關すること。

(ロ) 日課表・兒童成績考査に關すること。

(ハ) 兒童の入退學・出席・卒業・修業・學習證書に關すること。

(ニ) 諸儀式及び諸種の會合に關すること。

(ホ) 兒童の衛生・身體検査に關すること。

(ヘ) 圖書器械・標本の整理・保管に關すること。

(ト) 教務に關する帳簿の整理・保管に關すること。

(二) 庶務係

(イ) 公文書の往復・保管に關すること。

(ロ) 諸願届書類の保管に關すること。

(ハ) 法令規則書類の取扱・保管に關すること。

(ニ) 校印・鎖鑰を保管すること。

(ホ) 校内の整頓・清潔及び警備に關すること。

(ヘ) 庶務に關する帳簿の整理・保管に關すること。

會計係

- (ト) 小使の使用に關すること。
- (三) 會計係

- (イ) 經費豫算に關すること。
- (ロ) 授業料に關すること。
- (ハ) 校地・校舎の保管・修繕に關すること。
- (ニ) 備品・消耗品の請求・供給に關すること。
- (ホ) 會計に關する帳簿の整理・保管に關すること。

表簿の種類

第二節 表簿の種類

校務を處理するには、其の要領を記録すべき一定の表簿を備へなければならぬ。けれども徒に多數の表簿を作り、形式を整へることに汲々たるは謂れのないことである。今重要な表簿の種類を左に記さう。

- (一) 學級擔任に屬するもの。
教案、教授録、兒童成績考查簿、操行調査簿、出席簿、學籍簿、學級日誌、家庭通信簿等。
- (二) 教科擔任に屬するもの。
教授細目、研究録、備品目錄、學用品標準表簿。
- (三) 教務係に屬するもの。
教授細目、訓練要目、教授録、日課表、兒童成績考查簿、兒童入退學原簿、學籍簿、出席簿、卒業證書臺帳、兒童身體檢查統計表、學年曆。
- (四) 庶務係に屬するもの。
公文書往復綴、願届書綴、職員出勤簿、職員履歷書綴、學校沿革誌、學校一覽表、日誌。
- (五) 會計係に屬するもの。

保存期限

經費豫算表、備品原簿、消耗品受拂簿。諸帳簿の保存期限に就いては、或は永久的のもの、或は兒童在學中に限られるもの、或は二三年で十分なものなごいろある。適宜其の期限を定め、鄭重に保管すべきである。

會合の種類

第三節 會合の種類

學校教育の効果を擧げ、校務の統一を圖るには、種々の會合を催さなければならぬ。蓋し校務の全責任は學校長の負ふ所であるが、各職員に諸種の事務を分掌させるから、時々協議打合をする必要もある。學校長が命令的に職員に臨まず、能く職員の意見を徴し、衆議に依つて校務を行ふのは、學校經營上最も隱健で、且有利な事である。其の他、兒童の會合、保護者の會合等も、教育上必要である。今左に會合の種類を列

職員會

記しよう。

一、職員會 職員會は職員全體を會し、教授訓練管理其の他校務上の重要な事項及び臨時の出來事等に就いて協議するもので、毎週又は隔週に一回之を開くがよい。職員會に於ては各自意見を發表した討議を盡すがよい。面従を事として陰に喋々是非するやうなことがあつてはならぬ。而して一旦確定した事柄については、職員は絶対に服従する義務がある。又祕密を守るべき事柄に就いては、堅く戒めて他に漏さないやうに留意せねばならぬ。

批評會

二、批評會 批評會は或教員の授業を一校又は數校の職員が參觀し、之が批評討論をなすもので、教員相互の刺戟となるは勿論、教授の手腕を練り、教育の趣味を養ふに最も有効である。之をなすに當つては、感情に馳せ、皮肉の言辭

教科研究會

を弄することなく、互にその人格を尊重して、學理と經驗とに依り、眞摯なる批評をなさねばならぬ。

三、教科研究會

教科研究會は、教科擔任者が、該教科に屬する問題に關して研究、調査及び實驗の結果を發表し、之に就いて相互に討究するもので、これが正當着實に行はれて居る學校は、教育の効果も亦佳良であること推定することが出来る。

學級會

四、學級會

高學年では、一學級の教授が二三人の教師に依つて行はれるのは珍しくない。かやうな場合には、學級關係の教員が相集つて、時々教授上訓練上の協議をする必要がある。同學年の學級が二個以上ある場合に、學級擔任者の協議會、又は關係教員全體の合同會等を催して、教授訓練の歩武を齊へる如きも、亦頗る大切なことである。

保護者會

五、保護者會

保護者會は兒童の保護者を學校に招いて教育上諸般の說話をなし、且保護者の意見を聞き、精神的に學校と家庭との聯絡を圖ることを目的とする會合である。此の會は毎年二回開くを普通とする。而して同時に全體を集める場合と、數部に區分して集める場合とある。

學藝會

六、學藝會

學藝會は、一學級數學級若しくは學校全體の兒童を一堂に會し、平常學習してある事項を發表させるもので、兒童の獎勵ともなり、保護者に學校教育の實況を知らしめる方便ともなるものである。但し學習以外の事柄に涉つたり、娛樂に傾いたりするが如きは最も戒めなければならぬ。此の會は毎年一二回開くのを通常とする。

運動會

七、運動會

運動會は校庭又は便宜の場所で、平常學習してある體操遊戯を演習させるもので、體育の獎勵上必要で

ある。されど裝飾等に多額の費用を投ずるのは宜しくない。運動會は毎年二回開くのを常例とする。但し其の一回を遠足會とすることもある。尙時々小運動會を催すことも有効であらう。

第十二章 小學校の費用負擔及び

授業料

費用の負擔

第一節 費用の負擔

市町村に於て小學校を設置し、之を經營するには相當の費用を要することは勿論である。而して其の費用の概目は、(一)設備及び其の維持の費用、(二)職員の俸給、旅費、其の他諸給與、(三)校費である。是等の費用は當該市町村が負擔するのが本則である。けれども、小學校の設置は市町村が之に當る外、學

校組合に依り、又は其の學區に依る場合があるから、其の費用も亦、市町村又は學校組合又は其の學區が之を負擔するのである。(令五一、參照)

學區長及び其の代理者並に學務委員が、國の教育事務を執行するため、に要する費用も、亦、小學校設置に關する費用と同じく、市町村又は學校組合又は其の學區に於て之を負擔すべきものである。(令五五參照)

兒童教育事務を他に委託する場合に要する費用も、亦當然該町村、學校組合、又は其の學區の負擔すべきものとなつて居る。(令五一、參照)

小學校教育事務に關する費用は、總て市町村自治體の負擔に屬することは以上記述した通りである。但し種々の事情によつて、その負擔の不可能な時には左に示す如く上級の

府縣の補助

自治體たる府縣又は國家が之を補助する。

一、府縣の補助

(一) 一町村の資力が尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へないのみならず、其の設置のために、他の町村と學校組合をも設けることが出来ない場合、(二) 町村學校組合の資力が尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合、又は町村學校組合の一部たる町村の資力が其の學校組合の費用の負擔に堪へない場合、(三) 町村又は町村學校組合の資力が、兒童教育事務の委託に關する費用の負擔に堪へない場合、(四) 市の資力が、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合の何れかに該當するものと府縣知事が認めた場合には、府縣知事は府縣參事會の意見を聞き、文部大臣の指揮を受けて、町村又は

國家の補助

三、國家の補助

市に相當の補助を與へなければならぬ。(令五四參照)
右の外府縣は市町村立小學校教育費補助のため府縣費支出北海道は地方費の件(明治四十年勅令第二百十七號)に依り、市町村立小學校教育費國庫補助法に基づいて配賦される額に等しい金額を支出し、之を以て市町村立小學校教員の加俸又は住宅費の補助に充てねばならぬ。

國家は國民教育を尊重し、教育者を優遇する趣旨に依り、明治三十三年法律第六十三號を以て、市町村立小學校教育費國庫補助法、同三十二年勅令第四百三十五號を以て、教育基金令を發布し、何れも同三十三年四月から之を實施して居る。前者は毎年豫算を以て定める所の金額を補助金として國庫から支出し、其の半額は市町村立小學校

の本科正教員數に比例し、他の半額は市町村立小學校本科正教員中五年以上同一府縣内に勤續する者の數に比例して各府縣に配賦し、よつて以て市町村立小學校教員の年功加俸及び市町村立尋常小學校教員の特別加俸に充てることを規定したもので、後者は國庫に保管してある教育基金明治二十七八年戰役の結果清國から得た償金中一千萬圓の利子を各府縣に配當して市町村立尋常小學校の校地校舎の設備費に貸付し、且市町村立小學校教員の獎勵、其の他普通教育に關する費用に充つべきことを規定したものである。

大正七年三月に至り、政府は更に法律を以て**市町村義務教育費國庫負擔法**を發布し、毎年一千萬圓を支出して、市町村立小學校教員の俸給の一部を國家自ら支辨するこ

と、した。之は一面には市町村に於ける教育費増大の結果其の負擔の過重なるを救ふため、一面には教員の待遇を高めるため、政府の英斷に出たもので、教育界の一大福音と謂ふべきである。然るに爾後世界大戰に伴ふ世態の變移と共に、市町村の教育費が頻りに膨脹し、殆ど其の負擔に堪へないものも少くないやうになつた。是に於て或は小學校の經費を國庫の負擔とせよと説くものもあり、或は國庫の負擔額を大に増加せよと論ずるものもあり、とても此の儘では立ち行かぬといふことは最早全國の輿論となつたのである。乃ち第四十六議會に於て此の法律の改正案が議決せられ、國庫負擔金三千萬圓を増加するこゝとなり、大正十二年三月二十七日法律第二十號を以て該改正法が發布せられた、吾人は國家がよく輿論を

容れて、此の改正を斷行したことに對して感謝しなければならぬ。尙此の改正に伴ひ、大正十二年六月十八日勅令第三百十五號を以て、市町村義務教育費國庫負擔法ノ施行ニ關スル件を發布せられ、同二十日文部省訓令第十六號を以て市町村義務教育費國庫負擔法施行規程の改正があつた。

左に參考のため教育基金特別會計法教育基金令市町村立小學校教育費國庫補助法及び市町村義務教育費國庫負擔法を掲げよう。

○教育基金特別會計法

(明治三十二年三月
法律第八十號)

第一條 教育基金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

教育基金特別會計法

- 第二條 償金特別會計資金ノ内千萬圓ハ教育基金ニ組入ルヘシ
- 第三條 教育基金ハ普通教育費ニ使用ス
- 前項普通教育費ノ使用ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 教育基金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歲入ニ組入レ一般ノ歲出トシテ拂出スヘシ但シ元資金千萬圓ハ之ヲ費消スルコトヲ得ス
- 第五條 教育基金ハ大藏省預金ニ寄託シ其ノ利子ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ
- 第六條 政府ハ毎年教育基金特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

○教育基金令

(明治三十二年十一月勅令第四百三十五號
大正三年十二月勅令第二百五十九號改正)

教育基金令

- 第一條 教育基金ハ本令ニ依リ之ヲ使用ス
- 第二條 教育基金ハ文部大臣ニ於テ其ノ一部ヲ前前年度末現在ノ學齡兒童數ニ應シテ北海道及府縣ニ配付シ他ノ一部ヲ普通教育ノ普及改善ニ

關シ必要ト認ムル費用ニ使用ス

第三條 北海道及府縣ハ前條ノ配付金ヲ以テ教育資金ト爲シ特別會計ヲ設置スヘシ

教育資金ハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得

第四條 教育資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ

第五條 教育資金ハ左ノ各號ノ使途ニ之ヲ用フルモノトス

一 公立小學校設備費ノ貸付又ハ補助

二 公立小學校教員ノ疾病療治料

三 公立小學校教員ノ獎勵其ノ他地方長官ニ於テ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用

第六條 前條第一號ノ規定ニ依リ使用スル教育資金ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ公立尋常小學校ノ校地校舍ノ設備費ニ充ツル爲之ヲ市町村又ハ之ニ準スヘキ公共團體ニ貸付シ市制又ハ町村制若ハ之ニ代ハルヘキ制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ之ヲ小學校設置區域ニ補助ス
公立高等小學校ノ校地校舍ニシテ變災ニ罹リ設備ノ復舊ヲ要スル場合

ニ在リテハ前項ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ貸付金ニ對シテハ一年百分ノ五ノ利子ヲ附セシムヘシ

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル補助金額ハ設備ニ要スル費用ノ十分ノ五以内トス

第七條 地方長官ハ教育資金使用ニ關スル規程ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

○市町村立小學校教育費國庫補助法

(明治三十三年三月法律第六十三號)
同四十二年三月法律第五號改正

第一條 市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條 前條ノ補助金ハ市町村立小學校教員ノ年功加俸及市町村立尋常小學校教員ノ特別加俸ニ充ツ其ノ加俸ニ關スル方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一條ノ補助金ハ其ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員數ニ

市町村立小學
校教育費國庫
補助法

他ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ
勤績スル者ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道及府縣ニ配賦ス

附則

第四條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

第五條 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法及小學校教育費國庫補
助法ハ之ヲ廢止ス

第六條 本法施行ノ際市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法ニ依リ現
ニ年功加俸ヲ受クル者ニハ同一學校ニ勤績スル間仍其ノ加俸ニ相當ス
ル金額ヲ支給ス但シ本法ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス
前項ニ依リ支給スル金額ハ第三條ノ配賦金ヨリ支出ス

○市町村義務教育費國庫負擔法

市町村義務教育費國庫負擔法

(大正七年三月法律第十八號
同十二年三月法律第二十號改正)

第一條 市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要スル經費ノ一部ハ國庫之ヲ
負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度四
千萬圓ヲ下ラサルモノトス

第三條 國庫支出金ハ第五條ノ交付金額ヲ除キ其ノ三分ノ二ハ市町村ニ、
三分ノ一ハ第四條ノ交付金額ヲ除キ町村ニ、各其ノ半額ヲ前年六月一日
ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數ニ、他ノ半額ヲ前年六月一日ニ於
ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ交付ス

第四條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリ
ト認メタル市ニ對シ前條ノ規定ニ依リ當該市ノ受クル金額ノ二分ノ一
ヲ超エサル範圍内ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得
前項ノ増加交付金ノ總額ハ前條ノ規定ニ依リ市ニ交付スル金額ノ十五
分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリ
ト認メタル町村ニ對シ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ
特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得

第六條 本法ニ定ムル市町村立尋常小學校教員中ニ算入スヘキ代用教員

ノ範圍ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體其ノ組合又ハ小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附 則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

經費の豫算

第二節 經費の豫算

豫算案

議決

市町村は其の經營上、相當の經費を要するから、毎年、翌年度に於ける歳出歳入の豫算案を經常費と臨時費とに分けて調製して之を決定しなければならぬ。而して其の立案は市町村長が之に當り、議決は市町村會が之を爲すのである。市

豫算の執行

町村立小學校に關する費用も亦固より市町村の經費に屬するから、其の豫算を調製するのは全く市町村長の權能で、學校長・教員は法規上何等容喙すべき權利はない。然るに學校の事情に精通してゐる學校長の意見を徵するのは市町村長の取るべき態度である。同時に、又忠實に學校の將來を考へて豫算の案を立て、之を市町村長に提出してその參考に供するのは、學校長たるもの、當然の職務である。故に豫算の調製期が來たならば、學校長は豫算調書を市町村長に進達し、尙口頭で詳細に之を説明して、その了解を求めなければならぬ。

市町村會で議決された豫算は、新年度から着々之を執行しなければならぬ。而して之が執行の責に當るものは市町村長である。従つて小學校長は市町村立小學校の豫算を執行

して經費支出の衝に當るものではないけれども、多少の便宜法を採らなければ、實際に差支へることがある。故に市町村長は通常の備品消耗品等の購入に就いては、支出金額の最多限と手續とを定めて學校長に委任するが得策である。此の場合には、學校長は其の手續を嚴守し、且帳簿の記入を正確にして差誤や疎漏のないやうにしなければならぬ。

授業料

第三節 授業料

小學校で兒童の保護者から授業料を徴收することの可否に就いては各論據がある。我が國では小學教育開始以來之を徴收したり、徴收しなかつたりして幾多の變遷があるけれども、今日は諸文明國の例に倣つて**無授業料制度**を採るこゝとなつて居る。蓋し國民教育普及の上から誠に至當な

無授業料制度

授業料の徴收

事と謂ふべきである。されど從來専ら授業料の收入に依つて學校を維持し來つた地方で、其の財源を失ふために苦境に陥る虞のある場合には、特に府縣知事の認可を受けて授業料を徴收することも出来る。但し此の場合には、市は一個月二十錢以下、町村は一個月十錢以下とし、學校に依つて差等を設けることを許さないことになつてゐる。(令五七規則一七四、一七八、參照) 以上は義務教育を行ふ尋常小學校に就いての規定であるが、高等小學校は其の性質が強制的のものでなく、之を設置するに否は、全く市町村の任意に屬するものだから、授業料を徴收するに否とも亦市町村の隨意である。若し之を徴收する場合には、市は一個月六十錢以下、町村は一個月三十錢以下に於て其の金額を定め、監督官廳の許可を受けなけ

ればならぬ。

授業料の免除

授業料の減額

授業料の収入

尙特別の事情のあるときには、市町村又は市町村學校組合、町村學校組合に於て府縣知事の認可を受け、期間を定めて前記の制限を超えた授業料を徴收することも出来る。又貧窮のために授業料を納め得ないものに對しては、市町村長は授業料の全部又は一部を免除することが出来、又一家の兒童が二人以上同時に就學するときには、市町村長は其の授業料を減額することも出来る。(規則一七五、一七六、一八〇、參照)

市町村立小學校の授業料は市町村學校組合又は其の學區の収入となるもので、直ちに之を學校の費用に充當すべきものではない。又之を徴收することは市町村吏員の管掌に屬し、教員の直接に關與すべきものでない。若し便宜上、教員が徴收の勞を取る場合には、其の取扱を鄭重にして違算の

ないやうにせねばならぬ。(令五八、參照)

基本財産及び積立金

第四節 基本財産及び積立金

市町村自治體は其の自營のために要する費用、及び法令に依つて其の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふものである。而して其の財源としては、市町村に屬する財産から生ずる収入、使用料、手数料、其の他の諸収入を以て之に充てるのを本則とし、仍不足のある場合に、始めて市町村税及び夫役、現品を賦課徴收することを得るのである。故に富裕の自治體ならば、基本財産に依る収入、其の他の収入だけで費用を辨じ得られるが、貧弱な自治體では僅に徴税に依つて年々を送る外、仕方はない。而も之を實際に徴するに、財産の収入のみで維持される自治體は甚だ稀である。故に農産物

の不作、商工業の不振、天災、地變等の殃事に遭ふと、忽ち自營するここが出来ない窮境に陥る處がある。然るに教育は國家の基礎的重要事業であるから、かゝる災禍のために悪影響を受けないやうに用意して置かなければならぬ。此の目的を達するには、小學校のために特別の基本財産、又は積立金を作るここが肝要である。是れ市町村制に於て、特定の目的のために特別の基本財産を設け、又は金穀を積立てるここが出来るやうに規定された所以である。

小學校の基本財産となすべきものは、授業料、學校に對する寄附金、歳出剩餘金、山林、其の他市町村財産等である。市町村理事者は教育者と相俟つて、所謂百年の大計を立て、額の多少を問はず、其の増殖法を講ぜなければならぬ。年々積立てて止まなかつたら、竟には之によつて市町村の教育費を支

基本財産となすべきもの

辨するここが出来るやうになり、従つて學校の經濟が全く獨立するやうになるであらう。

左に市町村制を摘記して参考としよう。

市制第九十六條(町村制第九十六條) 市町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律命令ニ依リ市町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市町村)ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金、其ノ他法令ニ依リ市町村)ニ屬スル收支ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市税(町村税)及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

市制第九九條二項(町村制第八十九條二項) 市町村)ハ特定ノ目的ノ爲メ特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第十三章 小學校に類する各種學校

純然たる小學校ではないが、其の目的、課程等が略、小學校に

小學校に類する各種學校

其の設置

準ずる學校を包括して小學校に類する各種學校といふ。裁縫學校其の他技藝に關する學校等は之に屬する。各種學校を設置するには、高等小學校や私立小學校を設置する例に準じ、市町村又は私人に於て知事の認可を受くべきものと定めてある。但し之を特設しないで小學校に附設することも出来る。之が教員たるべきものは、小學校教員の資格を有する者、又は府縣知事の免許を得たものでなければならぬ。學校長は之を缺いても差支なく、又必要に應じては之を置くことも出来る。其の他職員の任用、解職懲戒處分、業務停止等は總て小學校教員の例に依るべきものである。

(令五、一七規則二〇九—二一一、參照)

幼稚園

第十四章 幼稚園

幼稚園の目的

幼稚園も亦各種學校と同じく、小學校に準ずるものとして小學校令の支配を受ける。左に幼稚園の目的保育の項目職員・園兒數設備の五項に分けて其の要領を記述しやう。

一、幼稚園の目的

幼稚園は満三歳から尋常小學校に入學するまでの幼兒を保育することを目的とする。保育の要旨は幼兒の心身を健全に發達させ、善良な習慣を得させて家庭教育の缺陷を補ふにある。而して保育をなすには常に心身發達の程度を考へ、苟も難解の事項を授け、又は過度の作業をさせるやうなことなく、又常に幼兒の心情及び行儀に注意し、善良な事例を示して、之に倣はせるやうに務めなければならぬ。

抑、幼兒保育の責任は家庭が之を負ふべきものであるが如何に上流の家庭でも、教育的見地から見れば多少の缺

保育の項目

陷がある。殊に小學校入學前に共同生活に入らせるのは最も望ましいところで、幼稚園の必要は實に此にあるのである。従來の我が幼稚園が微々として振はず、僅かに一部中流社會以上の需要を充たすに過ぎないのは遺憾の事である。西洋諸國には**托兒所**と稱して、父母の勞働を保護し、兼ねて保育を行ふ所がある。我が國に於ても今後下層社會向きの幼稚園を數多く設置することは、蓋し時代の要求する所であらう。(規則一九五、一九六參照)

二、保育の項目 保育の項目は遊戯、唱歌、談話及び手技の四種である。

幼稚園の保育に就いては、彼のモンテッソーリ式を參考とするがよい。殊に其の恩物に關する新案に基づいて、我が國の幼兒に適切なものを作成したならば、保育上の便

職員

宜が多いであらう。保育の時數は管理者又は設立者に於て之を定め、府縣知事の認可を受けることになつて居る。

(規則一九七、二〇二參照)

三、職員

幼稚園の職員としては園長及び保母がある。**園長**は必要に依つて置くことの出来るもので、必設の職ではない。又男女何れでも園長となることが出来る。**保母**は女子に限り、小學校本科正教員又は准教員の資格のあるものか、檢定試験を受けて保母の免許狀を得たものか、なければならぬ。

園長及び保母の任用・解職・懲戒處分・業務停止は小學校教員の例に依るべきものである。(規則二〇三、二〇五參照)

四、園兒數

幼兒の保育は其の手數が多くかゝり、躰方の注意も周到でなければならぬから、園兒數の多いことは避

園兒數

設備

けなければならぬ。乃ち幼稚園の幼児數は約百二十人と定められ、特別の事情があるときは約二百人まで増加することが出来る。又保母一人の擔當すべき幼児數は約四十人以下と定められてある。(規則二〇六、二〇七參照)

五、設備

幼稚園の設備は左の各項に依らねばならぬ。

- (一) 建物は平家造とし、保育室、遊戯室、其の他必要な諸室を備ふべきこと。
- (二) 保育室の大きさは、幼児五人について一坪より小さくてはならぬこと。
- (三) 遊園は幼児一人について一坪の割合以上であるべきこと。
- (四) 恩物、繪畫、遊戯道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、煖房、器、其の他必要な器具を備ふべきこと。

(五) 敷地、飲料水及び採光窓に關しては、小學校の例に依るべきこと。(規則二〇八參照)

小學校の管理及び監督

第十五章 小學校の管理及び監督

第二章第一節乃至第三節に於て小學校教育事務の性質及び教育行政機關の要領を記述したが、本章では管理及び監督の意義を明かにしようと思ふ。

小學校教育は國政事務の重要なもので、之に當る機關は文部大臣府縣知事郡長市町村長であることは既に説いた通りである。是等の機關は各所管の範圍に屬する國の教育事務を、法の示す所に依つて職權を以て處理するものである。而して市町村長は實に小學校教育事務に關して最後の管掌をなすものである。

市町村長は國の機關として、小學校教育事務を管掌するばかりでなく、尙市町村立小學校を管理する權能を有つて居る。茲に謂はゆる**管理**とは、市町村立小學校に於て國民教育を適當に行ひ得るやう校地を選定し、校舍を建設し、備品を整へる等主に物的設備を爲し、且之が保管の責に任ずることをいふのである。されば市町村立小學校の管理者たる市町村長は小學校教員の進退を云爲し、又は小學校教員の執行する國の教育事務即ち教授訓練に干涉し、監督がまじい行動を爲すことは出来ない。

監督

監督とは上級官廳が下級官廳の執行する事務に對して、法規に合致してゐるかどうかを監視することを謂ふ。若し法規に反することがあつたら、監督權を以て之に制裁を加へることが出来る。文部大臣、府縣知事、郡長は所管の教育事務

に於ける管理者たると共に、下級官廳に對して監督者の位置を有する。之を詳言すれば、**郡長**は町村の教育事務、**町村長**の管理する教育事務及び教員の執行する教育事務を監督し、**府縣知事**は郡市の教育事務を監督し、**文部大臣**は最高の監督者として、全國の小學校教育事務を統理するのである。郡長以上の官廳が所管内の小學校教育事務を監督するために設けられた視學機關に就いては、第二章第三節に記述した通りである。各六〇、六五、六六及本書第二章第一、二、三節参照。

第十六章 學校衛生

第一節 學校衛生の必要

小學校では體操、運動、遊戲に依つて兒童身體の發育を圖り、且其の健康を増進すること共に、一面に於て其の障害を除き、

學校衛生の必要

健康を保護して、完全な發達を遂げさせねばならぬ。蓋し小學校は多數の兒童の集合する所であるから、不健康を誘起する事があるのみならず、身心が未熟なため刺戟に犯され易い。是れ學校衛生の最も必要な所以である。

學校衛生に於て講究すべき事柄は、(一)設備に關すること、(二)教授に關すること、(三)兒童に關することである。而して設備に關しては採光・通風・煖房・清潔法等、教授に關しては兒童の姿勢・文字・席次・教授時間と休憩時間・疲勞等、兒童に關しては身體検査・學校醫・學校病・學校傳染病・救急療法等を重要な事項とする。左に數節を設けて其の要領を記述しよう。

採光

第二節 採光

總ての生物は日光の力に依つて發育し、且存在することが

出来るもので、吾人々類も亦此の理に漏れることは出来ない。若し兒童を光線の不足な所に置いたら、其の發育を妨げ健康を害するばかりでなく、知らず識らずその活氣を殺ぎ、陰鬱不活潑の氣風を馴致するであらう。故に兒童の住所たる教室は、採光に就いて十分注意する必要がある。

採光に關して注意すべき要點は第八章第三節に記した通りである。光線の不十分なのは尤も忌む所であるが、さりとて強烈な光線が兒童の座席に直射すると、甚しく眼を害するから、須臾も之が注意を怠つてはならぬ。

第三節 通風

通風

人間の呼吸する空氣の新鮮でなければならぬことは言ふまでもないことである。然るに其の呼氣の中には、炭酸瓦斯

や消毒性の揮發物を多く含有してゐるから、人の多く集合する場所の空氣は、忽ち不潔となるものである。故に小學校の如き多數の兒童を收容する所に在つては、周到な注意をしなければ兒童の健康上測り知られぬ大害を醸すことがある。兒童一人について毎時要する所の新鮮な空氣の量は約十五立方メートルであるから、空氣千分中に一分の炭酸瓦斯を含有するに、最早不潔となつて人身に害があるのである。されば學校教室の換氣法には多大の注意を拂ひ、常に新鮮な空氣を流通させなければならぬ。換氣法の不十分なために卒倒したり頭痛や眩暈を起したりすることのあるのは珍らしからぬことである。

通風を善くするためには教室の天井や床下に風拔を付け、又床面に近く通氣窓を設けるがよい。而して平常は窓戸を開放して通氣を自由ならしめ、嚴冬の季節でも、毎時課業の終りには窓戸を開くことを例とするがよい。

第四節 煖房

煖房

教室の溫度は華氏の六十度を最も適當とする。溫度が餘りに低いと心身が萎縮し、又は感冒に罹る虞がある。故に冬季は煖房の設備をせねばならぬ。

煖房の設備には種々あるけれども、最も完全なのは蒸氣煖室法である。しかし多額の費用がかかるから、之を一般に我が國の小學校に施すことは出来ない。現時廣く行はれてゐるのは火鉢で、次は煖爐である。經費の許す限りは成るべく煖爐を用ひるがよい。煖爐は室内の空氣を乾燥させて呼吸器を害する虞があるから、常に爐上に金盃を置いて水を盛

り、水蒸氣を發散させる必要がある。又一時に燃料を多く加へることなく、常に少量を加へ、燃燒を繼續させて室内の溫度を均一にすること、計らねばならぬ。又煖爐に近く兒童を坐せしめてはならぬ。火鉢を用ひる場合には、炭酸瓦斯の發生を少くするため、室外で烈火となした木炭を盛るがよい。又兒童の火傷を防ぐ等のため、金網で之を蔽ふがよい。

清潔法

第五節 清潔法

校舎の設備が如何に完全でも、常に清潔法を行はなければ忽ち衛生上の害を來すものである。我が國民は潔癖だと言はれてゐるけれども、歐米諸國の學校と我が國の學校とを比較すると、清潔の程度が遙かに彼に及ばない。これは學校經營者たるもの、大いに考慮すべきことである。かの兒童

學校清潔方法

に教室の掃除をさせるのは、無論させないのが衛生的ではあるが、其の方法さへ宜しきを得たならば、必ずしも禁止するに及ばないのみならず、訓練上勤勞清潔の習慣を養ふに最も適した作業だと謂つてよからう。學校清潔法の標準は明治三十年文部省訓令第一號を以て發布された左の**學校清潔方法**に據らねばならぬ。

○學校清潔方法

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

- 一、教室及ヒ寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及ヒ階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ
- 二、教室及ヒ寄宿舎ニハ其ノ人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺

トヲ備へ紙片其ノ他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス
紙屑籠及ヒ唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ

三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ

四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ
五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ

六、便所ノ尿溝及ヒ注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ圍房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ樋箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ

七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿^{クワマンガン}儉^{ザン}加里^{カリ}粗製格魯兒^{コロルマンガン}滿儉^{マンガン}（以上百倍乃至三百倍）
硫酸鐵泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ悠ラス汲取ラシムヘシ

八、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯場等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ、惡臭、

煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其ノ食卓等ヲ拭フヘシ

九、芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ

十、下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ

十一、庭園、體操場、遊戲場、簷下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二、先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸障子、窓懸等ヲ外シ敷物ヲ剝キタル後如露ヲ以テ牀板及ヒ廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、牀板廊下等盡ク之ヲ拭ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及ヒ器具等ハ熱^ニ滴^ツ汗^ツ若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ
十三、簷下、牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及ヒ簷廻リハ龍吐

- 水等ヲ以テ洗濯スヘシ
 - 十四、寢具、窓懸、敷物等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其ノ洗濯シ得ヘカラサルモノハ先ツ其ノ塵ヲ掃ヒ書籍、文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ
 - 十五、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス
 - 室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及ヒ日光ヲ通セシムヘシ
 - 十六、牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此ノ際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スヘシ
 - 十七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此ノ際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ
- 丙 浸水後清潔方法
- 洪水ノ爲メ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ
 - 十八、水ニ浸サレタル學校殊ニ寄宿舎ノ建具、牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀上ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火鉢等ヲ用ヒテ充分

教授上の衛生
 兒童の姿勢

ニ乾燥セシムヘシ

十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミクル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月ハ必ス其ノ水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

第六節 教授上の衛生

教授上の衛生とは、兒童を教授するに當つて注意すべき衛生上の事項をいふ。今其の主要なものに就いて左に記述しよう。

一、兒童の姿勢 人は萬物の長として靈妙な活動をなすものであるけれども、其の身體は器械學の法則に反するこ

姿勢の標準

こは出来ない。故に姿勢が整はないで、或は前に傾き、或は左右に偏するなどのことがある。こ、骨格、筋肉などが正常を得ない爲に、内臓の諸器や脳や神経などを害して病魔に襲はれるこゝとなるのである。されば身體を健全に保つ基礎は實に姿勢を正しくするにある。こ謂つてよい。此の故に小學校では、設備上、机、腰掛の構造、採光の適否などに注意するは勿論、教師は身を以て模範を示し、常に兒童の姿勢を眞直にさせるやうに訓練しなければならぬ。姿勢の標準は左の如くである。

- (一) 直立の場合 上體を眞直にし、頭を正しくし、肩を張らず、下腹に少しく力を入れ、兩足を揃へ、兩手を自然に垂れる。
- (二) 直立讀書の場合 先づ直立の姿勢を保ち、書物の下端

を兩手で持ち、肘を少しく前に出し、書物を四十五度の角度に保ち、眼と書物との距離を約一尺二寸とする。

- (三) 着席の場合 上體を眞直にし、頭を正しくし、肩を張らず、下腹に少しく力を入れるこは直立の場合と同様である。而して腰部を深く腰掛にかけ、背部を軽く椅背に接し、身體の眞直を失ふから、如何なる場合でも決して椅子に倚りかゝつてはならぬ。兩足は上脚と下脚とを直角にし、牀上に併置して相重ねないやうにし、兩手は股の上に置く。

- (四) 着席讀書の場合 先づ着席の姿勢を保ち、机と腰掛とを無距離又は加距離とし、眼と書物との距離は約一尺二寸とし、兩手で書物の兩下端を持たせる。

- (五) 着席書寫の場合 机と腰掛とを減距離とし、上體は少

文字

しく前方に傾け、机と顔との距離は約一尺二寸とし、左
 上臂は軽く體に接し、左手で軽く紙面をおさへさせる。
二、文字 兒童の視る所の文字は眼の衛生に大いなる關係
 がある。殊に近年近視眼となるものが次第に多くなる傾
 があるから、小學校に於ける眼の衛生には最も注意しな
 ければならぬ。教科用圖書の文字や印刷等に就いては、文
 部省で夙に、其の標準を定められた。現國定教科書は即ち
 之に據つて居る。教師の黑板に書く文字を成るべく大き
 く、且鮮明でなければならぬ。文字の小さ過ぎるのは女教
 員の通弊ともいふべきものであるから、十分の注意を要
 する。又兒童の筆記する文字も小さ過ぎないように怠ら
 ず注意を與へなければならぬ。

兒童の席次

三、兒童の席次

兒童の席次は身長順に依つて、後方より前

教授時間と休憩時間

方に排列するのが通例である。しかし、教授上訓練上の必
 要から特に劣等生を前席に置くこともある。尙衛生上の
 必要に依つて近視眼のものや、重聽のものを前方に着席
 させることを忘れてはならぬ。

四、教授時間と休憩時間

教授の目的は兒童の心身を發達
 させるに在るから、其の内容が能く兒童の程度に適應し
 なければならぬのみならず、教授時間と休憩時間との分
 配が宜しきを得て、兒童に對する過重の負擔ならぬや
 う衛生上の注意をなすことが最も必要である。
 一教時を四十五分とするのは我が國多年の習慣である
 けれども、各教科目を通じ、學年の區別なく、一樣に同時
 間とすることは、教授上はさて置き、衛生的見地から見て改
 良の必要があると思ふ。休憩時間も一般に十五分と定め

身體検査

間兒童を拘束して教授を強ひるのは、常に教授上に不利なばかりでなく、衛生上からも亦害がある。謂はねばならぬ。疲勞の徴候としては、身體の各部が動搖し、欠伸し、私語し、顔面や皮膚が光澤を失ひ、長大息をなし、思考作用が遅鈍となる等のことがある。若し是等の徴候があつたならば、教授を中止して、適當に休息を與へるがよい。勞逸轉換を巧に行つて兒童を疲勞させないやうにすることは、實に教授の秘訣である。

第七節 身體検査

兒童各自の健否は教育上に至大の關係を有するものである。而してこれは正確な身體検査をしなければ、知悉することは出来ない。故に文部省は夙に學生生徒身體検査規程を

發布して、毎年四月之を行ふべきことを命令し、諸學校も多年實行して居るのである。しかし検査を行つて統計表を作るだけでは何の甲斐もない。必ずや其の結果に就いて個人別に其の成績を案じ、又一般にその良否を察して教育上の参考に供せねばならぬ。而して保護者に向つては兒童の身體検査の結果を通知するばかりでなく、身體上の缺陷や疾病に關する注意を與へてその治療を促さねばならず、又個人別、學級別、男女別等の身體發育表を製して、常に比較精察をなさねばならぬ。又學校醫は平常時々兒童の診檢を行つて疾病を未發に防ぎ、又は治療し、兒童が正當に發達するやうに注意しなければならぬ。

身體検査規程は大正九年文部省令第十六號を以て左の通り改正された。

學生生徒兒童身體検査規程

○學生生徒兒童身體検査規程

第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ノ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ要項ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育〔身長、體重、胸圍、概評〕
- 二 榮養
- 三 脊柱
- 四 視力及屈折狀態
- 五 色
- 六 眼疾
- 七 聽力
- 八 耳疾
- 九 齒牙
- 十 其ノ他ノ疾病及異常
- 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得
 色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得
 尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態色神竝聽力
 ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 検査ノ表記ニハ度ハ尺衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度
 ハ分衡ハ勿ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上
 肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬚アル者ハ
 小桿ヲ鬚下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去
 スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿
 ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ
 乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス

- 五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲乙丙ノ三分ツモノトス
- 六 榮養ハ甲乙丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中
 間ナルヲ乙トス
- 七 脊柱ハ正左彎右彎前彎後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リ
 テ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ
 區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモ
 ノヲ強トス
- 八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入ス
 ヘシ 裸眼視力一〇以上ナルヲ正視眼トス
- 屈折線ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ
- 弱視失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ
- 九 色眼ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
- 十 聽力ハ其ノ障碍ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一 齒牙ハ齶齒ニ就キ検査スヘシ
- 十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ

結核性疾患、肺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大〔ヘルニヤ〕、神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ
十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康状態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ要トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス 繼續的監察ノ場合亦同シ
他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ 身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ
第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ 授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯

正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ
地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限り文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス 但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得
第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年文部省令第四號ハ之ヲ廢止ス

尙前記學生生徒兒童身體検査規程第四條第一項第五號の

發育概評決定標準は、大正九年文部省訓令第九號を以て左の通り定められた。又文部省は此の發育概評決定標準に照して等位を決定するに當り、一々身長を以て體重を除するの煩を避けさせる爲め、別に發育概評決定早見表を作製して發表した。

發育概評決定標準表

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
十一年年	四・一二	六・六五〇	一・六一	四・〇八	六・四八〇	一・五九
十年年	三・九七	六・一〇〇	一・五四	三・九二	五・九〇〇	一・五一
九年年	三・八二	五・六〇〇	一・四七	三・七七	五・三八〇	一・四三
八年年	三・七六	五・一三〇	一・四〇	三・六二	四・九一〇	一・三六
七年年	三・五二	四・六六〇	一・三二	三・四八	四・五〇〇	一・二九

十二年	四・二五	七・二三〇	一・七〇	四・二四	七・二〇〇	一・七〇
十三年	四・四一	七・九七〇	一・八一	四・四六	八・二〇〇	一・八四
十四年	四・六〇	八・九七〇	一・九五	四・六〇	九・二六〇	二・〇一
十五年	四・八三	一〇・三三〇	二・一四	四・七五	一〇・三九〇	二・一九
十六年	五・〇四	一一・八六〇	二・三五	四・八四	一一・三九〇	二・三五

七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長體重身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者ガ何レモ前記發育標準表ニ照シテ當該年齢ヨリ一年々長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年々少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルモノヲ丙トス
表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

學校醫

第八節 學校醫

小學校教員は固より衛生上の一般的知識がなければなら

ないが、しかし其の専門家ではないから、兒童の身體を檢查して其の生理状態を明かにするためには、是非とも醫師の力を俟たなければならぬ。是れ學校醫の必要な所以である。明治三十一年に始めて勅令第二號を以て公立學校に學校醫を置くべきことを規定し、文部省令第七號を以て學校醫の資格同令第六號を以て**學校醫職務規程**を定められたが、大正九年文部省令第七號を以て左記の**學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程**を定められ、學校醫の職務を督勵することとなつた。若し該規程通りに厲行されたならば、學校衛生の爲に頗る意を強くするに足るが、其の實際はまだ不十分たるを免れない。西洋諸國では學校醫の報酬を豊かにし、且數校聯合して専心その職務に従事させるから、其の成績が佳良であるが、我が國の學校醫は大抵菲薄の報酬を受けるに

過ぎないから、忠實に其の責務を盡すことを望めない。今後
は出来るだけ學校醫の優遇に力めること共に、學校長教員は
能く學校醫と協力して眞に兒童の健康を圖ることに努力
しなければならぬ。

○學校醫ノ資格及職務ニ關スル規定

學校醫の資格
及び職務に關
する規程

第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ

第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到
リ左ノ事項ヲ調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ
得

- 一、校地建物並設備ノ衛生ニ關スル事項
- 二、校具ノ衛生ニ關スル事項
- 三、教授衛生ニ關スル事項
- 四、運動ニ關スル事項
- 五、職員生徒兒童ノ健康状態

- 六、病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項
 - 七、清潔ニ關スル事項
 - 八、飲料水並飲食物ニ關スル事項
 - 九、其ノ他衛生上必要ナル事項
- 臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ管理者又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ前項各號ノ全部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ
- 第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學退學又ハ治療、保護、矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ
 - 前項ノ異狀アル生徒兒童中就學猶豫、就學免除、休學退學等ヲ要セサル者ニ對シ學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監察スヘシ
 - 第四條 學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ
 - 第五條 學校醫ハ學生生徒及幼兒身體檢查規程ニ依リ生徒兒童ノ身體檢

查ヲ爲スヘシ

- 第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病豫防ニ關スル事務ニ從事シ同規程第六條乃至第八條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第七條 學校醫ハ第三條第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ管理者又ハ學校長ニ申告スヘシ
- 第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ
- 第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シテ衛生ニ關スル講話ヲナスヘシ
- 第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務ノ狀況、申告若ハ建議セル事項ニ就キ其ノ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ
- 第十一條 學校醫ハ本令ニ掲クルモノノ外地方長官ノ命ヲ承ケ學校衛生ニ關スル職務ニ従事スヘシ
- 第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十一年文部省令第六號及第七號ハ之ヲ廢止ス

學校病

第九節 學校病

小學校は多數の兒童を集めて之に課業を授ける所であるから、其の生活の境遇上起り易い種々の疾病がある、之を總稱して學校病といふ。小學校は強健な國民を養成する場所であるのに、却つて病人の仕上げ所となりてもしたら、由々しい大事である。故に常に之が豫防法を講ぜなければならぬ。而して之を豫防するには、學校の設備の完全、教師の親切周到な注意を要することは勿論である。通常學校病の種類に入るべきものは左の數種である。

一、眼疾 學校兒童に起り易い疾病は近視眼及びトラホ

眼疾

近視眼

ムの二種である。

近視眼の原因は机、腰掛の構造の不完全、採光の不足、文字の過小、姿勢の不整、眼の過勞等である。されば務めて是等の病源を除き去らねばならぬ。

近視眼に罹るもの年々増加の傾きがあるのは最も憂ふべきことである。依て節末に近視眼豫防に關する文部省の訓令を掲げて特に参考に供することゝした。

トラホーム

トラホームは該病毒を含有する眼脂から迅速に傳播するもので、一旦之に傳染することなく、快癒し難く、頗る恐るべき病である。其の傳染の原因に塵埃の飛散、多人數の雜居、光線の過少等である。されば學校では、清潔法を勵行し、銘々に手巾を用意させ、且常に之が注意を怠らぬやうにして、之を豫防せねばならぬ。其の輕症

の場合には登校して差支ないが、重いものは出席を停止するがよい。トラホーム患者は至る所の學校に於て甚しきは在學生の一割にも及ぶことがあるが、家庭の衛生思想の尙低い今日に在つては、むしろ學校で適當の治療法を實行する方が便利である。

脊椎彎曲症

二、脊椎彎曲症 机腰掛の構造の不完全、姿勢の不良等に依つて、漸次脊椎彎曲(側方又は後方)の畸形を生ずるに至るのである。此の症に陥るときは、内臓の諸器を壓迫し、血液の循環を妨げ、往々呼吸器病や循環器病や消化器病等を發する。之を豫防するには、兒童の姿勢に對する教師の注意が最も必要である。

神經衰弱症

三、神經衰弱症 神經衰弱は、主に過重の學習や精神の過勞に起因するものである。而して此の症に罹るときは、

物事に厭き易くなり、神經が過敏になり、不眠症となり、食慾が減少し、身體の運動が緩漫となり、活氣を失ふに至るものである。此の場合には特に學業の負擔を減じ、戶外運動を奨励すること共に醫師の治療を受けさせるがよい。

呼吸器病

四、呼吸器病 呼吸器病は主として空氣の不潔、姿勢の不正、冬季煖室法の不完全から起るものである。されば、換氣に注意し、清潔法を勵行し、且皮膚を強くし、兒童をしてこれに犯されないやうに注意しなければならぬ。

頭痛

五、頭痛 頭痛は精神の過勞、姿勢の不正、換氣の不十分、溫度の昇騰等の原因に依つて起るもので、竟には眩暈や衄血や卒倒を起すに至ることがある。教師たるものはゆめ／＼注意を怠つてはならぬ。

消化不良

六、消化不良 消化不良は不消化物の攝取、不十分な咀嚼、運動の不足等から起るもので、氣力缺乏、運動緩漫の徴候を呈し、甚しきは慢性胃腸病となるに至るものである。かゝる兒童に對しては、十分に運動させ、又食物を能く咀嚼させ、且食後に於ける激烈な運動を避けさせるがよい。

○兒童生徒及學生ノ近視眼豫防ニ關スル件

(大正八年九月十九日 文部省訓令第九號)

兒童生徒及學生ノ近視眼ガ年ト共ニ増加シテ來タノハ誠ニ憂フベキ現象デアツテ、是ハ雷ニ學習ノ障害トナルバカリデナク、他日社會ニ出テ活動スルニ當ツテ其ノ能率ニ影響スル所ガ尠クナイ。又之ヲ壯丁検査ノ結果ニ徴シテ見ルニ近視ノ爲不合格ニナル者ガ毎年多クナツテ來ル傾向ガアルノハ、國家ノ爲輕視スルコトノ出來ナイ問題デアル。近視ハ其ノ原因種々アル

ガ、學校教育ニ因ツテ誘發シ若クハ増悪スルコトガ頗ル多イ。併シ平生周到ナ注意ヲ拂ツテ適當ナ措置ヲスレバ、之ヲ未然ニ防グコトガ必シモ難事デナイカラ、學校時代ニ豫防ノ方法ヲ講ズルコトハ極メテ緊要ナ事柄デアアル。地方長官ハ、教育ノ任ニ當ル者ヲシテ善ク家庭トノ聯絡ヲ保チ、左ニ指示スル要項ニ則リ、豫防上其ノ宜シキヲ得サセテ、此ノ訓令ノ趣旨ヲ貫徹サセル様ニ努メラレタイ。

一、採光ニ關スル件

採光ハ主トシテ座席ノ左側カラスル。但シ紙面ニ陰影ヲ生ジナイ限上方カラシテモ善イ。
光度ハ十分デ平等ナコトガ必要デアアル。併シ授業時間中教室内ニ日光ガ直射スルノハ、光度ガ強過ギ、且頭部ヲ熱シテ充血ヲ來スカラ、適當ニ窓掛等ヲ利用シテ其ノ害ヲ避ケル様ニシナケレバナラス。
人工採光ヲ用ヒルトキハ、殊ニ光力ニ注意スルト共ニ陰影ヲ生ジナイ様ニ力メナケレバナラス。
二、机腰掛ニ關スル件

机腰掛ハ調製スル際ニ善ク衛生上ノ要求ニ適フ様ニシ、常ニ身體ニ適シタルモノヲ用ユベキデアル。且机ト腰掛ノ分離スルモノデハ、著席後常ニ其ノ離尺ニ注意シテ、軽度ノ陰性離尺ヲ保タセル様ニスベキデアル。

三、讀書書字、圖畫、手工裁縫等ニ關スル件

學校ニ居ル時デモ家庭ニ居ル時デモ、學習若クハ作業ノ際ニハ、姿勢ヲ正シクシナケレバナラス。姿勢ハ不正ニ流レ易イカラ、教師ヤ父兄ハ絶エズ監督シテ其ノ矯正ニ努メルコトガ必要デアル。讀書書字等ノ場合ニハ、紙面ト眼ノ距離ヲ大凡一尺以上保タセ、且讀書ノ際ハ書物ヲ机ノ水平面上約四十五度ノ角度ニアル様ニ注意シナケレバナラス。

總テ讀物ハ文字ノ大イサガ適當デ、色形等モ明瞭ナモノヲ擇ブベキデアル。

歩行中又ハ電車、汽車、人力車ノ動搖スル處デ讀書スルコトハ避ケネバナラス。

筆記帳等ニ書ク文字ガアマリ小サ過ギルカ、又ハ明瞭デナイノハ甚シ

ク有害ナモノデアアルカラ、努メテ之ヲ避ケネバナラス。殊ニ鉛筆ヲ細ク削ツテ非常ニ細カナ文字ヲ書ク様ナコトハ最モ注意スベキデアル。圖畫、手工裁縫等ハ年少者ニ對シテ過度ニ緻密ナモノヲ課シテハナラス。

四、黑板、圖表等ニ關スル件

黑板及圖表等ノ文字ハ、其ノ色ガ鮮明デ且大キイガ宜シイ。黑板又ハ圖表ハ光線反射ノ關係上光ツテ見難イコトガアルカラ、適當ナ方法デ不良ナ反射ヲ避ケル様ニシナケレバナラス。殊ニ夜間ハ一層此ノ關係ニ注意シ、且眼ト黑板又ハ圖表ノ間ニアル光源ノ輝閃ニ依ツテ視覺ヲ妨ゲナイ様ニスベキデアル。

黑板ノ色ハ常ニ黒クナケレバナラス。故ニ時々塗替ヘルコトガ必要デアル。

五、服裝ニ關スル件

服裝特ニ頸部ニ於ケルモノニ、窮屈ナルモノヲ用ヒルトキハ、頸部ヲ壓迫シテ頭部ニ鬱血ヲ來シ、延イテ近視ノ原因トナルコトガアルカラ、常ニ寛カナモノヲ用ヒル様注意ヲ要スル。

六、眼ノ疲勞ニ關スル件

眼ノ過勞ハ近視ノ原因トナルモノデ、長時間ニ亘ツテ微小ナ文字ヲ讀ミ、或ハ精細ナ作業ヲスレバ、眼ノ疲勞ヲ來スモノデアル。故ニ學校ニアルト家庭ニアルトヲ問ハズ、斯様ナ場合ニハ時々作業ヲ變更シ、又ハ眼ヲ遠距離ニ轉ジテ休養ヲ圖ルベキデアル。

七、身體検査ニ關スル件

身體ノ検査ノ際近視者ヲ發見シタ場合ニハ、當人ハ勿論、教師又ハ家庭ニモ適當ナ注意ヲ與ヘ其ノ後モ絶エズ其ノ増惡ヲ防グコトニ努メナケレバナラス。

八、眼鏡ニ關スル件

眼鏡ヲ要スル場合ニハ必ず醫師ノ指圖ニ從ツテ適當ナモノヲ使用スベキデアル。濫リニ自分デ選擇シテ使用スルコトハ斷ジテ善クナイ。

九、座席ニ關スル件

近視者デ特ニ必要ノアル者ニハ座席ヲ黑板ノ近クニ設ケテ、視力ノ十分ナトコロヲ成ルベク補足シテヤル様ニ注意スベキデアル。

十、近視ニ關スル知識ヲ授クル件

兒童生徒及其ノ父兄ニ對シテ、種々ノ機會ニ近視ノ弊害原因並其ノ豫防ノ方法ニ關スル知識ヲ授ケテ、各自自衛的ニ之ヲ豫防スル様ニ努メサセナケレバナラス。

十一、遺傳的素質ニ關スル件

近視者ノ子孫ハ近視ニ罹リ易イ遺傳的素質ヲ亨ケテ居ルコトデアルカラ、血族中ニ近視者ノアル者ハ特ニ前記ノ諸項ニ注意スルコトガ必要デアル。

學校傳染病

第十節 學校傳染病

總て兒童の身體や衣服は常に不潔になり易いものである。故に兒童が多人數集合する小學校は、傳染病の媒介所とならないものでもない。依つて文部省は明治三十一年に省令第二十號を以て學校傳染病豫防及消毒方法を發布された。

が大正八年に之を改正し、省令第二十九號を以て左記の學校傳染病豫防規程を發布された。教員たるものは、此の規程に依つて警戒處理共にその宜しきを得るやうに注意せねばならぬ。

學校傳染病豫防規程

○學校傳染病豫防規程

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 痘瘡、實布、怪利亞、猩紅熱、發疹、室扶私、ペスト、赤痢、虎列刺、腸室扶私、バラチフス、流行性腦脊髓膜炎

第二類 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭、其ノ他ノ機關ノ開放、結核、癩

第四類 トラホーム、其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬、其ノ他ノ傳染性皮膚病

前項ニ掲クル疾病ノ疑似症ニ對シテモ必要ニ依リ本令ヲ適用ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ

法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

第二期種痘期ニ在ル在學中ノ兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ記入スヘシ

第三條 第一條ニ掲クル傳染病ニ罹リタル職員生徒兒童等ハ治療シタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス但シ第三類中ノ肺喉頭以外ノ結核又ハ第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ此ノ限ニ非ス

第四條 職員生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ豫防處置施行ノ狀況及其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 職員等學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病患者又ハ其ノ疑アル患

者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ
學校長ハ必要ト認ムルトキハ學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置
ヲ爲スヘシ

一、第一類ノ傳染病ナルトキハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ
通報シ消毒隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二、第二類ノ傳染病ナルトキハ患者ノ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處
置ヲ爲スヘシ

三、第三類ノ傳染病ナルトキハ肺喉頭以外ノ結核ニシテ學校醫ニ於テ適
當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認
メタル者ノ外ハ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他ノ適當ノ處置ヲ爲スヘシ

四、第四類ノ傳染病ナルトキハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲
シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ニ對シテ昇校ヲ
許スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アル
トキハ之ニ對シテ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第六條 學校内、學校所在地及其ノ近傍若ハ生徒兒童等ノ通學區域内ニ於
テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキ
ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ全部若ハ其ノ一部ヲ閉
鎖スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第七條 學校所在地若ハ其ノ近傍ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生
シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ十分ナル消毒方法ヲ施行スヘシ

第八條 生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員居住地ニ於テ第一類又ハ第二類
ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ其ノ地域
ヨリ通學スル生徒兒童及職員ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル生徒兒童
及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第九條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校
長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

- 一、初發ノ場合ニハ病名發病ノ日、患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置、其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就イテ遲滯ナク報告スヘシ
- 二、續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病不明ノトキハ診斷決定ノ日)、患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置、其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ報告スヘシ、但シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ
- 三、前二項ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡、其他(休學、退學等)ニ分チ報告スヘシ
- 第十條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ
- 第十一條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ
- 第十二條 消毒方法ノ要項左ノ如シ
 - 一、消毒方法ハ左ノ五種トス
 - イ、燒却
 - ロ、蒸汽消毒
 - ハ、煮沸消毒
 - ニ、藥物消毒
 - ホ、日光消毒
 - 二、燒却ニ適スルモノハ左ノ如シ
 - イ、傳染病患者若ハ死體ニ用ヒタル被服、寢具、布片、便器、其ノ他ノ器具等
 - ニシテ甚シク病毒ニ汚染シ消毒後再ヒ用ニ供スル見込ナキモノ
 - ロ、傳染病患者ノ吐瀉物、其ノ他ノ排泄物及塵芥、動物ノ死體等
 - 三、蒸汽消毒ニ適スルモノハ左ノ如シ
 - イ、被服、寢具、布片等總テ絹布、綿布、麻布、毛織物類及圖書類ノ一部
 - ロ、硝子器、陶器、磁器、其ノ他鑲製器若ハ木製品類等ニシテ汽熱ニ堪フルモノ
 - 四、蒸汽消毒ヲ施行スルトキハ左ノ各項ニ注意スルヲ要ス
 - イ、革類、革製品、漆器、其ノ他ノ塗物類、護謨製品、護謨附品、糊附品、膠附品、毛皮、象牙、鼈甲、角ノ類ハ物品ヲ損スルヲ以テ蒸汽消毒ヲ避クヘシ
 - ロ、被服類ニ蒸汽消毒ヲ施スニハ豫メ袖中又ハ衣囊中ヲ檢索シ爆發又

- ハ、煮沸消毒
- ニ、藥物消毒
- ホ、日光消毒
- 二、燒却ニ適スルモノハ左ノ如シ
 - イ、傳染病患者若ハ死體ニ用ヒタル被服、寢具、布片、便器、其ノ他ノ器具等
 - ニシテ甚シク病毒ニ汚染シ消毒後再ヒ用ニ供スル見込ナキモノ
 - ロ、傳染病患者ノ吐瀉物、其ノ他ノ排泄物及塵芥、動物ノ死體等
- 三、蒸汽消毒ニ適スルモノハ左ノ如シ
 - イ、被服、寢具、布片等總テ絹布、綿布、麻布、毛織物類及圖書類ノ一部
 - ロ、硝子器、陶器、磁器、其ノ他鑲製器若ハ木製品類等ニシテ汽熱ニ堪フルモノ
- 四、蒸汽消毒ヲ施行スルトキハ左ノ各項ニ注意スルヲ要ス
 - イ、革類、革製品、漆器、其ノ他ノ塗物類、護謨製品、護謨附品、糊附品、膠附品、毛皮、象牙、鼈甲、角ノ類ハ物品ヲ損スルヲ以テ蒸汽消毒ヲ避クヘシ
 - ロ、被服類ニ蒸汽消毒ヲ施スニハ豫メ袖中又ハ衣囊中ヲ檢索シ爆發又

- ハ發火シ易キ物品アルトキハ之ヲ取出スヘシ又消毒中他物ニ染色ノ虞アルモノ等ハ蒸汽消毒ヲ避クヘシ
- 八、蒸汽消毒ハ流通蒸汽ヲ用ヒ成ルヘク消毒器中ノ空氣ヲ驅逐シ一時間以上攝氏百度以上ノ温熱ニ觸レシムヘシ
- 五、煮沸消毒ニ適スルモノハ圖書類ノ一部ヲ除キ三ニ掲ケタルモノニ同シ
- 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物品ヲ全部水中ニ浸シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ
- 六、藥物消毒ニ供スル藥劑並ニ其ノ用法ハ左ノ如シ
 - イ、石炭酸水約三十三倍防疫用石炭酸三分、普通食鹽五分、水九十二分
 - 石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸及普通食鹽ニ少量ノ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ
 - 温湯ヲ用フレハ其ノ溶解殊ニ速ナリトス
 - 石炭酸水ハ各種物件ノ消毒ニ適ス但シ使用ノ際ハ毎回振盪シ左ノ諸件ニ注意スヘシ

- 1、尿尿、吐瀉物其ノ他排泄物ニハ同容量ヲ加ヘ能ク攪拌シタル後二時間以上放置スヘシ
- 2、器具、室内等ヲ消毒スルニハ擦拭又ハ擦布スヘシ
- 3、被服類ヲ消毒スルニハ二時間以上浸漬スヘシ
 - ロ、「クレゾール」水クレゾール石鹼液六分、水九十四分
 - 「クレゾール」水ヲ製スルニハ「クレゾール」石鹼液六分ニ定量ノ水ヲ加フヘシ
 - 「クレゾール」水ハ各種物件ノ消毒ニ適シ其ノ用量及應用ハ石炭酸水ニ準スヘシ
 - ハ、昇汞水約千倍昇汞一分、普通食鹽一分、水千分
 - 昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞（一錠中昇汞五瓦ヲ含ム）ヲ一錠ニ付水約五百瓦ノ割合ニ溶解スヘシ昇汞水ハ猛毒ニシテ危険ナリ故ニ貯藏使用ノ際十分ニ注意ヲ加ヘ又昇汞錠ヲ用ヒサルモノニアリテハ「スカレット」又ハ「ゾイレフクシン」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘテ着色シ一見識別シ易カラシムルヲ要ス

但シ金屬製ノ器ニ貯藏スヘカラス
 昇汞水ハ陶器硝子器木製器具又ハ室内ノ消毒ニ適ス
 飲食用器具ノ消毒飲料水ニ滲透スヘキ場所ノ消毒及金屬製品尿管
 吐瀉物其ノ他排泄物ノ消毒ニ用フヘカラス

ニ、生石灰 少量ノ水ヲ灌ケハ熱ヲ發シテ崩壊スルモノ

生石灰末 生石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘテ粉末トナシタルモノ

生石灰末ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ吐瀉物其ノ他ノ排泄物溝渠等ノ消毒ニ用フヘシ

吐瀉物其ノ他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ少クモ其ノ容量五十分ノ一ヲ投シ能ク攪拌スヘシ

石灰乳(十倍) 生石灰一分 水九分

石灰乳ヲ製スルニハ一分ノ生石灰ニ九分ノ水ヲ徐々ニ加ヘ能ク攪拌スヘシ其ノ用量ハ吐瀉物其ノ他排泄物等ノ容量四分ノ一以上トス但シ石灰乳ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ使用ノ際ニハ毎回攪拌スルヲ要ス普通石灰ハ生石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り代用トシテ

其ノ倍量ヲ用フヘシ

ホ、格魯兒石灰水(二十倍) 格魯兒石灰五分 水九十五分

格魯兒石灰水ノ應用並用量ハ石灰乳ニ同シ但シ用ニ臨ミテ製スヘシ

ヘ、加里石鹼又ハ綠石鹼

加里石鹼又ハ綠石鹼三分ヲ熱湯百分ニ溶解シ使用ノ際ニハ加熱スルヲ要ス加里石鹼又ハ綠石鹼ハ不潔ナル木製器具戸障子床面等ノ消毒ニ適ス

ト「フォルムアルデヒド」ハ「フォリマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ヲ使用セントスル際ハ左ノ諸件ニ注意スヘシ
 1. 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ戸扉窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス

2. 消毒函又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十瓦以上ヲ噴霧セシメ若ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セ

シメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

「フオルムアルデヒド」ハ左ノ消毒ニ用フルコトヲ得

(一) 校舎、寄宿舎等ノ密閉シ得ル室内又ハ室内ニ定著セル器物等ニシテ他ノ消毒方法ヲ行フコト能ハサルモノ

(二) 圖書類ノ一部、他ノ消毒方法ヲ行フコト能ハサル貴重品其ノ他ノ物件ニシテ其ノ内部ニ至ルマテ消毒方法ヲ施スノ必要ナシト認メタルモノ

チ「フオルマリソ水」フオルマリン一分

水三十四分

「フオルマリソ水」ハ用ニ臨ミ「フオルマリン」二分ニ定量ノ水ヲ加ヘ製スヘシ

「フオルマリソ」水ハ器具、室内及衣類等ノ消毒ニ適ス其ノ用法ハ石炭酸水ニ準スヘシ、尿、尿吐瀉物其ノ他排泄物ノ消毒ニ用フヘカラス

七、日光消毒ハ曝露スルト共ニ十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ

日光ノ強度、消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ

圖書類其ノ他ノ物品ニシテ二乃至六ノ消毒方法ヲ施行スルコト能ハサルモノニ用フ

八、消毒方法ノ應用ニ當リテハ傳染病ノ種類ニ應シ概ネ左記各項目ニ據ルヘシ

イ、患者

傳染病患者治癒シタルトキハ全身入浴ヲ行ヒ衣服ヲ更メシムヘシ
場合ニ依リテハ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルモ妨ナシ

ロ、死體

傳染病ノ死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ被服ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分ニ撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水

ニ浸漬シタル布ヲ以テ包ミ又ハ石灰ヲ以テ填ツヘシ

ハ、看病人其ノ他病毒ニ觸接シタル者

看病人其ノ他消毒方法ノ施行又ハ患者、死體排泄物ノ運搬等ノ爲病毒ニ觸接シタル者ハ時々若ハ其ノ都度手足及衣服ヲ消毒シ入浴スヘシ、手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ用フヘシ

ニ、患者、死體等ノ運搬器

傳染病ノ患者、死體等ヲ運搬シタル駕籠、釣臺ノ類ハ使用後毎回石炭酸水「クレゾール」水「フォルマリン」水又ハ昇汞水ヲ以テ擦拭スヘシ
ホ、便所、芥溜、溝渠等

傳染病患者ノ吐瀉物其ノ他排泄物ノ入りタル便所ノ糞池、肥料溜等ニハ生石灰末、石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ灌キ能ク攪拌スヘシ但シ便所ハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ「フォルマリン」水ヲ以テ消毒シタル後直ニ使用シ糞便ハ一週間ノ後肥料ニ供セシムルコトヲ得

病毒ニ汚染シタル土地ニハ石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ灌キ消毒スヘシ

病毒ノ混入シタル芥溜ニハ石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ灌キ其ノ塵芥ハ燒却スヘシ

病毒ノ混入シタル溝渠ニハ生石灰末、石灰乳若ハ格魯兒石灰水ヲ灌クヘシ
ヘ、圖書、衣服、器具、敷物等

傳染病患者ノ用ヒシ圖書、衣類、寢具並ニ其ノ病室ニ在ル諸器具又ハ看病人及患者ニ接シタル者ノ衣類其ノ他病毒傳染ノ虞アルモノハ各物件ノ種類ニ從ヒ消毒方法ヲ施行スヘシ

ト、校舎

患者ノ居室其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル室内各部ハ石炭酸水「クレゾール」水「フォルマリン」水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ但シ戸扉窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニハ「フォルムアルデヒド」ヲ用フルコトヲ得

消毒後ハ日光ノ射入空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス
チ、井戸、水槽等

傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル井戸、水槽等ニハ水量五十分ノ一ノ生石灰ヲ乳狀トナシテ投入シ能ク攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リテ熱蒸汽ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

第十三條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

救急療法の大要

第十一節 救急療法の大要

兒童は種々の原因に依つて不時に發病し、又は傷害を受けることがある。されば學校には救急用器具及び藥品を備へて置かねばならず、教師は救急療法の大要を辨知しなければならぬ。而して其の輕微なものに在つては教師の手で之を始末し、稍重き場合には醫師の治療を受けるまでの間、教師に於て應急の手當をせねばならぬ。救急療法として教師の處置すべきものは、凡そ左の如くである。

一、傷 傷には擦傷、挫傷、創傷等の別がある。擦傷は石炭酸水で洗つて繃帶すべく、挫傷は石炭酸水で洗ひ、氷嚢又は濕布で壓迫すべく、創傷は輕いものは消毒して繃帶を施せばよいが、重くて出血が甚しいときは、局部の兩

側を緊縛して血止めを行ふがよい。

二、挫骨 骨を挫折した場合には、安靜に平臥させて、消毒や繃帶をするがよい。若し出血した場合には、血止めを行つて醫師の來るのを待つがよい。

三、火傷 火傷したときは、局部に亞麻仁油又はオリーブ油のやうな油液を塗り、布片で之を蔽ふがよい。

四、衄血 鼻腔から出血する場合には、頭を後方に下げ、頭部や頸部を冷し、綿花で鼻孔に栓をするがよい。

五、中毒 食物に中毒した場合には、速かに之を體外に排出させるために、水を多量に飲ませるか、指頭を口中に入れて嘔吐を促がすがよい。

六、毒創 狂犬に咬まれ、又は毒蟲に螫された場合には、能く創部を洗滌して醫師の來るのを待つがよい。

挫骨 火傷 衄血 中毒 毒創

卒倒

七、卒倒 腦貧血の爲に卒倒した場合には、靜かて風通しの良い所に安臥させ、頭を低くし、毛布で全身及び下肢を包み温めるがよい。

小學校で救急手當用として備へ付くべき藥品及び器械に就いては、左記三島博士の救急用意を參考するがよい。

救急用意

○救急用意

學校ニ於テハ救急ニ要スル藥品、器械等ヲ備ヘ置キ不時ノ用ニ供スヘシ、其品目及用法左ノ如シ

(一)二十倍及五十倍ノ石炭酸水若クハ千倍ノ昇汞水

五十倍ノ石炭酸水ハ負傷ノ箇所ヲ洗フ用ニ供シ、二十倍ノモノハ吐瀉物其他傳染ノ虞アル不潔物ノ消毒用ニ供ス(石炭酸ハ温湯ヲ以テ溶解シ得ヘシ)

千倍ノ昇汞水ハ其價廉ニシテ消毒、防腐ノ效ハ遙ニ石炭酸ニ勝ルモ劇毒ノ藥品ナレハ小學校等ニ備ヘ置クコトハ危險ナルヘシ

(二)百倍石炭酸「オレーフ」油

百瓦

右ハ火傷ノ節先ツ冷水ヲ以テ能ク火傷部ヲ洗ヒ暫ク冷シタル後此油ヲ塗布シ上ヲ油紙ニテ覆ヒ繃帶ヲ纏フヘシ

(三)生石炭

五ポンド

右ハ十倍乃至二十倍ニ溶解シ吐瀉物、咯痰等ノ消毒用ニ供ス

(四)英吉利斯絆瘡膏

一卷

右ハ擦傷等ヲ生シタル節先ツ其局部ヲ防腐シ其上ニ貼付スルモノナリ

(五)晒木綿

二反

右半反長ノモノヲ四裂、五裂又ハ八裂ニ爲シ繃帶ニ用フ(三角繃帶ヲ用意スル亦可ナリ)

(六)脱脂綿紗

二反

右ノ五寸乃至一尺ニ切りタルモノヲ五十倍ノ石炭酸水ニテ煮常ニ之ヲ貯ヘ置キ用ニ臨ミ絞リテ創傷ノ局部ニ當テ上ニ油紙ヲ覆ヒ其上ニ繃帶スヘシ(千倍ノ昇汞水ニテ製シタルモノ亦同シ)其他石炭酸ガーゼ

昇汞ガトゼト稱シテ乾製シタルモノアリ其ノ用同シ

(七)晒綿花 一包

右ハ創傷ニ繃帶ヲ施ス節其ノ局部ヲ包被スルニ用フ

(八)亞麻仁油紙 五枚

右ハ創傷部ノ上若クハ石炭酸ガーゼ等ノ上ヲ覆フニ用フ

(九)太キ護謨管 三尺

右ハ大出血ノ際上部ノ大血管ヲ壓迫シテ止血スルノ用ニ供ス

(十)イルリガートル若クハ水銃 一個

右ハ創傷ヲ洗滌スルニ用フ

(十一)鉢及石炭油明鐘 數個

一ハ藥液ヲ容レ一ハ汚物等ヲ容ル、ニ供ス

(十二)鍬及毛拔 各一挺

新撰 統合教育教科書 學校管理法 終

附

錄

- 地方學事通則
- 小學校令
- 小學校令施行規則

附錄

○地方學事通則

(明治二十三年十月法律第八十九號發
布大正三年三月法律第十三號改正)

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
市ノ學區ニ關シテハ市制第一百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財產營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關
シテハ町村制第二百五條乃至第二百二十七條及町村ノ財產營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別
段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區
域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會
又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル
者之ヲ負擔ス財產ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ費用ニ充ツヘシ
- 第四條 學區ヲ廢止セントスル場合ニ於テ學區ノ財產ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區
總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ
前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議

決テ經テ府縣知事之ヲ定ム前條第二項ノ規定ハ處分ニ付之ヲ準用ス
第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得
基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル內務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ內務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則
本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依リ町村學校組合ト看做ス
從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

○小學校令

(明治三十三年八月十八日勅令第三百四十四號)

(沿革)明治三十六年三月勅令第六三號、同年四月同第七四號、四〇年三月同第五二號、四四年七月同第二一六號、大正二年七月同第二五八號、八年二月同第十號改正、

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス
市町村、町村組合學校若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス(大正八年二月勅令同第十號改正)

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス
第五條 幼稚園、其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ規定ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム(大正十二年八月勅令第三百七十六號改正)

第二章 設 置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 郡長ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 郡長ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

- 一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト
- 二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

郡長ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

郡長ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ
第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得
府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得
(大正八年二月勅令第十號)

第九條 市立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ
町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ郡長ニ於テ町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

ヲ受クヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ郡長ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメントスルトキハ組合規約ヲ設ケ關係町村ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメントスルトキ亦同シ

第八條ニ依リ郡長ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ關係町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ
(大正八年二月勅令第十號改正)

第十一條 府縣知事ハ市ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ町村若ハ町村學校組合ヲ分畫シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ止メントスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモノ同條及第五十三條並第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條並第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (明治四十年勅令第五十二號削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得前項ノ町村學校組合ヲ設ケントスルトキハ組合規約ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カントスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ郡長府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ (大正八年二月勅令第十號改正)

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ (大正八年二月勅令第十號改正)

第十七條 前三條ノ規定ハ幼稚園其ノ他小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス

幼稚園其ノ他小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得 (大正十二年八月勅令第三百七十六號改正)

第三章 教材及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス (明治四十年勅令第五十二號改正)

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得 (同上)

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女子ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ (同上)

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外、手工、農業、商業、女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ (明治四十年勅令第五十二號改正)

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得 (大正八年二月勅令第十號改正)

前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得 (大正八年二月勅令第十號改正)

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セントスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ (同上)

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セントスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ (明治四十年勅令第五十二號改正)

第二十四條 小學校ノ教科目用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ (明治三十六年勅令第七十四號改正)

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス (同上)

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科目用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科目用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得 (同上)

附錄 小學校令

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 (同上) (削除)

第二十六條 (同上) (削除)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限リニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得
傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ監督官廳ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ
急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ
閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵事、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限リニ在ラス (大正二年勅令第二百五十八號改正)

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニモテ之ヲ知事之ヲ定ム

第六章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス (明治三十六年勅令第六十三號改正)

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス (同上)

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得 (明治四十年勅令第五十二號改正)

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ官學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス (大正八年二月勅令第十號同十二年八月勅令第三百十六號改正)

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認

メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中唱歌、體操、裁縫、竝第二十條第二項及第三項ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス(明治十四年勅令第二百十六號大正八年二月勅令第十號改正)

本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ町村立小學校教員ノ任用ハ郡長ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ(大正八年二月勅令第十號改正)

市町村立小學校及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與竝其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基

キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ(同上)

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト

認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

一 設備及其ノ維持ノ費用

二 職員ノ俸給、旅費、其ノ他給與

三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス(大正八年二月勅令第十號改正)

第五十二條 郡長ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メントスルトキハ關係町村學校組合ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
第五十三條 郡長ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ郡ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ
二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
前項ノ認定ニ付テハ郡長ハ郡參事會ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十四條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ郡又ハ市ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 郡ノ資力第五十三條ノ補助ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
二 市ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞キ文部大臣ノ指揮ヲ受クヘシ
第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スル爲ニ要スル費用ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又

ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學區ノ負擔トナスコトヲ得(大正八年二月勅令第十號改正)

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス(明治三十六年勅令第七十四號大正二年勅令第二百五十八號改正)

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス(大正八年二月勅令第十號改正)

第八章 管理及監督

第六十條 市町村長市町村學校管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス(大正八年二月勅令第十號改正)

第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得(大正八年二月勅令第十號改正)

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得(大正八年二月勅令第十號改正)
市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得(大正八年二月勅令第十號改正)

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ
委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス(大正八年二月勅令第十號改正)

正)

第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
 第六十四條 市町村吏員ニ對スル懲戒處分ニシテ國ノ教育事務取扱ニ關スルモノニ就キテハ市制第七十條
 町村制第五十條ノ規定ニ依ル(除)
 第六十五條 市立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督シ町村立小學校長及教員ノ執
 行スル國ノ教育事務ハ郡長之ヲ監督ス
 第六十六條 私立小學校ニシテ市内ニ在ルモノハ府縣知事之ヲ監督シ町村内ニ在ルモノハ郡長之ヲ監督ス

第九章 附則

第六十七條 本令ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ小學校ノ教科目並教則及授業料ノ徵收ニ關シ
 テハ明治三十四年三月三十一日ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル
 第六十八條 本令ハ市町村制ヲ施行シタル地ニ之ヲ施行ス
 第六十九條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三十三條ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ明治三十八
 年三月三十一日ニ至ル迄之ヲ存續スルコトヲ得
 第七十條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三條及第四條ニ依リ小學校ニ於テ加設シタル教科目中
 本令ノ規定ニ抵觸スルモノ又ハ同令第六條ニ依リ高等小學校ニ於テ專修科ヲ置キタルモノハ明治三十三年
 九月一日ニ於テ現ニ學習スル兒童ノ卒業スルニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三條ニ依リ體操科ヲ關ケル尋常小學校ニ於テハ明治三十六年三
 月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
 第七十條ノ二(明治四十四年勅令
 第二百十六號刪除)

第七十一條 既設ノ尋常小學校ニシテ體操場ノ設備ナキモノハ明治三十八年三月三十一日迄其ノ設備ヲ猶豫
 ス

前項ノ場合ニ於テハ猶豫ノ期間内體操科ヲ關クコトヲ得

第七十二條 本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀ハ本令施行後仍其ノ効力ヲ有ス但シ小學校專科准教
 員ノ免許狀ハ此ノ限ニ在ラス

第七十三條 明治二十六年勅令第四百號及明治三十年勅令第三百十六號ハ之ヲ廢止ス
 明治二十六年勅令第三百四號及明治三十年勅令第四百七號ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

○明治二十六年勅令第七十號附則

本令ハ明治三十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但第二十四條第二項及第三項ハ此ノ限リニアラス
 明治三十七年四月一日前第二十四條第二項又ハ同條第三項ニ依リ採定ヲ爲ス場合ニ於テハ審査委員會ノ審
 查ヲ經ルヲ要セス
 本令施行前ニ於ケル審査採定及本令施行前ニ採定シタル教科用圖書ニ關シテハ從前ノ罰則其ノ他ノ規程ヲ
 適用ス但シ使用ヲ始メタル後四個年ヲ經タル圖書ハ採定ノ効力ヲ失フ

○明治四十年勅令第五十二號附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但第十三條及第三十六條第一項ノ改正ハ明治四十年四月一
 日ヨリ之ヲ施行ス
 市町村立尋常小學校ニ代用シタル私立小學校ニ關シテハ其ノ代用期間ノ滿了スルニ至ル迄仍其ノ代用ヲ存
 續スルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ第十八條第一項ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ期間ヲ定メテ府縣知事ノ認可ヲ受ケ當分ノ内尋常小學校ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ高等小學校ニ關シテモ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得前項ニ依ル尋常小學校ノ教科目ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

唱歌及第二十條第二項ノ教科目ハ當分ノ内府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ關クコトヲ得(明治四十四年勅令第二百十號改正)本令施行ノ際現ニ在學スル高等小學校ノ兒童ニ關シテハ其ノ卒業スルニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

○明治四十四年勅令第二百十六號附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等小學校ニ在學スル兒童ニ關シテハ卒業ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

○大正二年勅令第二百五十八號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前府縣知事ニ於テ授與シタル免許狀ハ本令ノ免許狀ト同一ノ効力ヲ有ス
明治二十五年勅令第四十號ニ依リ北海道廳長官ニ於テ授與シタル免許狀ニ付亦同シ

○大正八年勅令第十號附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等小學校ニ於テ授クル圖書ハ第二十三條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

○小學校令施行規則(明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號)

(沿革)明治三十四年一月文部省令第二號、三十五年二月同第三號、同年十二月同第一五號、三十六年三月同第一一號、同年四月同第二二號、同年一月同第三四號、三十七年二月第一號、同年一〇月同第一九號、三十八年五月同第七號、四〇年三月同第六號、同年六月同第二〇號、同年八月同第二四號、四一年三月同第八號、同年四月同第一五號、同年五月同第一八號、同年九月同第二六號、四二年四月同第一二號、四三年三月同第四號、同年七月同第二一號、四四年四月同第一五號、同年七月同第二四號、四五年一月同第三號、大正二年七月同第二〇號、同第二一號、三年一月同第一號、八年三月同第六號改正、十年八月同第三十六號改正

第一章 教科及編制

第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ

漸ク進ミテ 國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ
高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ
第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ(明治四十年文部省令第六號改正)
高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ
讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ
女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ
文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス
書方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ
國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス(上)
第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必要ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小數、諸等數及簡易ナル分數、歩合算ヲ授ケヘシ(明治四十年文部省令第六號)

高等小學校ニ於テハ分數、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ(上)

算術ハ算算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得
算術ヲ授クルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ
第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ(上)

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ(上)
日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ(上同)(明治四十四年文部省令第二十四號)

高等小學校ニ於テハ各大陸ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ(上同)

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物、及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人生理ノ初歩ヲ授クヘシ(上同)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ(第六條二項ト大正八年三月文部省令第六號改正)

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就テ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ(明治四十年文部省令第六號改正)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ狀況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得(上同)

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ(上同)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得(上同)

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クベキ事項ヲ斟酌スヘシ(同上並ニ大正二年文部省令第二十號改正)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ(上同)

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又ハ水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ(上)
高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ
裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ(第六條第二項)
手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類、性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得セシメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ(明治三十六年文部省令第十一號追加改正)
農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ
水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ(同上)
農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理

會シ易キモノヲ選ビ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授ク(第六條第二項)
(大正八年三月文部省令第六號)

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ本旨トス
家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ(大正八年三月文部省令第六號)

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス
外國語ハ發音綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ
外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理解ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ(大正八年三月文部省令第六號)

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ(明治四十年文部省令第六條ニテ但書削除)
(明治四十四年文部省令第四號ヲ以テ第四號表中改正)
手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ(同上)
唱歌ヲ闕ク時ハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得(同上)

第十八條ノ二 第三十四條ノ規程ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(同上)
(明治三十六年文部省令第十一號追加)

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得(同上)
(大正二年文部省令第二十號改正)

- 一、尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超ユ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十年文部省令第六號改正)
- 二、高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超ユ又二十四時ヲ下ルコトヲ得ス(同上)
- 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ尋常小學校ニ於ケル年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得(明治三十六年文部省令第十一號追加)
- 第二十二條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ
- 第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スル時ハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得
- 第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ
- 第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ
- 第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教授ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ
- 學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年 休業日及式日

- 第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
- 前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得(明治四十二年)

文部省令第十二號改正

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得(第六條第二項ノ改正)

一、祝日、大祭日

二、日曜日

三、夏季休業日

四、冬季休業日

五、學年末休業日

六、其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ(大正二年文部省令第二十一號改正)

一、職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス

二、職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三、學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四、學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五、職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得

第三節 編制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス(明治四十二年文部省令第十二號改正)

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得(明治四十年文部省令第六號改正)三月文部省令第六號改正

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得(同)(大正九年文部省令第二十三號改正)

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(明治四十年文部省令第六號追加)(大正二年文部省令第二十號改正)

第三十二條 削除(同)

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業及小學校令第二十條第三項ニ依リ加ヘタル教科目

ハ數學級ノ全部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、農業、商業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル(明治三十六年文部省令第六條第二項)(大正八年三月文部省令第十一號改正)(同)(省令第六號改正)

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

第三十五條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得(同)

特別ノ事情アルトキハ第二項ノ規定ニ依ル外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス(明治三十三年文部省令第十二號改正追加)

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 小學校ニ於テハ適宜專科教員ヲ置クコトヲ得

第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ノ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス(明治三十六年文部省令第十一條)(大正二年文部省令第二十號)

第四十條 削除(大正二年文部省令第二十號)

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス
尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス
高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ
前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二個年以下トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ(大正八年三月文部省令第六號改正)

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日數、教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ(同上)

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ

補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス
特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(同上)

第五節 教科用圖書(明治三十六年文部省令第二十二號改正)

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、家事、圖書ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工、及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得又國語書キ方、算術、理科、圖書ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得(明治四十四年文部省令第二十七號改正)
第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)
特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得(同上)

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ノ効力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ハ使用ヲ始メタル後四箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ第二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三箇月

以下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス(上同)

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者竝ニ供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ宿泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並ニ此等ノ約束ヲ受ケタル者

三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者

四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五 探定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞雜誌張札其ノ他ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏若ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者(明治三十六年文部省令第二十二號改正)

第五十八條 削除(上同)

第五十九條 削除(上同)

第六十條 削除(上同)

第六十一條 削除(上同)

第六十二條 削除(上同)

第六十三條 削除(上同)

第六十三條ノ二 削除(上同)

第六十三條ノ三 削除(上同)

第二章 設備準則

第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル所ヲ選フヘシ

校舍ハ教授上管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス(明治三十七年文部省令第一號ヲ以テ本條改正)

第六十五條 削除(上同)

第六十六條 削除(上同)

第六十七條 削除(上同)

第六十八條 削除(上同)

第六十九條 削除(上同)

第七十條 削除(上同)

第七十一條 削除(上同)

第七十二條 削除(上同)

第七十三條 削除(上同)

第七十四條 削除(上同)

第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第七十六條 校舍ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定又ハ變更セントス

ルトキハ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(大正六年三月文部省令第六號改正)

第七十七條 削除(大正二年文部省令第二十號)

第七十八條 削除(第七十四條ニ同シ)

第七十九條 削除(明治四十二年文部省令第十二號)

第三章 就學

第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ(明治四十二年文部省令第十二號改正)

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク學齡簿ニ記入スヘシ(上)

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ

第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ(上)

- 一 兒童死亡シタルトキ
- 二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ
- 三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前二項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入校セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得(大正八年三月文部省令第六號改正)

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス(上)

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス(第六條第二項ト同シ改正同上)

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試驗ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシム又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關

係市町村長へ届出ツヘシ(大正八年文部省令第八號同十
二年文部省令第三十五號改正)
第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編成
スヘシ

學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ
其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護
者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町
村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ
就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ監督官廳
ニ報告スヘシ

第九十四條 郡長又ハ府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對
シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告ス
ヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ
於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ

廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長へ届出ツヘシ
第九十七條 削除(明治四十年文
部省令第六號)

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

- 一 會長
- 一 常任委員
- 一 臨時委員

第九十九條 會長ハ道廳府縣內務部長ヲ以テ之ニ充ツ(大正二年文部省
令第二十號改正)

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ(上同)

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長常任委員臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者(上同)
 - 二 削除(上同)
 - 三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
 - 四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者
 - 第五條 教員ノ檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力身體性行ニ就キ之ヲ行フ(第六號第二項ト同シク改正)
 - 第六條 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ臨時之ヲ行フ
 - 第七條 無試験檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ(同上改正)
 - 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者(大正八年三月文部省令第六號改正)
 - 二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者(大正八年三月文部省令第六號)
 - 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
 - 四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
 - 五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程第三條ノ試験檢定ニ合格シタル者及同規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者(大正十年文部省令第三十六號)
 - 六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
- 前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル
- 第一百八條 小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範

- 學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得(明治四十六號改正)
- 部省令第六號改正
- 第一百九條 小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
- 員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)
- 修身 道德ノ要旨
- 教育 教育、教授法ノ大要(大正八年三月文部省令第六號改正)
- 國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字
- 算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積
- 歴史 日本歴史ノ大要
- 地理 日本地理及外國地理ノ大要
- 理科 博物、物理、化學ノ大要
- 圖畫 自在畫及簡單ナル幾何畫
- 音樂 唱歌、樂器使用法
- 體操 體操、教練及遊戲(同上)
- 裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、繕ヒ方、繕ヒ方
- 手工 手工ノ大要(明治三十六年文部省令第十一號追加)
- 農業 農業ノ大要(同上)
- 商業 商業ノ大要(同上)
- 前項ノ科目中農業及商業ハ男子ニ限リ裁縫ハ女子ニ限ル(大正二年文部省令第二十號追加)

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス(明治四十四年文部省令第二十四號)

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試験科目ノ外必要ナル科目ニ付試験ヲ行フ事ヲ得(大正八年三月文部省令第六號改正)

試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但前項ノ試験科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル(大正八年三月文部省令第六號)

各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ(上同)

小學校專科正教員ノ試験ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認めタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十一條 尋常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學

校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(明治四十四年文部省令第二十四號改正)

修身 道德ノ要旨

教育 教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀竝ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積

歴史 日本歴史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲(同)(大正八年三月文部省令第六號)

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル(上同)

音樂ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一號第一

項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(上同)

修身 道德ノ要旨

教育 教授法ノ大要(大正八年三月文部省令第六號)

國語 小學校教科用讀本ノ講讀竝ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 日本歴史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ初步

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練及遊戲(同)(大正八年三月文部省令第六號)

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第百八條

乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

- 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者(大正八年三月文部省令第六號)
- 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者
- 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
- 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者
- 六 中學校又ハ明治三十二年文部省令第三十四條ニ依リ文部大臣ニ於テ中學校ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シタル者
- 七 高等女學校ヲ卒業シタル者

第百十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得
前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

第百十六條 削除(上同)

第百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ(上同)

第百十八條 削除(大正十年文部省令第三十六號)

第百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ(上同)
第百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス(上同)

第五章 職員

第一節 學校長及教員ノ進退

第百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

- 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
 - 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
 - 三 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スルトキ
 - 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ(上同)
 - 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ(上同)
 - 六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ(上同)
 - 七 一年現役兵トシテ服役シタル後陸軍補充令第十七條ニ依リ勤務演習等ニ召集セラレタル者(大正十年文部省令第三十六號)
- 第百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者又ハ陸軍六週間現役ニ服スル者

ハ此ノ限ニアラス(大正十年文部省令第三十六號)

第二百二十四條 休職ノ期間ハ第二百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第二百二十二條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月、第二百二十二條第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙一箇月トス但シ第二百二十五條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得(大正十年文部省令第三十六號改正)
第二百二十五條 休職者ハ職務ニ従事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第二百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

- 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ
- 三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

- 一 當該學校ノ廢セラレタルトキ
- 二 休職期間滿チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第二百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第二百三十一條 第二百二十二條第一號、第二百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス
第二百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第二百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第二百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第二百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事ヲ掌ル

第二百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第二百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス(大正八年三月文部省令第六號)
學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第二百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監查役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第二百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル理由アルトキハ此ノ限ニアラス
第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第四百一十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ
 第四百一十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一ヶ月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス
 第四百一十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス
 第四百一十四條 第三百九十九條乃至第四百一十一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス
 第四百一十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス
 第四百一十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ
 第四百一十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認めタル者ニハ第四百一十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

第四節 俸給旅費及諸給與準則

第四百十八條 教員ノ月俸ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ(明治四十四年文部省令第十五號 大正九年文部省令第十九號)

職名	本科正教員		專科正教員	
	上	下	上	下
一級	百八十圓	百六十圓	百二十圓	九十圓
二級	百四十五圓	百三十圓	百圓	八十圓
三級	百二十圓	百十圓	九十圓	七十圓
四級	百圓	九十圓	八十圓	七十圓
五級	八十五圓	八十圓	七十圓	六十圓
六級	七十五圓	七十圓	六十圓	五十圓
七級	六十五圓	六十圓	五十圓	四十圓
八級	五十五圓	五十圓	四十圓	
九級	四十五圓	四十圓	三十五圓	

准教員	上	下
	六十圓	五十五圓
五十圓	四十五圓	
四十圓	三十五圓	
三十三圓	三十圓	

第四百十九條 一級上俸ヲ受ケテニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マテ漸次増給スルコトヲ得(同上)
 第四百十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得
 第四百十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得
 第四百十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス
 第四百十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分一ヲ給ス但シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得(大正三年文部省令第三十號大 正八年文部省令第六號改正)
 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者ハ其ノ服役中俸給ノ十分二ヲ減ス(大正十年文部省令第三十六號)
 第四百十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ(明治四十四年文部省令第六號改正)
 第四百十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得
 第四百十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ
 一 懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失効ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ
第五百七十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額三箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

第五百五十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ(明治四十五年文部省令第三號改正)

第五百五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六十四條 第五百九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第六十一條乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第六十六條 第四百八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル(第六條第二項ト同)

第六十九條 (シク改正) 削除(上)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用解職ニ關シテハ第三百二十二條ノ規定ヲ準用ス(上)

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定並ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得(上)

第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第六節 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ(大正八年文部省令第六號改正)

第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メ前二項ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正) (大正八年文部省令第六號改正)

第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得

第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限

以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス(大正八年文部省令第六號改正)

第一百八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ

一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得
第一百八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學務委員

第一百八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並ニ學區ノ學務委員ハ十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ十五人マテニ増スコトヲ得(大正八年文部省令第六號改正)

第一百八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス(上同)

- 一 就學督促ニ關スルコト
- 二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
- 三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
- 四 設備ニ關スルコト
- 五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト
- 六 授業料ニ關スルコト
- 七 學校基本財産ニ關スルコト
- 八 教科目ノ加除及小學校令第二條第二項及第三項ノ教科目選定ニ關スルコト(大正八年文部省令第六號改正)

九 修業年限ニ關スルコト

十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

第一百八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス

補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第一百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章

(明治四十年文部省令第六號削除)

第一百八十六條 削除(上同)

第一百八十七條 削除(上同)

第一百八十八條 削除(上同)

第一百八十九條 削除(上同)

第一百九十條 削除(上同)

第一百九十一條 削除(上同)

第一百九十二條 削除(上同)

第一百九十三條 削除(上同)

第一百九十四條 削除(上同)

第九章 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第一百九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第一百九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ

補ハンコトヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

第九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戯唱歌談話及手技トス

第九十八條 削除(第六條第二項 下同シク改正)

第九十九條 削除(上同)

第一百條 削除(上同)

第一百一條 削除(上同)

第一百二條 保育ノ時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(上同)

第一百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第一百四條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保母トス

保母ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ(上同)

第一百四條ノ二 保母ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第一百四條第一百四條第一百四十九條乃至第二百一十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許ニ關シ之ヲ準用ス(上同)

第二百五條 幼稚園長及保母ノ採用、解職、懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル(上同)

第二百六條 幼稚園ノ幼兒ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第二百七條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス(上同)

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ

二 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付キ一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

四 恩物、繪畫、遊戯道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ

五 敷地、飲料水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ

第二百九條 小學校ニ類スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得(大正十二年文部省令 第三十五號改正)

第二百十條 小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ(上同)

第二百十一條 小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用、解職、懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル(上同)

市町村立ノ盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校長及教員ノ俸給及旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム(上同)

第十章 附則

第二百十二條 本令ハ明治三十三年九月一日ヨリ施行ス但シ第一章中第一節乃至第四節、第五章中第四節及

第五節、第六章、第八章ノ規定ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

第二百十三條 小學校ニ於テ第三十五條ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ明治三十四年四月一日ヨリ五箇年

間ハ三學級毎ニ本科正教員一人及准教員二人ヲ置クコトヲ得
既設小學校ノ編制ニシテ第三十五條ヲ除ク外第一章第三節ノ規定ニ抵觸スル場合ニ於テ特別ノ事情アルト
キハ市町村、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ期間ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケ同節ノ規定ニ依ラサルコト
ヲ得

第二百十四條 既設ノ補習科ニ於テ第一章第四節ノ規定施行ノ際現ニ其ノ教科ヲ學習スル兒童ニ就キテハ其
ノ兒童ノ修了スルニ至ルマテ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第二百十五條 本令施行前府縣知事ニ於テ採定シタル小學校教科用圖書ハ本令施行後仍其ノ効力ヲ有ス
第六十條ノ規定ニ依リ學年開始前公布ヲ爲スヘキ期間ハ本令施行ノ日ヨリ明治三十四年三月三十一日マテ
ハ六十日トス

第二百十六條 本令施行前府縣知事ニ於テ定メタル規定ニ依リ編纂シタル學齡簿及學籍簿ハ第三章ノ規定ニ
依リ編製シタルモノト見做ス

第二百十七條 本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀及之ト同一ノ効力ヲ有スル小學師範科卒業證書ハ
本令ノ規定ニ依ル小學校教員免許狀及之ニ相當スルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第二百十八條 本令施行前從前ノ規程ニ依リ休職ヲ命セラレタル教員ノ休職期間ハ仍從前ノ例ニ依ル
第二百十九條 市町村立小學校教員ノ俸給、旅費其ノ他給與ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ明治三十四年四月
三十一日迄ハ府縣知事ニ於テ定メタル從前ノ規程ニ依ル

第二百二十條 本令施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ニシテ公民中ヨリ選舉セラレ任期アル者ハ任期ノ滿
了マテ其ノ職ヲ失フコトナシ其ノ任期ナキ者ハ本令施行ノ日ヨリ第百八十四條第一項ノ任期ヲ起算ス
本令施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ノ數第百八十二條ニ規定シタル制限ニ超過スルトキハ抽籤ニ依リ
テ退職者ヲ定ムヘシ

第二百二十一條 第八章ノ規定施行ノ際現ニ代用中ノ私立小學校ノ代用ニ關シテハ協議ニ依リ定メタル期間
ノ滿了マテ從前ノ例ニ依ル

第二百二十二條 既設幼稚園ニシテ第二百六條及第二百八條ノ規定ニ依リ難キトキハ期間ヲ定メ府縣知事ノ
認可ヲ受ケ之ニ依ラサルコトヲ得

第二百二十三條 明治二十四年文部省令第九號、同第十四號、同第十六號、同第十七號乃至同二十一號、
明治二十六年文部省令第二號、同第三號、明治二十七年文部省令第一號、同第九號、明治二十九年文部省
令第十號、同第十一號、明治三十二年文部省令第三十二號、同第三十七號ハ之ヲ廢止ス

明治二十七年文部省令第二十六號中補習科ニ關スル規定、明治二十四年文部省令第一號、同第四號、同第
八號、同第十號乃至同第十三號、明治二十五年文部省令第七號、明治二十六年文部省令第九號、明治三十
年文部省令第二號ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

○明治四十年文部省令第六號附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス但シ第二十九條第二項、第三十一條、第四十條、第四十八條、第
五十二條、第九十七條、第一百十六條、第一百七十六條、第一百八十三條、及第八章ノ改正ハ明治四十年四月一
日ヨリ施行ス

明治四十年勅令第五十二號附則第四項ノ教科目ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル但シ管理者又ハ設立者ニ於テ
府縣知事ノ認可ヲ受ケ本令ノ規定ヲ斟酌スルコトヲ得

地理ノ教授ノ程度ニ關シテハ從前ノ規定ニ依リ編纂シタル教科用圖書ヲ使用スル間ハ仍從前ノ例ニ依ル
本令施行ノ際存在スル補習科ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

本令施行前第百十四條第一項ニ依リ授與シタル證明書ノ効力ハ仍從前ノ規定ニ依ル

市町村又ハ町村學校組合ハ當分ノ内府縣知事ノ認可ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ高等小學校ニ於テ徵收スル授業料額ノ範圍内ニ於テ尋常小學校第五學年及第六學年ノ授業料額ヲ定メ之ヲ徵收スルコトヲ得
 明治四十年勅令第五十二號附則第二項ニ依リ存続スル代用私立小學校ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル
 明治四十年勅令第五十二號附則第三項ニ依ル尋常小學校ノ兒童ノ學籍簿ハ仍從前ノ様式ニ依ルコトヲ得

○明治四十四年文部省令第二十四號附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等小學校ニ在學スル兒童ニ對シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ教科目、各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ニ關シ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第四號表第五號第六號表ハ前ニ掲載シタレハ此ニ省ク

○大正三年文部省令第十三號附則

本令施行ノ際現ニ休職中ノ者ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

○大正八年文部省令第六號附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル兒童ニ課スヘキ各學年ノ各科目每週教授時數ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍從前ノ規定ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

○大正十年文部省令第三十六號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第一百五十三號ノ二ハ大正十年四月分ヨリ之ヲ適用ス

第一號表第二號表第三號表ハ削除、第七號表ハ削減第八號表ハ削除、第四號表第五號表第六號表ハ前ニ掲載シタレハ此ニ省略シ、第九號表第十號表ヲ左ニ掲ク

○第九號表

考 備	學 就 不 猶	學 就	名 氏	住 所	生 年 月	學 齡 終 年 月	保 護 者			免 年 月 日	除 事 由
							氏 名	住 所	職 業		
	期 間	事 由	入學シタル學校又ハ教授者氏名				兒 童 關 係				
	年 月 日	尋常小學校ノ教科ヲ了リタル年月	就學シタル年月日								

今
日
...



広島大学図書

2000031816

